

各論

第1章 医師の養成課程を通じた医師確保

第1節 国の医師需給推計と医師の養成

- 医学部の定員数や地域枠等の医師の養成に係る中長期的な施策は、国の医師需給推計に基づき、全国的な方針が定められています。
- 国では、今後の人口の減少や高齢化による人口構成の変化等を踏まえ、医師の労働時間数の仮定に応じて3ケースの医師の需要を推計しており、これを医師の供給推計と比較した場合、最も医師の需要が大きくなると仮定したケース1では2032年頃に、医師の働き方改革等により医師の時間外・休日労働時間が年960時間程度に制限されると仮定したケース2では2029年頃に医師の需給が均衡すると推計しています。

令和2年度 医師の需給推計について(案)

医療従事者の需給に関する検討会
第35回医師需給分科会
(2020年8月31日)資料1

医師需給は、労働時間を週60時間程度に制限する等の仮定をおく「需要ケース2」において、2023年(令和5年)の医学部入学者が医師となると想定される2029年(令和11年)頃に均衡すると推計される。

・供給推計 今後の医学部定員を令和2年度の9,330人として推計。

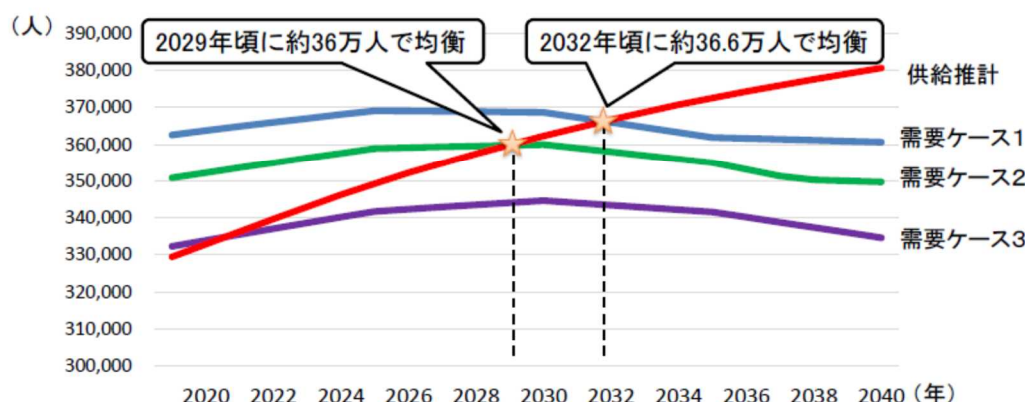
※ 性年齢階級別に異なる勤務時間を考慮するため、全体の平均勤務時間と性年齢階級別の勤務時間の比を仕事率とし、仕事量換算した。

・需要推計 労働時間、業務の効率化、受療率等、一定の幅を持って推計を行った。

・ケース1(労働時間を週55時間に制限等 ≒年間720時間の時間外・休日労働に相当)

・ケース2(労働時間を週60時間に制限等 ≒年間960時間の時間外・休日労働に相当)

・ケース3(労働時間を週78.75時間に制限等 ≒年間1860時間の時間外・休日労働に相当)



36

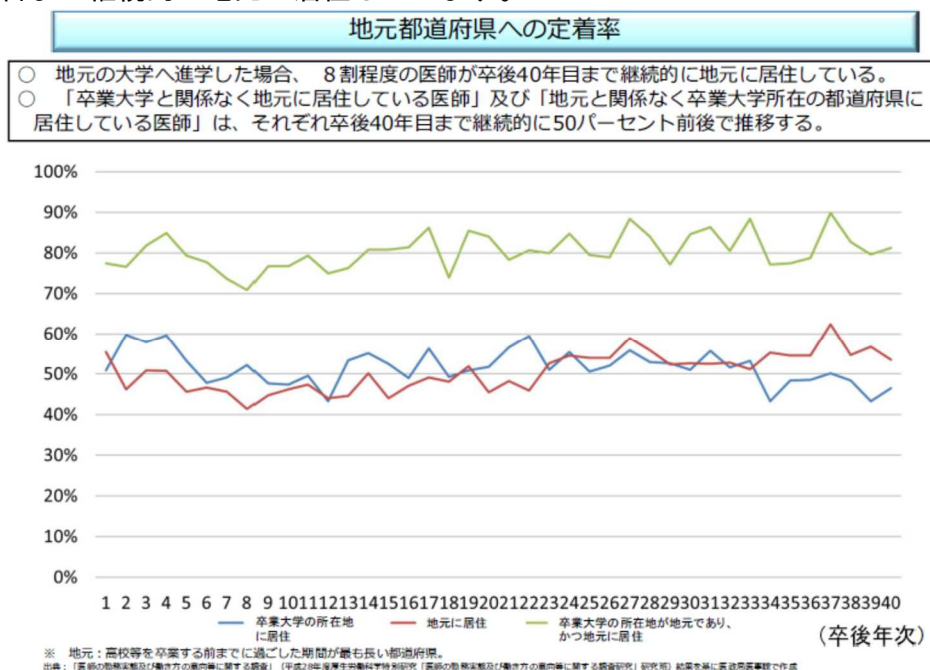
- また、これまでに養成した医師の都道府県への定着状況等から将来の都道府県別の医師の供給数を推計することにより、将来時点において各都道府県で確保が必要な医師数を算出し、養成することとしており、都道府県が医師確保計画に基づき実施する医学部の地域枠等の施策の効果が2036年に最大になることから、国では、医師の需給推計結果も踏まえ、全国における長期的な医師偏在解消の目標年を2036年としています。
- 医師の養成にあたっては、医学や医療技術を習得し、専門性を高めることにより、医師としてのキャリアを形成することはもとより、我が国における健康・福祉の確保という医師の社会的使命を認識し、地域医療の確保をはじめとした国民が求める多様なニーズに貢献できるよう、高校生、医学生、臨床研修医、専攻医といった医師養成の各段階に応じたきめ細かな対策に取り組む必要があります。

第2節 各養成課程の現状と課題及び対策

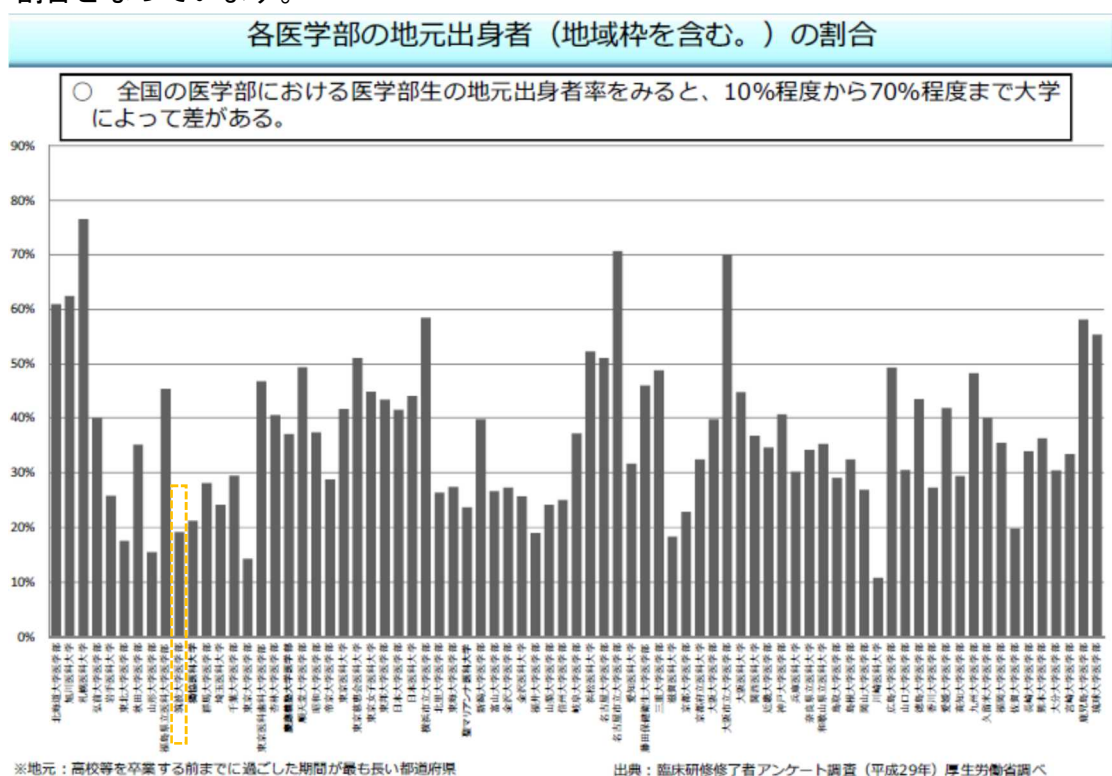
1 高校生

(1) 現状と課題

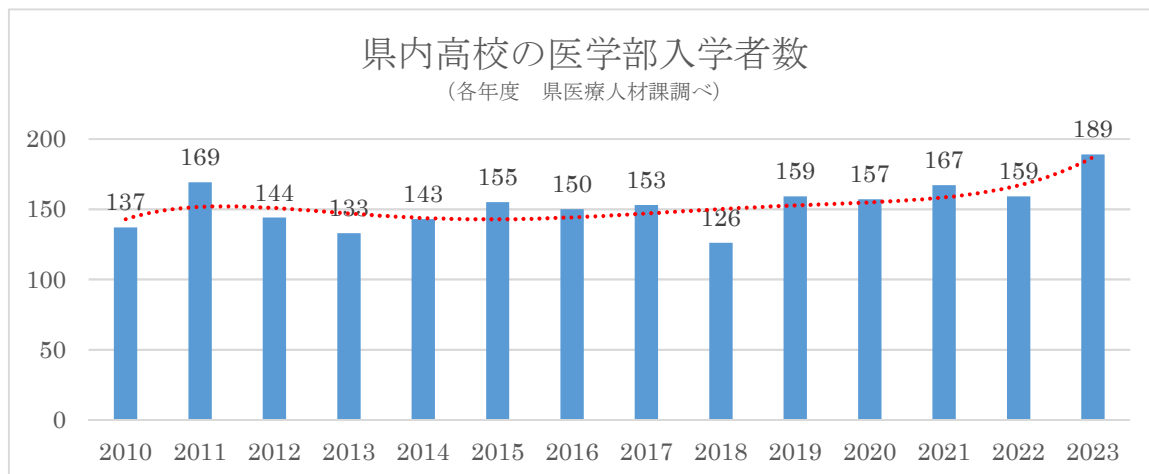
- 国の調査によると、「卒業大学と関係なく地元に住んでいる医師」及び「地元と関係なく卒業大学所在の都道府県に住んでいる医師」は、それぞれ卒業後40年目までに継続的に50%で推移している一方、高校生が地元の医科大学等へ進学した場合、8割程度の医師が卒業後40年目まで継続的に地元に住居しています。



- 一方、全国の医学部における医学部生の地元出身率をみると、10%程度から70%程度まで、大学によって差がありますが、本県の筑波大学は20%弱となっており、全国的にみると低い割合となっています。



- また、県内高校からの医学部入学者数は、年度により差があるものの、徐々に増えており、2023年度の入学者数は過去最高の189人となりました。本県の医師数を増やし、定着率をより高めるためには、県内高校生の医学部進学者数をさらに増やしていくことが必要です。



(2) 対策

- 県内高校生等の医学への興味と本県の医療状況への理解を深めるとともに、県立高等学校等において医学コースを設置し、県内高校生等の医学部進学希望者を支援することにより、医学部進学者数の増加を図ります。

ア 県立高等学校等における医学コース設置

- ・ 県立高等学校等に医学コースを設置し、医師を志す若者の医学部進学の夢を応援し、将来の茨城の医療を担う医師養成を図ります。

茨城県立高校・中等教育学校に
医学コースを設置!!!
「医志」を持つ者、来たれ!

主な取組

- 今よりさらに力を付ける習熟度別授業
- モチベーションを高める医学に関する研究会
- 医療をテーマとした充実した授業
- 医学部進学対策を充実した面接・小論文指導

茨城県教育委員会
Ibaraki Prefectural Board of Education

県立高校等における医学コースの設置について

○対象

日立第一、水戸第一、土浦第一、並木中等、古河中等の2019年度入学生（中等は後期課程進級生）から

○医学コース設置のねらい

2年生から医学部進学希望者が共に学ぶ学級を編制
⇒ 高い目的意識をもって活動
・ 医師という職業の理解や使命感を育成

※ 高校2年の学年へ進級する際に、医学コースを選択できます。
※ 入学者選抜、高校1年の学年のクラス編制は、従前のとおりです。

○医学部進学の夢を実現するための主な取組

医学に関する研究会の開催（高校1年の学年から）
病院や大学等との連携による体験実習や講演会
⇒ 豊かな人間性と高い倫理観を育成
・ 茨城の地域医療を担う人材を育成

外部連携による充実したサポート

予備校等と連携した面接・小論文指導等
⇒ 医学部進学指導体制の確立

習熟度別指導等の実施

⇒ より高いレベルの学力を育成

イ 医学部進学者向け教育ローン利子補給

- ・金融機関から医学部進学のための教育資金の融資を受けた者に対して、当該金融機関からの融資に係る利子を補給し、県内高等学校等から医学部へ進学する者の保護者の経済的な負担を軽減することにより、より多くの県内高校生が医学部に進学できるよう支援します。
- ・2023年度以降の進学者からは、順次拡大している全国対象の地域枠の修学生も修学資金と併用できるよう、利子補給の対象を県外出身者（県の修学資金貸与者に限る）にも拡大しています。



令和6年度 医学部進学者向け教育ローン利子補給事業

茨城県では、県内金融機関と連携して、医学部進学者向けに在学中「実質金利ゼロ」の教育ローン制度を設けています。

茨城県の医師修学資金と併用が可能！
県外にお住まいの方でもご利用が可能！*

在学中
実質金利0%

POINT 1 在学中に金融機関に返すのは利子分のみ。さらに、毎年支払う利子分を県が全額補助します。

POINT 2 金融機関から借りたお金（元本）は、医師になってから自分で返せます。

POINT 3 医師になってから5年以内に2年間、県内で勤務する必要があります。

茨城県 保健医療部 医療局
医療人材課 医師確保グループ
029-301-3191 (直通)
1.doctor@pref.ibaraki.jp

令和6年度 医学部進学者向け教育ローン利子補給事業 概要
下記対象の方が借入対象金融機関に支払う利子について補給金を交付します。

区分	対象要件
県内出身者等	以下のいずれかに該当する ①医学部進学（予定）者が、県内の高等学校等を卒業している（卒業見込みである） ②保護者が、利子補給の交付申請をする日において、引き続き3年以上県内に住所を有している
その他	「県内出身者等」の区分の対象要件を満たさず、医学部進学（予定）者が、茨城県の医師修学資金 [※] の貸与を受けている（受ける予定である） ※1 茨城県医師会等、茨城県医師会連合会等、茨城県医師会連合会等が主催する医師修学資金貸与事業

対象人数 年額50名程度
対象借入限度額 3,000万円
利子補給率 100%（保証料含む）
利子補給期間 正緑の修学期間以内（最大6年間）
保証機関等 株式会社理研銀行 株式会社筑波銀行 茨城県信用組合 水戸信用金庫 結城信用金庫

その他注意事項
※申請者以外に同一親縁関係者に2人以上同時に申し込んだ場合は、利子補給を停止いたします。
※医学部進学（予定）者とは、茨城県医師会研修センターの研修を受ける医師等に該当する場合があります。
※申請者（保護者）は、申請書提出後、申請内容が事実であることを証明する責任を負います。申請内容が事実でない場合は、申請者（保護者）が法的責任を負います。
※申請者（保護者）は、申請書提出後、申請内容が事実であることを証明する責任を負います。申請内容が事実でない場合は、申請者（保護者）が法的責任を負います。
※申請者（保護者）は、申請書提出後、申請内容が事実であることを証明する責任を負います。申請内容が事実でない場合は、申請者（保護者）が法的責任を負います。

茨城県地域医療 医師修学資金（地域枠）と併用すると

修学資金(A)	1,800万円	教育ローン(B)	1,400万円	学費(C)	3,200万円	不足額(D=A+B)	0円
---------	---------	----------	---------	-------	---------	------------	----

手続きの流れ
1. 申請書提出 → 2. 審査 → 3. 貸付 → 4. 返済 → 5. 返済完了

ウ 医師の県内中・高校への訪問

- ・筑波大学の医師や県地域医療支援センターのキャリアコーディネーター・教育インストラクターが県内高等学校等に赴き、講演やグループディスカッションを通じて中・高校生の医学への興味と本県の地域医療への理解を深めるとともに、高校生や保護者に対し、修学資金制度や医学部進学者向け教育ローン利子補給などの各種支援制度の周知を図ります。

エ 地域枠説明会の開催

- ・医学部進学を希望する受験生・保護者を対象に、地域枠を設置する大学による説明会を開催することにより、制度の理解を深めるとともに、将来、県内で医師の業務に従事することへの意欲の向上を図ります。

2 医学生

(1) 現状と課題

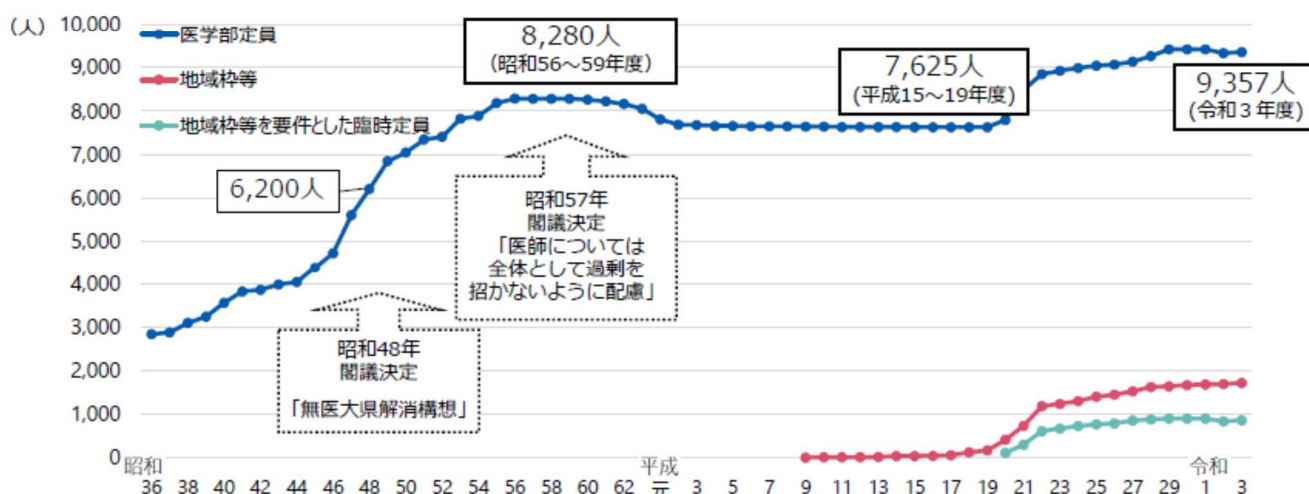
① 医学部の入学定員

- 国では、2008年度以降、医学部の入学定員を増員し、2019年度には合計9,420人に達しました。
- しかしながら、入学定員を増員は、主に地域の医師確保の観点から臨時的に行われたものであり、大学への地域枠の設置を要件としています。
- 2020年度以降の入学定員については、2019年度の定員を超えない範囲で暫定的に維持されておりますが、2026年度以降については改めて検討することとされています。

医学部入学定員と地域枠の年次推移

第6回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ
令和4年8月10日 参考資料 1

- 平成20年度以降、医学部の入学定員を過去最大規模まで増員。
- 医学部定員に占める地域枠等*の数・割合も、増加してきている。(平成19年度173人(2.3%)→令和3年1723人(18.7%))
※地域枠等：地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠

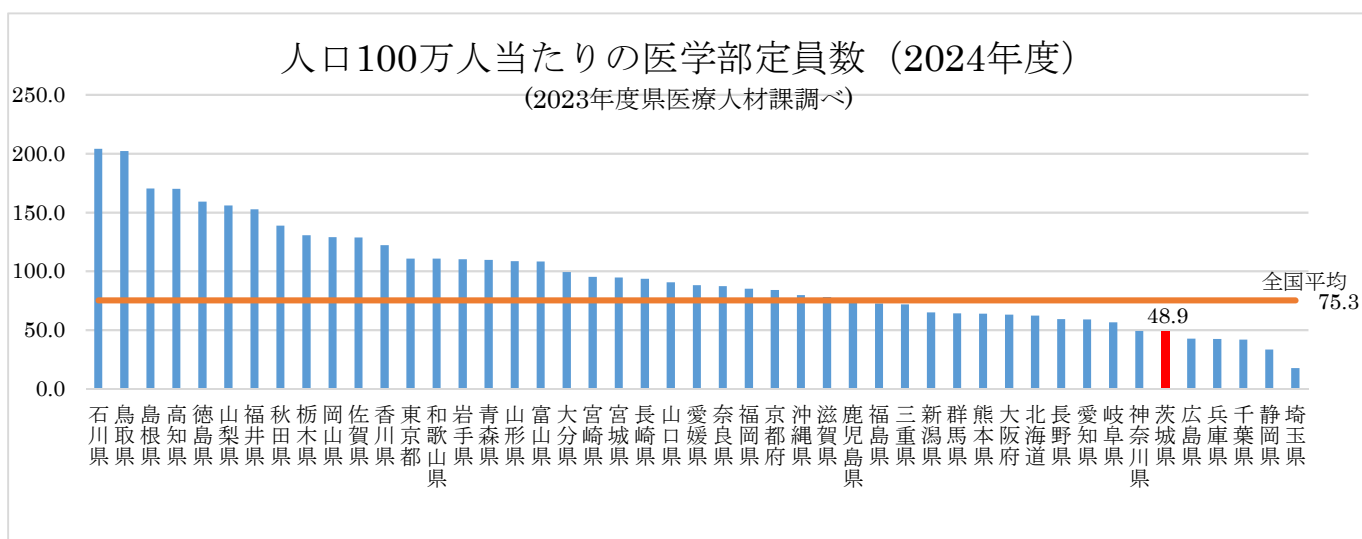


	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
医学部定員	7625	7793	8486	8846	8923	8991	9041	9069	9134	9262	9420	9419	9420	9330	9357
医学部定員(自治医科大学を除く)	7525	7683	8373	8733	8810	8868	8918	8946	9011	9139	9297	9296	9297	9207	9234
地域枠等	173	418	736	1186	1242	1304	1406	1450	1531	1627	1645	1674	1687	1695	1723
地域枠等の割合	2.3%	5.4%	8.8%	13.6%	14.1%	14.7%	15.8%	16.2%	17.0%	17.8%	17.7%	18.0%	18.1%	18.4%	18.7%
地域枠等を要件とした臨時定員	0	118	304	617	676	731	770	794	858	886	904	903	904	840	865
地域枠等を要件とした臨時定員の割合	0%	1.5%	3.6%	7.1%	7.7%	8.2%	8.6%	8.9%	9.5%	9.7%	9.7%	9.7%	9.7%	9.1%	9.4%

※自治医科大学は、設立の趣旨に鑑み地域枠等からは除く。

(地域枠等及び地域枠等を要件とした臨時定員の人数について、令和4年文部科学省医学教育課調べ)

- 本県では、唯一の医育機関である筑波大学医学部の入学定員が2024年度は139人（うち地域枠36人）であり、人口100万人当たりの医学部定員数は全国平均を下回る48.9人で、全国第41位となっています。



- 現在の国の方針では、医科大学の新設は認められておらず、また、長期的には全国で医師の供給が需要を上回ると推計されていることから、将来的な医学部定員の減員を検討することとしています。
- このため、国の方針において、都道府県は、国の医師需給推計から算定される都道府県及び二次医療圏ごとの将来時点における医師の必要数、供給数及び不足数・過剰数に基づき、必要に応じて地域枠等の設置や増員により、医師の養成と確保さらには県内定着を図っていくこととされています。

② 地域枠制度

ア 制度の概要

- 地域枠制度は、各都道府県が大学の入学定員に地域枠を設置した上で、この地域枠に入学した医学生に対して修学資金を貸与し、卒業後に都道府県内の特定の地域における診療義務を返還免除の条件とするなどして、地域医療を担う医師を養成することを目的とした制度です。
- 国の調査における大学卒業者の定着状況によると、臨床研修修了後に出身大学と同じ都道府県に勤務する割合が高いのは、地域枠の入学者と地域枠以外の入学者でかつ地元出身者（大学と出身地が同じ都道府県の者）となっています。
- このため、地域枠制度は、特定地域における診療義務により、都道府県内における二次医療圏間の医師の偏在を調整するとともに、臨時定員の増員等と組み合わせた地域枠については、医師の少ない都道府県において医師を充足させ、都道府県間の医師の偏在を是正することが期待されています。

地域枠と地域枠以外の地元出身者の定着割合

医療従事者の需給に関する検討会
第12回 医師需給分科会
2017年10月11日

- 地域枠の入学者と、地域枠以外の地元出身者（大学と出身地が同じ都道府県の者）において、臨床研修修了後に出身大学と同じ都道府県に勤務する割合が高い。

地域枠*：地域医療等に従事する明確な意思をもった学生の選抜枠であり、奨学金の有無を問わない。

	臨床研修を行った 主たる都道府県		臨床研修修了後に 勤務する都道府県	
	A県/卒業生		A県/卒業生	
	人数	割合	人数	割合
A県地域枠※1	418/504	83%	404/504	80%
地域枠以外・ 出身地A県・大学A県	1452/1871	78%	1461/1871	78%
地域枠以外・ 出身地B県・大学A県	1483/3707	40%	1418/3707	38%

※1 出身地又は大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外。

※2 出身地：高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県。

※3 防衛医科大学及び産業医科大学は除外。自治医科大学については地域枠についてのみ除外。

※4 A県は任意の都道府県。B県はA県以外の都道府県。

イ 本県の地域枠

- 本県では、2007年の国の「緊急医師確保対策」等に基づく医学部定員の臨時定員増が実施されたことにより、2009年度から筑波大学や県外の大学への地域枠の設置及び定員の拡大を図っており、2024年度には全国トップクラスの11大学に合計70名の地域枠を設置しています。そのうち62名は、国の「緊急医師確保対策」等に基づく医学部定員の臨時定員増により認められた地域枠定員となります。
- また、近年では、県内外から広く優秀な学生を募るため、「全国対象」の地域枠として新增設を進めています。

<臨時定員増による地域枠定員（うち全国対象）>

筑波大学：36名(10)、東京医科歯科大学：5名(3)、東京医科大学：5名(0)、
北里大学：4名(0)、帝京大学：1名(1)、昭和大学：4名(4)、順天堂大学：2名(2)、
日本大学：3名(3)、獨協医科大学：2名(2)

		(単位：人)															
大 学 (最新年度の臨時/恒久)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
筑波大学 (臨時定員36名)	5	7	9	11	13	22	28 (6)	36 (10)	36 (10)	36 (10)	36 (10)	36 (10)	36 (10)	36 (10)	36 (10)	36 (10)	
東京医科歯科大学 (臨時定員5名) ※2022年までは臨時2名		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5 (3)	5 (3)	
東京医科大学 (臨時定員5名、 恒久定員3名)		5	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
杏林大学 (恒久定員2名) ※H30までは臨時2名		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
日本医科大学 (恒久定員2名)				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
北里大学 (臨時定員4名) ※R3までは2名					2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	
帝京大学 (臨時定員1名、 恒久定員1名)								1	1	1	1	1	1	1	1	2 (2)	
昭和大学 (臨時定員4名)														4 (4)	4 (4)	4 (4)	
順天堂大学 (臨時定員2名)														2 (2)	2 (2)	2 (2)	
日本大学 (臨時定員3名)															3 (3)	3 (3)	
獨協医科大学 (臨時定員2名)																2 (2)	
計	1大学 5人	4大学 15人	4大学 20人	5大学 25人	6大学 29人	6大学 38人	6大学 44人	7大学 53人						9大学 61人	10大学 67人	11大学 70人	

※ ()は全国対象（内数）

ウ 国における 2025 年度以降の地域枠設定等の考え方

- 今後の医学部臨時定員について、2025 年度は 2019 年度の医学部総定員数（9,420 人）を上限に地域における医師の確保に必要な範囲で設置が認められることとされ、とりわけ前年度比増となる都道府県・大学や医師多数の都道府県については、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用で、地域における医師の確保に真に必要な範囲に限り臨時定員の設置が認められることとされています。
- また、2026 年度以降の医学部臨時定員については、各都道府県・大学の医師確保の現状を踏まえた臨時定員の設置の方針も含めて、改めて検討することとされています。
- 一方、医学部定員の減員に向けた検討が進められてきた中、都道府県には、安定した医師確保を行うため、大学の恒久定員内に、地域枠に加え、柔軟に運用できる地元出身者枠を設置することについて、積極的に大学と調整を行うことが求められています。

【参考：用語の説明】

	地域枠	地元出身者枠
対象	地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜	地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）より選抜する。
選抜方式	別枠方式	問わない
協議の場	地域医療対策協議会で協議の上、設定	
同意取得方式	志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意する。	問わない
従事要件	①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事する。 ②将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。	問わない
奨学金貸与	問わない	

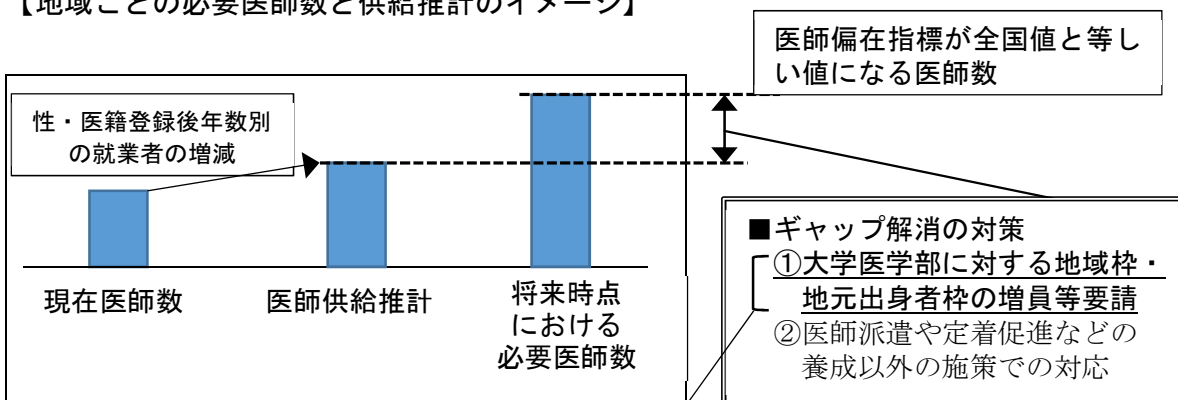
出典：令和4年4月18日厚労労働省医政局医事課長事務連絡「令和5年度以降の地域枠等の定義について」

■「医師確保計画策定ガイドライン」における将来時点（2036年）の必要医師数、地域枠・地元出身者枠の設定の考え方

【定義】

必要医師数	将来時点（2036年）において全国の医師数が全国の医師需要に一致する場合の医師偏在指標の値（全国値）と医療圏ごとの医師偏在指標が等しい値になるために必要となる医師数。
地域枠	都道府県内の特定地域での診療義務があることから、二次医療圏間の地域偏在を調整する機能があるとともに、（特定の診療科での診療義務がある場合には）診療科間の偏在を調整する機能がある。
地元出身者枠	大学の所在地である都道府県内に、長期間にわたり8割程度の定着が見込まれているが、特定地域等での診療義務があるものではないため、直接的には都道府県内における二次医療圏間の偏在調整の機能はなく、都道府県間の偏在を調整する機能がある。

【地域ごとの必要医師数と供給推計のイメージ】



【都道府県の要請権限のイメージ】

	医師が少数の県（本県）	医師が少数の県以外
医師が少数の二次医療圏のある県（本県）	○地域枠の設置・増員の要請 ○地元出身者枠の設置・増員の要請 ○地域枠（臨時定員）の設置・増員の要請	○地域枠の設置・増員の要請 ×地元出身者枠の設置・増員の要請 ×地域枠（臨時定員）の設置・増員の要請
医師が少数の二次医療圏のない県		×地域枠の設置・増員の要請 ×地元出身者枠の設置・増員の要請 ×地域枠（臨時定員）の設置・増員の要請

○ また、地域枠学生の選抜は、原則、一般枠と別枠の募集定員を設ける「別枠方式」によることとし、地域医療対策協議会の協議を経た上で、大学に対して地域枠の設置を要請することとされています。

エ 地域枠医師の義務履行と県内定着

- 地域枠は地域医療を担う医師を養成し、医師の不足や偏在の解消に資することを目的としていることから、定員充足率の向上のほか、卒後の地域枠医師の義務履行や県内定着に向けた支援を行うことが重要です。
- このため、地域枠制度は、地域枠修学生にとって、学部教育のみならず、卒後のキャリア形成においても魅力的であることが重要であり、優秀な学生をより多く集め、地域医療への意欲・興味を涵養することはもとより、各医療機関における指導体制の充実や専門医資格の取得支援、さらには勤務環境の改善や地域での生活支援など、多岐にわたる切れ目のない支援体制が求められます。
- なお、2023年4月1日時点の修学生医師の義務明け後の定着率は、医師修学資金貸与制度が67.9%、海外対象医師修学研修資金貸与制度が33.3%、自治医科大学卒業医師が65.4%となっており、地域枠については2024年度に第1期生が初めて義務明けとなる医師が出ることとなります。

【修学資金貸与制度別の義務明け後の定着率（2023.4.1現在）】

区分	義務明け 医師 (A)	義務明け後の 県内勤務人数 (B)	義務明け後の 定着率 (B/A)
地域医療医師修学資金（地域枠）	-	-	-
医師修学資金（一般）	53人	36人	67.9%
海外対象医師修学研修資金（海外）	3人	1人	33.3%
自治医科大学	78人	53人	67.9%
合計	134人	90人	67.2%

(2) 対策

① 地域枠による将来時点の不足医師の養成

P

○ 国では、地域ごとの医師の需給推計を行い、都道府県ごとの将来時点における不足医師数及び地域枠等の必要数を暫定的に算定しており、都道府県は、これを踏まえ地域医療対策協議会において協議を行った上で、大学医学部に地域枠等の設置・増員を要請することとされております。

○ 2019年3月の試算によると、本県では、2036年時点において県全体としては医師の不足はないものの、医療圏別にみると、日立、常陸太田・ひたちなか、鹿行、取手・竜ヶ崎、筑西・下妻、古河・坂東の6医療圏について、医師数(上位推計)が必要医師数に満たず、当該医療圏の不足医師数の合計が1,402人となり、2036年に向けた医師の年間不足養成数(=不足地域枠数)は81人とされました。

○ これを受け、県外の大学に対して地域枠の新增設を要請し、2024年度には定員を70人(うち臨時定員62人)まで拡大してきたところです。

○ しかしながら、第8次(前期)医師確保計画の策定に向け2023年11月に新たに示された算出値では、前回と同様、2036年時点において県全体としては医師の不足はありませんが、日立、常陸太田・ひたちなか、鹿行、取手・竜ヶ崎、筑西・下妻、古河・坂東の6医療圏の不足医師数の合計が879人、年間不足養成数が48人と示されました。

○ そのため、地域枠の更なる新增設については、急速な人口減少に伴う医療需要の見通しや、各修学資金貸与制度による医師数の将来推計などを踏まえながら、必要に応じて検討することとします。

<国が暫定的に算出した「将来時点(2036年時点)における不足医師数等>

・2019年3月算定値

	医師多数・少数区域	必要医師数	供給推計		不足医師数・過剰医師数				年間不足養成数・過剰養成数			H31臨時定員(地域枠関係)
					供給-必要数(都道府県)		供給-必要数(二次医療圏)合計		都道府県		二次医療圏	
			上位推計	下位推計	上位推計	下位推計	上位推計	下位推計	上位推計			
			不足医師数(供給上位△必要)	過剰医師数(供給下位△必要)	不足医師数※2	過剰医師数※3	不足養成数	過剰養成数	不足養成数			
茨城県	少数	7,519	7,721	5,143	202	-2,376	-1,402	400	0	0	-81	47
水戸	多数	1,252	1,583	1,055	331	-197						
日立	少数	646	540	360	-106	-286						
常陸太田・ひたちなか	少数	941	540	359	-401	-562						
鹿行	少数	658	341	227	-317	-431						
土浦		658	809	539	151	-119						
つくば	多数	927	1,993	1,327	1,066	400						
取手・竜ヶ崎	少数	1,246	1,102	734	-144	-512						
筑西・下妻	少数	669	363	242	-306	-427						
古河・坂東	少数	577	449	299	-128	-278						

=地元出身者枠必要数

=不足地域枠数

・2023年11月算定値

	医師多数・少数区域	必要医師数	供給推計		不足医師数・過剰医師数 ※1				年間不足養成数・過剰養成数 ※4			R5臨時定員
					供給推計-必要医師数(都道府県)		供給推計-必要医師数(二次医療圏)合計		都道府県		二次医療圏	
			上位	下位	上位	下位	上位	下位	上位	下位	上位	
					不足医師数	過剰医師数	不足養成数 ※2	過剰養成数 ※3	不足養成数 ※5	過剰養成数	不足養成数 ※6	
茨城県	少数	7,681	7,697	5,245	16	-2,435	-879	122	0	0	-48	59
水戸	多数	1,440	1,561	1,064	121	-376						
日立	少数	714	547	373	-167	-341						
常陸太田・ひたちなか	少数	733	543	370	-190	-362						
鹿行	少数	448	342	233	-106	-215						
土浦		766	790	538	24	-228						
つくば	多数	1,223	1,973	1,344	750	122						
取手・竜ヶ崎	少数	1,276	1,102	751	-174	-525						
筑西・下妻	少数	475	376	256	-99	-219						
古河・坂東	少数	607	463	316	-144	-291						

※1 2036年度における供給推計と必要医師数の差(2023年度までの臨時定員の効果を見込まないもの)

※2 都道府県内において、供給数が上位推計の値であっても医師が不足すると推計される二次医療圏のみを合計した数値

※3 都道府県内において、供給数が下位推計の値であっても医師が過剰になると推計される二次医療圏のみを合計した数値

※4 2036年度に必要な医師数を達成するために、2024年度以降に必要な又は過剰になると推計される1年あたり養成数(2023年度までの臨時定員の効果を見込んだもの)。

不足養成数が正の場合、過剰養成数が負の場合は0とした。

※5 都道府県別の養成必要数(不足養成数)については、都道府県内への定着率を、一般枠0.5、地元出身者枠0.8、地域枠1とし、不足養成数の3.3倍(=1/(0.8-0.5))が地元出身者枠換算の必要数、2倍(=1/(1-0.5))が恒久定員内の地域枠換算の必要数、1倍が地域枠設置を要件とする臨時定員換算の必要数となる。

※6 医師が不足すると推計される二次医療圏における、合計の不足医師数を、臨時定員地域枠で補うと仮定した際に、2024年度以降に必要なと推計される1年あたりの養成数

【参考：地域枠等の設置の考え方】

■医師確保計画ガイドラインにおける地域枠等の設定の考え方

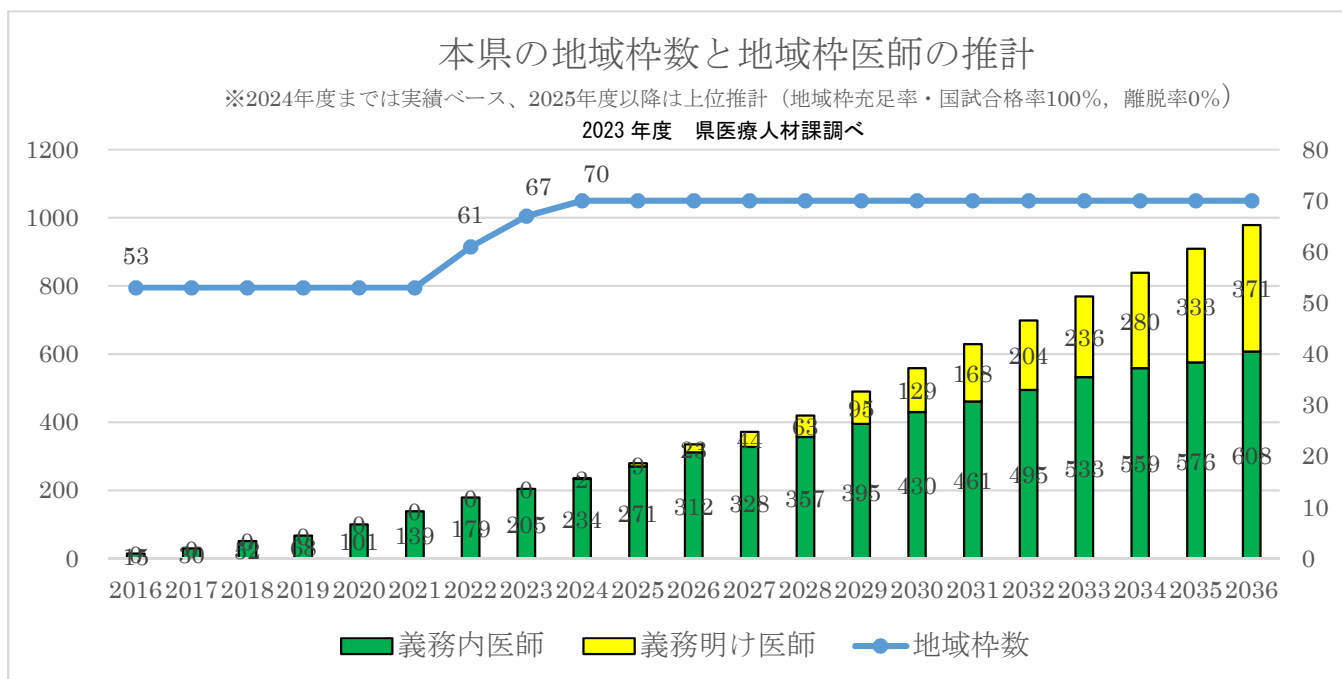
- 二次医療圏で不足養成数がある場合は都道府県内の大学医学部における恒久定員の枠内での地域枠設置を要請する。また、都道府県で不足養成数がある場合は恒久定員の枠内での地元出身者枠設置を要請する。
- 恒久定員の5割程度の地域枠等を設置してもなお地域枠等の確保が不十分である場合、都道府県は地域医療対策協議会の協議を経た上で、地域枠の設置を要件とする臨時定員の設置を要請できることとし、その際には、将来の医師多数都道府県に所在する大学医学部における都道府県をまたいだ地域枠の創設又は増員を要請することもできる。
- なお、大学の状況等により、恒久定員の5割程度の地域枠の設置を要請しない場合については、地域において不足する医師を確保するために大学等からの医師派遣等、これに代替する実効的な医師偏在対策の実施等について、地域医療対策協議会等の場で検討する必要がある。

■恒久定員と臨時定員

- ガイドラインにおいては、地域枠・地元出身者枠の設置にあたり、都道府県内への定着率は一般枠0.5、地元出身者枠0.8、地域枠1と設定されていることから、不足養成数の3.3倍が恒久定員内地元出身者枠換算の必要数、2倍が恒久定員内地域枠換算の必要数、1倍が地域枠設置を要件とする臨時定員換算の必要数とされています。

【参考：将来時点（2036年時点）における本県の地域枠の推計】

- ・地域枠数を2024年度の70人で維持した場合、2036年には義務内医師608人、義務明け医師が371人まで増加する見込みとなります。



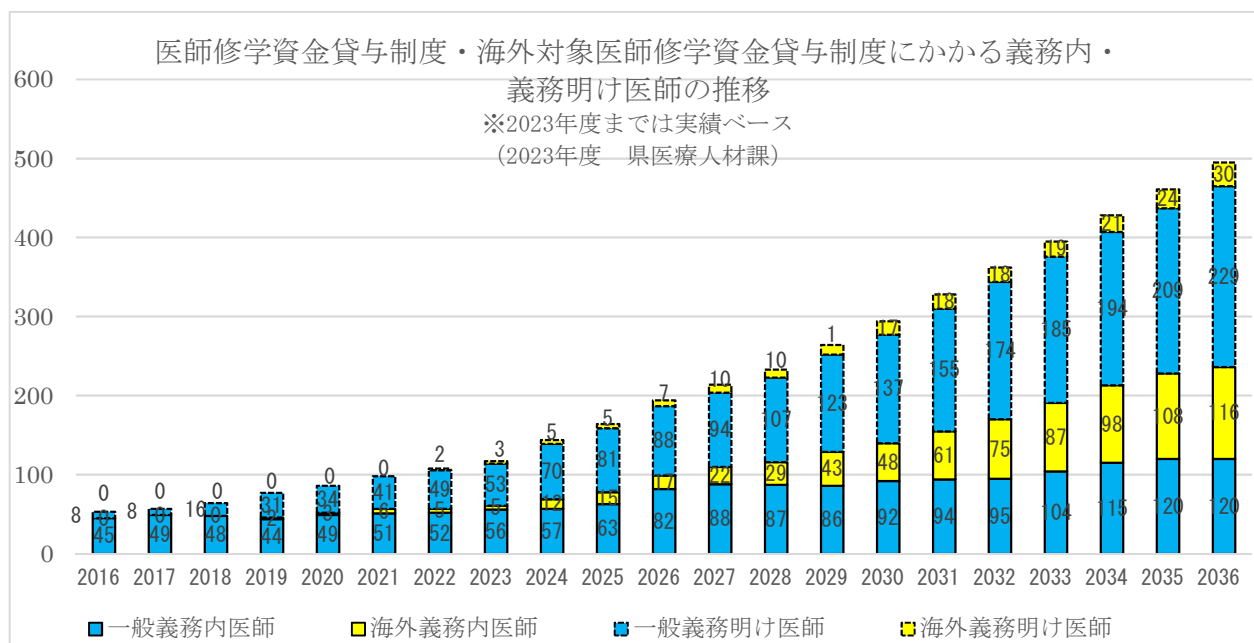
② 医師修学資金貸与制度

- 本県では、医師修学資金貸与制度（2006 年度～）及び地域医療医師修学資金貸与制度（地域枠、2009 年度～）を実施し、医師が不足する地域を中心に医師の確保を図っています。さらに、2017 年度からは、海外の医科大学の進学者に対し、修学資金や医師国家試験受験のための研修資金を貸与する制度を実施しています。
- また、2023 年度現在で、県内 6 市 1 町（水戸市、日立市、常陸大宮市、筑西市、坂東市、神栖市、大子町）が、公立病院等の勤務医や小児科・産婦人科・救急科などの不足診療科の医師の確保を図るため、修学資金貸与制度等を設けています。
- 引き続き、将来、本県の地域医療への従事に意欲のある医学生に対し、各修学資金貸与制度による支援を行い、医師の不足する地域を中心に医師の確保を図ります。

項目	地域医療医師修学資金貸与制度（地域枠）	医師修学資金貸与制度	海外対象医師修学研修資金貸与制度
概要	医師不足地域の医療機関に勤務意思を有する者に地域枠設置大学にて選抜試験を実施し、入学者に修学資金を貸与	医師不足地域の医療機関に勤務意思を有する者に修学資金を貸与	外国の医学校を卒業後、日本の医師免許を取得し、茨城県内に勤務意思を有する者に修学資金（在学中）及び日本の医師国家試験合格のための研修資金（外国の医師免許取得後）を貸与
貸与条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内高校卒業者又は県内居住者の子 ・ 全国対象の出願資格を満たす者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内高校卒業者又は県内居住者の子 ・ 筑波大学医学類生（県外出身も可） 	外国の医学校に進学した者（県外出身も可）
貸与額	国立大学 月 20 万円 （年 240 万円／6 年計 1,440 万円） 私立大学 月 25 万円 （年 300 万円／6 年計 1,800 万円）	月 15 万円 （年 180 万円／6 年計 1,080 万円）	修学資金：月 15 万円 （年 180 万円／6 年計 1,080 万円） 研修資金：150 万円
貸与期間	正規の修学期間	正規の修学期間	正規の修学期間
返還免除	知事が指定する医療機関で 9 年間勤務（9 年のうち 1/2 以上は医師不足地域に勤務）	県内医師不足地域で貸与期間と同期間勤務（貸与期間が 3 年未満の場合は 3 年）	知事が指定する医療機関で修学資金貸与期間（研修資金の貸与を受けた場合は、当該期間に 1 年を加えた期間）の 2 分の 3 の勤務期間（義務期間が 3 年未満の場合は 3 年、9 年を超える場合は 9 年）

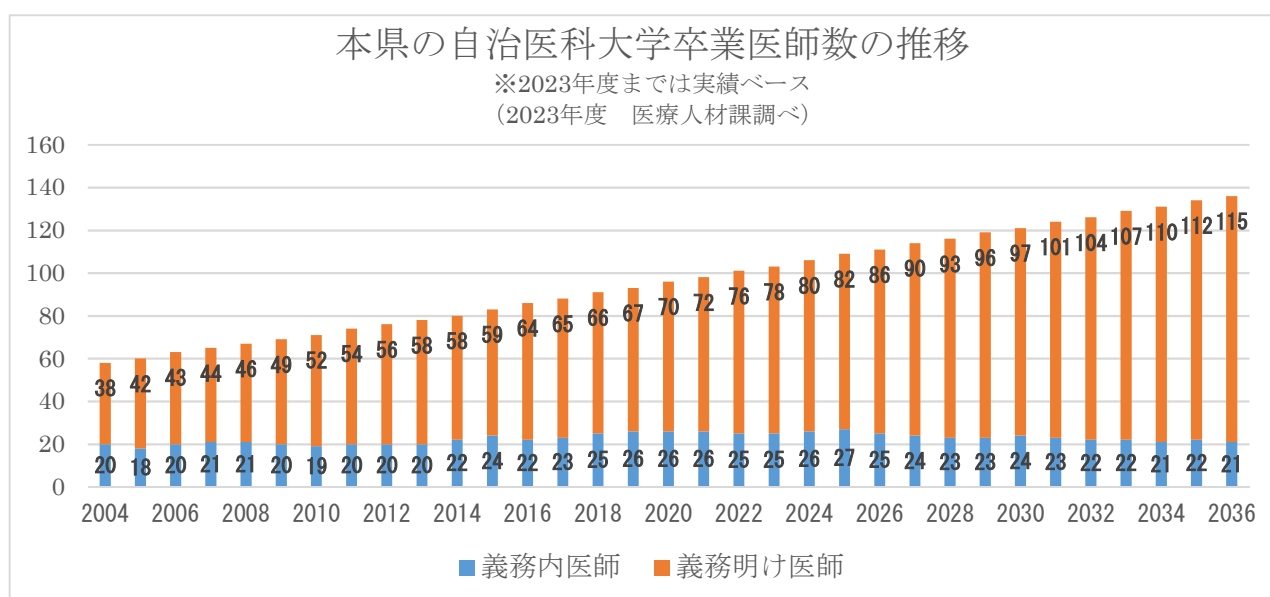
【参考：本県の医師修学資金貸与制度による医師数の推計】

- ・本県の医師修学資金貸与制度及び海外対象医師修学研修資金貸与制度により医師の養成・確保を図ることにより、2036年に義務内医師 236人、義務明け医師が259人まで増加する見込みです。



③ 自治医科大学における医師の養成

- 本県の県北山間地域などのへき地診療所や、無医地区等への巡回診療等を行うへき地医療拠点病院に勤務する医師を養成する自治医科大学の運営費を負担するとともに、へき地医療支援機構とも連携しながら、卒業後の医師を医師の確保が難しいへき地の公的病院等に派遣します。
- また、修学資金等の返還免除要件である勤務期間が終了した卒業医師の県内医療機関への勤務を促進します。



④ 県地域医療支援センターによる修学生等支援

- 地域枠等の修学生や自治医科大学生が県内地域医療への意欲と熱意を持ち続けられるよう、個別面談により本県でのキャリア形成を支援するとともに、各種セミナー等を開催します。

ア キャリアコーディネーター等による修学生への個別支援

- 本県の医療に精通した医師である県地域医療支援センターのキャリアコーディネーターとの面談や各種相談、教育インストラクターによる症例発表やレポートに対するアドバイスなど、在学中から卒後のキャリア形成まで、修学生が夢や希望を持って本県の地域医療に貢献できるよう、きめ細かにサポートします。

イ 修学生セミナー等の開催

- 修学生等が、県内各地域を訪れ、じかに地域の状況を学び、また、互いに交流を深め、仲間をつくることにより、将来、本県の医師不足地域等で働くことへの不安を解消するとともに、地域医療への意欲を醸成するため、県地域医療支援センターと県内医療機関の連携を図り、修学生セミナーや地域医療研修会、修学生の集い、新入生オリエンテーション等を開催します。

3 医師のキャリア形成

(1) 現状と課題

① 臨床研修医

ア 臨床研修制度

- 医師国家試験に合格し、診療に従事しようとする医師は、医師法に基づき、医学部を置く大学に附属する病院又は都道府県知事が指定する病院において、臨床研修を受けることとなっています。
- 臨床研修は、医師が医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野に関わらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識し、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることを目的としています。
- 臨床研修制度は、2004年の医師法改正により必修化されて以降、専門医等のキャリアパスへの円滑な移行や受入病院の指導体制の格差等の課題をふまえ、国において研修プログラムの弾力化や臨床研修病院の指定基準の見直しが行われてきました。
- また、募集定員倍率（全国の臨床研修募集定員数／全国の臨床研修希望者数）が最大で1.35倍まで拡大したことなどにより、研修医が都市部に集中する傾向が続いたことから、2010年度から人口分布や医学部定員数、過去の採用実績に基づき都道府県別に募集定員の上限が設けられるとともに、募集定員倍率を段階的に縮小することにより、研修医の都市部への集中の抑制が図られています。さらに、2018年の医療法等の改正により、都道府県において、地域の実情に応じたきめ細やかな医師偏在対策を実施できるよう、2020年度から臨床研修病院の指定や都道府県の募集定員の設定に係る権限が国から都道府県に移譲されました。

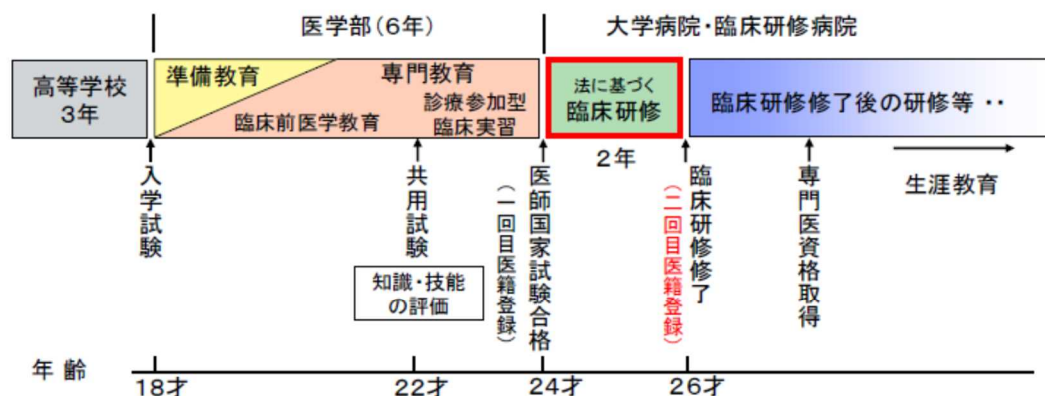
臨床研修制度の概要

第3回医療政策研修会
第2回地域医療構想アドバイザー会議
(2019年2月15日)資料4

1. 医学教育と臨床研修

- 法に基づく臨床研修(医師法第十六条の二)

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



2. 臨床研修の基本理念(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令)

臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

権限移譲後の国と都道府県の役割分担について

医師法の改正趣旨等

- 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年第79号）の成立に伴い、平成32年(2020年)4月より、国から各都道府県に臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の設定権限の移譲等がなされ、各都道府県は、これらの制度の活用を通じ、地域における医療提供体制を整備する取組が求められる。
- これらの権限移譲により、各都道府県においては、都道府県地域医療対策協議会の審議のもと、臨床研修病院の指定や、医師少数区域に配慮した定員の設定など、地域の実情に応じたきめ細かな医師偏在対策が可能となる。
- これまで全て国の事務とされていた臨床研修制度に関する事務については、以下のとおりの役割分担となり、都道府県を行う医師偏在対策の強化に資する。

臨床研修制度に関する主な事務と分担

	国、地方厚生局	都道府県
	(考え方) 臨床研修制度の設計、研修の質の確保	(考え方) 個別病院の指定、定員設定事務
臨床研修病院の指定、取消	○ (指定基準の策定) (※)	◎ (個別病院の指定)
臨床研修病院の定員設定	○ (都道府県上限の設定)	◎ (個別病院の定員設定)
年次報告の受理	－ (※)	◎
研修プログラム変更等の受理	－ (※)	◎
指定継続にかかる訪問調査	－ (※)	◎
報告の徴収及び指示	◎	◎
研修医等からの相談対応	◎	○
都道府県間の調整	◎	－
臨床研修の質の観点からの調査	◎	－
補助金の執行	◎	－
臨床研修修了登録	◎	－

※必要に応じ地方自治法第245条の4に基づく技術的助言を行う。

イ 臨床研修と地域における医師確保

- 国の調査によると、臨床研修を出身大学と同じ都道府県で実施した場合、研修修了後に大学と同じ都道府県で勤務する割合は85%と高い一方、臨床研修を出身大学と異なる都道府県で実施した場合、研修修了後に大学と異なる都道府県で勤務する割合が84%と高くなっています。

大学が所在する都道府県で臨床研修を行ったときの定着割合

平成29年9月13日 第11回
医師需給分科会 資料

- 初期臨床研修を出身大学と同じ都道府県で実施した場合、臨床研修修了後、大学と同じ都道府県で勤務する割合が高い(85%)。一方、初期臨床研修を出身大学と異なる都道府県で実施した場合、研修修了後、大学と異なる都道府県で勤務する割合が高い(84%)。

大学	臨床研修	臨床研修修了後に勤務する都道府県			
		A県		A県以外	
		人数	割合	人数	割合
A県	A県	5164	85%	938	15%
A県	B県	905	16%	4677	84%

- ※1 出身地又は大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外。
 ※2 出身地：高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県。
 ※3 A県は任意の都道府県。B県はA県以外の都道府県。

- また、出身地の大学に進学し、その後、同じ都道府県で臨床研修を行った場合、研修修了後に出身地の都道府県で勤務する割合が 90%と最も高く、出身地以外の大学に進学した場合であっても、臨床研修を出身地と同じ都道府県で実施した場合、研修修了後に出身地の都道府県で勤務する割合は 79%と高くなっています。一方、出身地の大学に進学した場合でも、臨床研修を別の都道府県で行うと、研修修了後に出身地で勤務する割合は 36%と低くなります。

出身都道府県で臨床研修を行ったときの定着割合			平成29年9月13日 第11回 医師需給分科会 資料			
○ 出身地の大学に進学し、その後、同じ都道府県で臨床研修を行った場合、臨床研修終了後、出身地の都道府県で勤務する割合が最も高い（90%）。出身地以外の大学に進学した場合であっても、臨床研修を出身地と同じ都道府県で実施した場合、臨床研修修了後、出身地の都道府県で勤務する割合は高い（79%）。						
○ 出身地の大学に進学しても、臨床研修を別の都道府県で行うと、臨床研修終了後、出身地で勤務する割合は低い（36%）。						

			臨床研修修了後に勤務する都道府県			
			A県		A県以外	
出身地	大学	臨床研修	人数	割合	人数	割合
A県	A県	A県	2776	90%	304	10%
A県	A県	B県	321	36%	567	64%
A県	B県	A県	2001	79%	543	21%
A県	B県	C県	474	9%	4578	91%

<参考>

			臨床研修修了後に勤務する都道府県			
			A県		A県以外	
出身地	大学	臨床研修	人数	割合	人数	割合
B県	A県	A県	2347	79%	617	21%

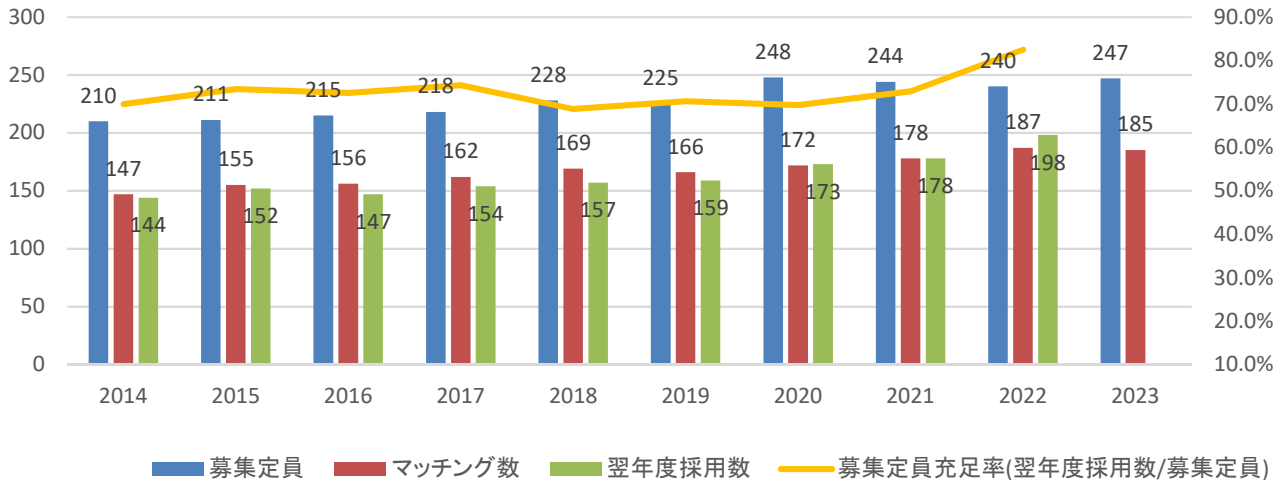
※1 出身地又は大学が海外の場合及び当該項目について無回答の場合は除外。 出典：臨床研修修了者アンケート調査（平成27
 ※2 出身地：高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県。 厚生労働省調べ
 ※3 A県は任意の都道府県。B県、C県はA県以外の都道府県。（C県はB県と一致する場合も含む）

- このため、出身地及び出身大学の県内・県外に関わらず、医師は臨床研修を行った都道府県に引き続き勤務する割合が高くなっており、本県においても、医師の確保を図るためには、県内外からより多くの臨床研修医を採用することが重要です。

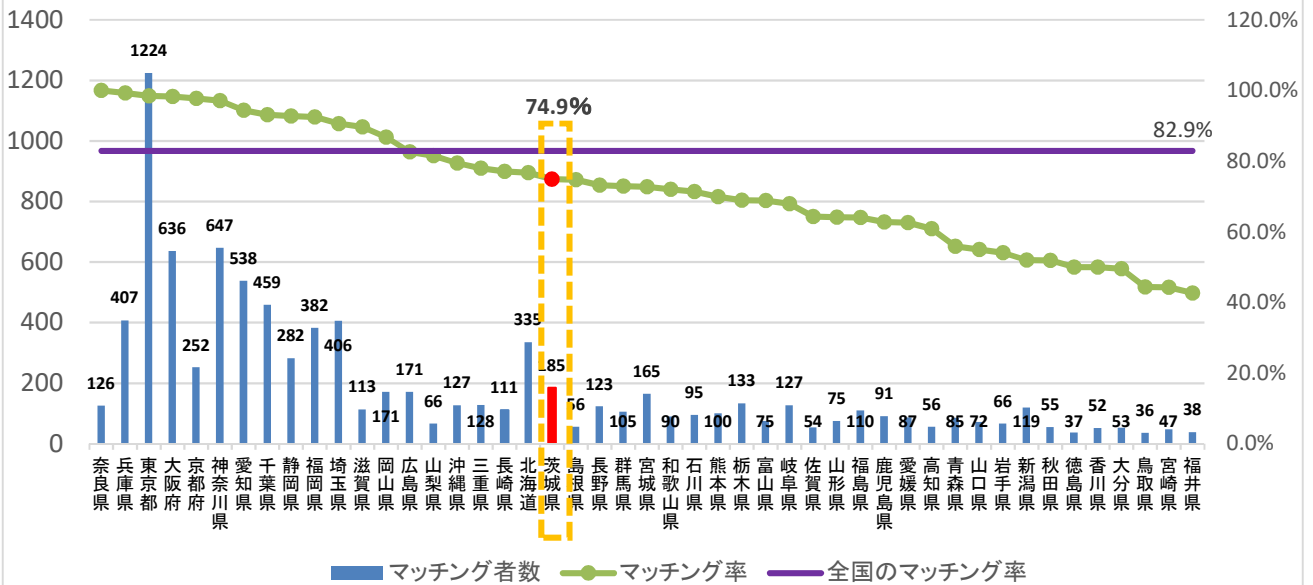
ウ 臨床研修医の採用状況

- 臨床研修医の採用マッチングは、医師臨床研修マッチング協議会により実施され、研修希望者と臨床研修病院の希望を踏まえ、一定の規則（アルゴリズム）に従い、コンピュータにより組み合わせが決定されます。
- 本県では、制度が必修化された 2004 年度以降、マッチング者数は増加傾向にあり、2023 年度のマッチ率（マッチ者数／募集定員）は 74.9%で全国第 20 位となりました。2022 年度の採用者数は過去最高の 198 人となりましたが、募集定員の充足率は 8 割強に留まっていることから、採用者数をさらに増加させていくことが必要です。

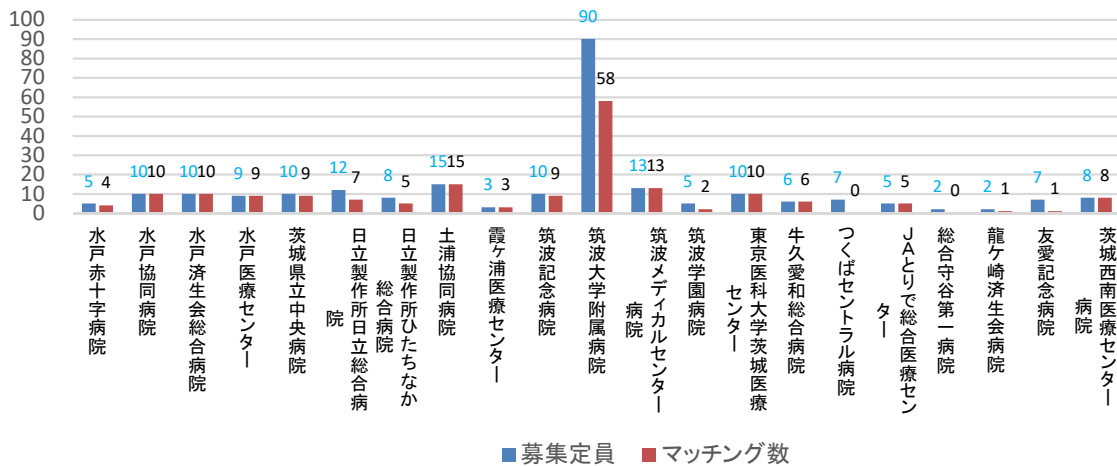
本県の臨床研修医のマッチング数・採用者数の推移



2023年度の臨床研修医マッチング状況



2023年度臨床研修医マッチング状況

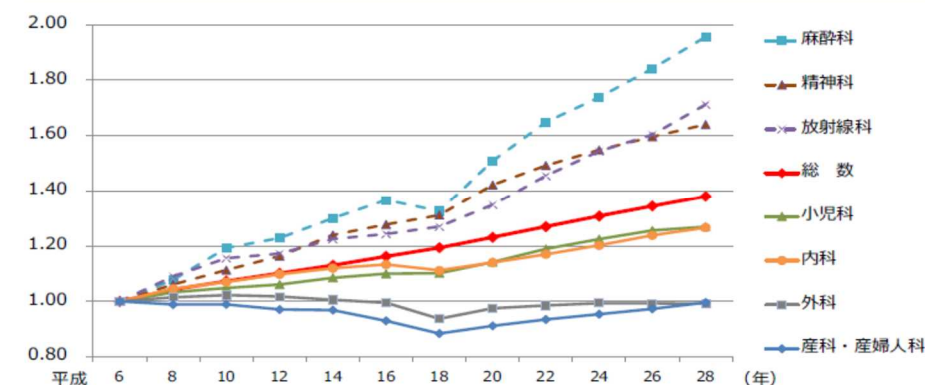


② 専攻医

ア 新専門医制度

- 医師の9割以上が専門医資格の取得を希望している中、これまで、各学会の独自の方針で制度を設けることにより、専門医を養成してきましたが、各学会の認定基準が統一されていないことから、専門医の質の担保が懸念されるとともに、医師の地域偏在及び診療科偏在が医療をめぐる重要な課題となっていました。

<p style="text-align: center;">診療科別医師数の推移（平成6年を1.0とした場合）</p> <p>○ 多くの診療科で医師は増加傾向にある。 ○ 減少傾向にあった産婦人科・外科においても、増加傾向に転じている。</p>	<p>医療従事者の需給に関する検討会 第28回 医師需給分科会 2019年2月18日</p>
--	--

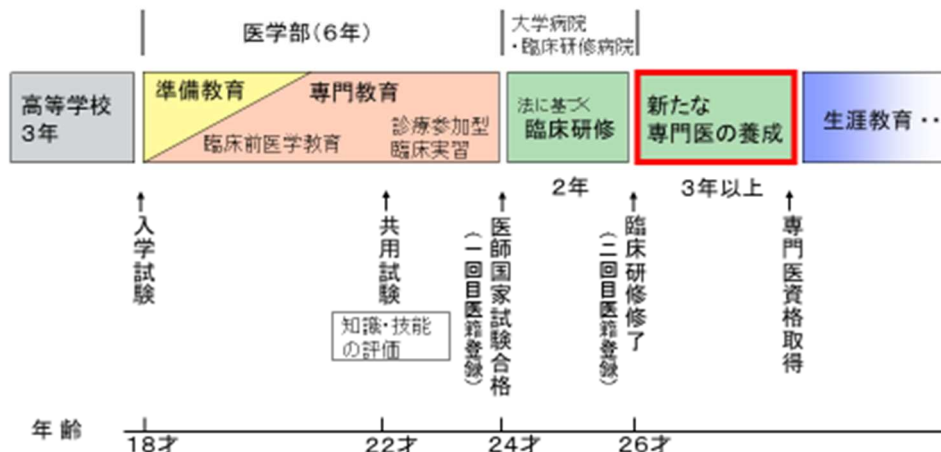


※内科・・・（平成8～18年）内科、呼吸器科、循環器科、消化器科（胃腸科）、神経内科、アレルギー科、リウマチ科、心療内科（平成20～28年）内科、呼吸器、循環器、消化器、腎臓、糖尿病、血液、感染症、アレルギー、リウマチ、心療内科、神経内科
 ※外科・・・（平成6～18年）外科、呼吸器外科、心臓血管外科、気管食道科、小児外科（平成20～28年）外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳癌外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科
 ※平成18年調査から「研修医」という項目が新設された

出典：平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査 33

- このため、国において、医師の質の一層の向上及び医師の偏在是正を図ることを目的として、新たな専門医の仕組みの検討を進め、2014年に専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行う中立的な第三者機関として（一社）日本専門医機構を設立するとともに、2018年度からは総合診療も含めた19の基本領域で新専門医制度が始まりました。
- 専門研修は、（一社）日本専門医機構が指導医数、症例数、研究業績等の基準を満たす研修プログラムを認定し、専攻医は認定プログラムの基幹施設・連携病院をローテーションしながら研修を実施します。

<p style="font-size: large;">新たな専門医の養成について</p>	<p>第44回社会保障審議会医療部会 2016年2月18日</p>
---	---------------------------------------



専門医の領域、認定・更新 専門医の在り方に関する検討会報告書(平成25年4月22日)より

- 専門医の領域は、基本領域の専門医を取得した上でサブスペシャリティ領域の専門医を取得する二段階制を基本とする。
- 専門医の認定は、経歴症例数等の活動実績を要件とし、また、生涯にわたって標準的な医療を提供するため、専門医取得後の更新の際にも、各領域の活動実績を要件とする。
- 広告制度(医師の専門性に関する資格名等の広告)を見直し、基本的に、第三者機関が認定する専門医を広告可能とする。

新たな専門医制度の基本設計

サブスペシャリティ領域 (29 領域)

消化器病、循環器、呼吸器、血液、内分泌代謝、糖尿病、腎臓、肝臓、アレルギー、感染症、老年病、神経内科、消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、リウマチ、小児循環器、小児神経、小児血液・がん、周産期、婦人科腫瘍、生殖医療、頭頸部がん、放射線治療、放射線診断、手外科、脊椎骨髄外科、集中治療

基本領域 (19 領域)

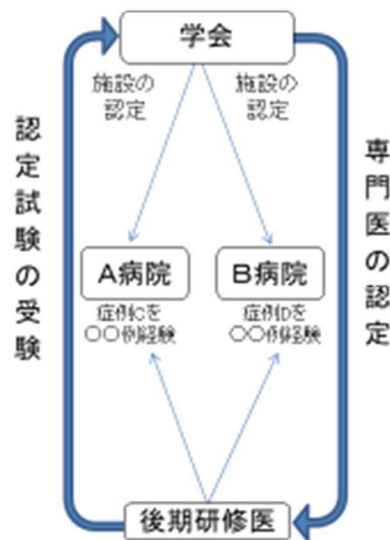
内科 小児科 皮膚科 精神科 外科 整形外科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 泌尿器科 脳神経外科 放射線科 麻酔科 病理 臨床検査 救急科 形成外科 リハビリテーション科 **総合診療**

従来の専門医認定と新たな専門医認定の比較(イメージ)

従来の専門医認定(カリキュラム制)

学会が、一定の基準を満たす病院を研修施設として認定し、研修医は個別の研修施設を選択して研修

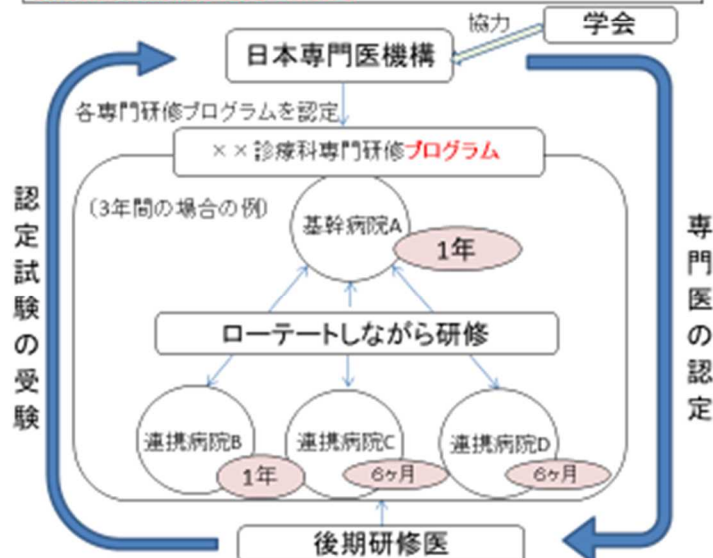
【受験資格】症例を〇〇例、症例を〇〇例経験したこと等 (研修期間や研修病院に制限はない)



新たな専門医認定(プログラム制)

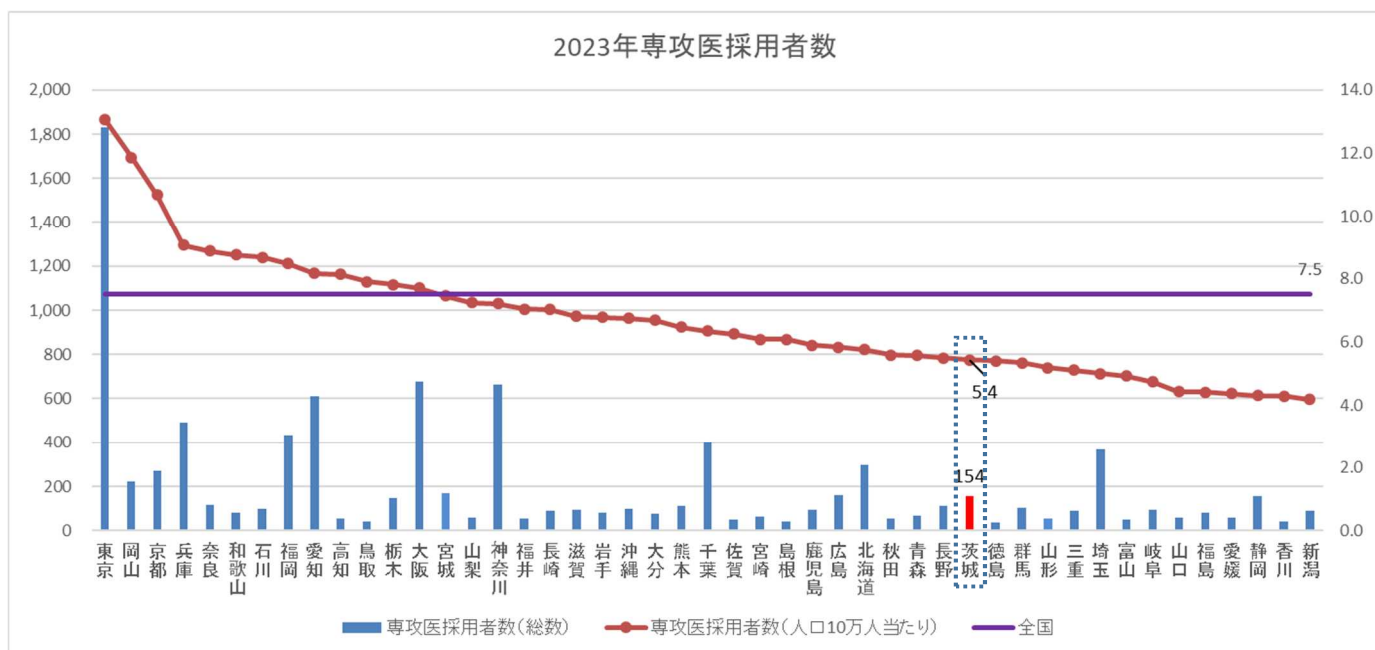
日本専門医機構が、指導医数、症例数、研究業績等の基準を満たす研修プログラムを認定し、研修医は基幹施設・連携病院をローテートして研修

【受験資格】プログラムに基づき、症例を経験しめ研修施設をローテートすること等 (研修期間や研修病院が設定されている)



イ 専門研修プログラムと専攻医採用者数

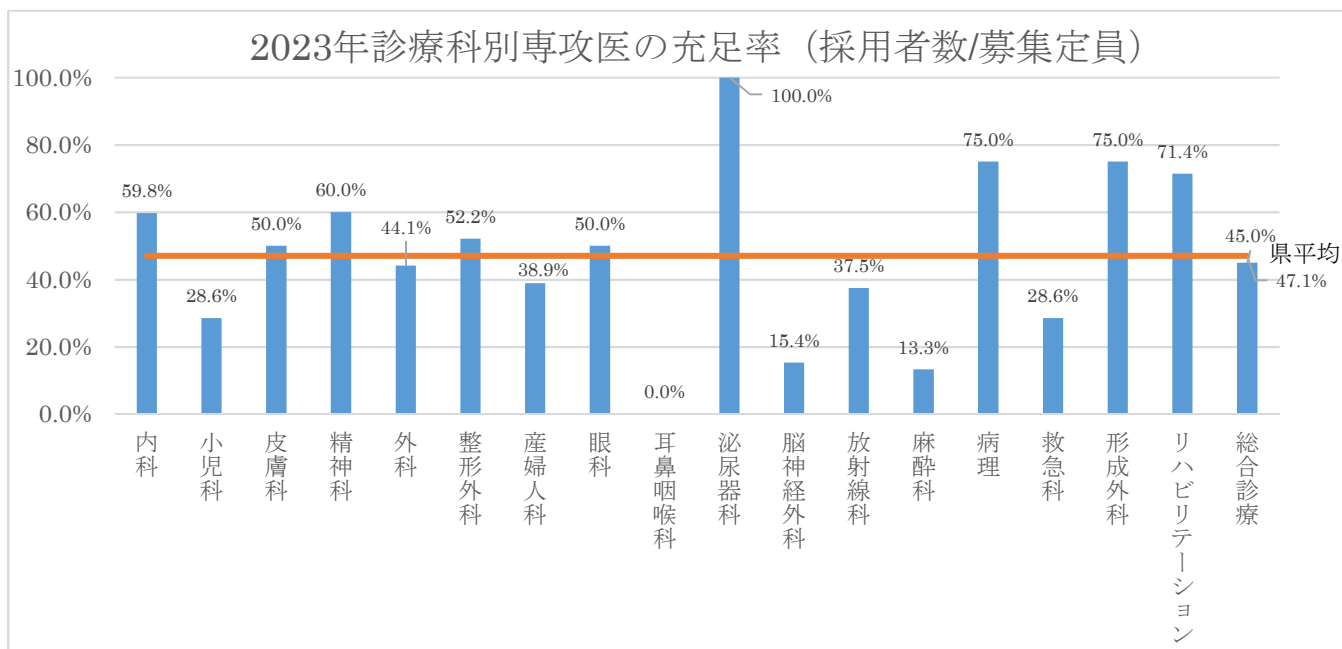
○ 2023年度の全国の専攻医採用者数は9,325人で本県は154人となっています。また、本県の人口10万人当たりの採用者数は5.4人であり、全国第34位となっています。



○ 診療領域別の専攻医の人口10万対採用者数では、本県は内科、小児科、外科、麻酔科及び救急科などの採用者数が全国平均に比べ少ない状況です。



- 本県では、2023年度は県内の19医療機関を基幹施設として、19基本領域の内、臨床検査科を除く18基本領域の専門研修プログラムが認定されており、募集定員数327人に対し、154人が採用されています。
- 全体の充足率は47.1%であり、診療領域によって差が大きい状況です。

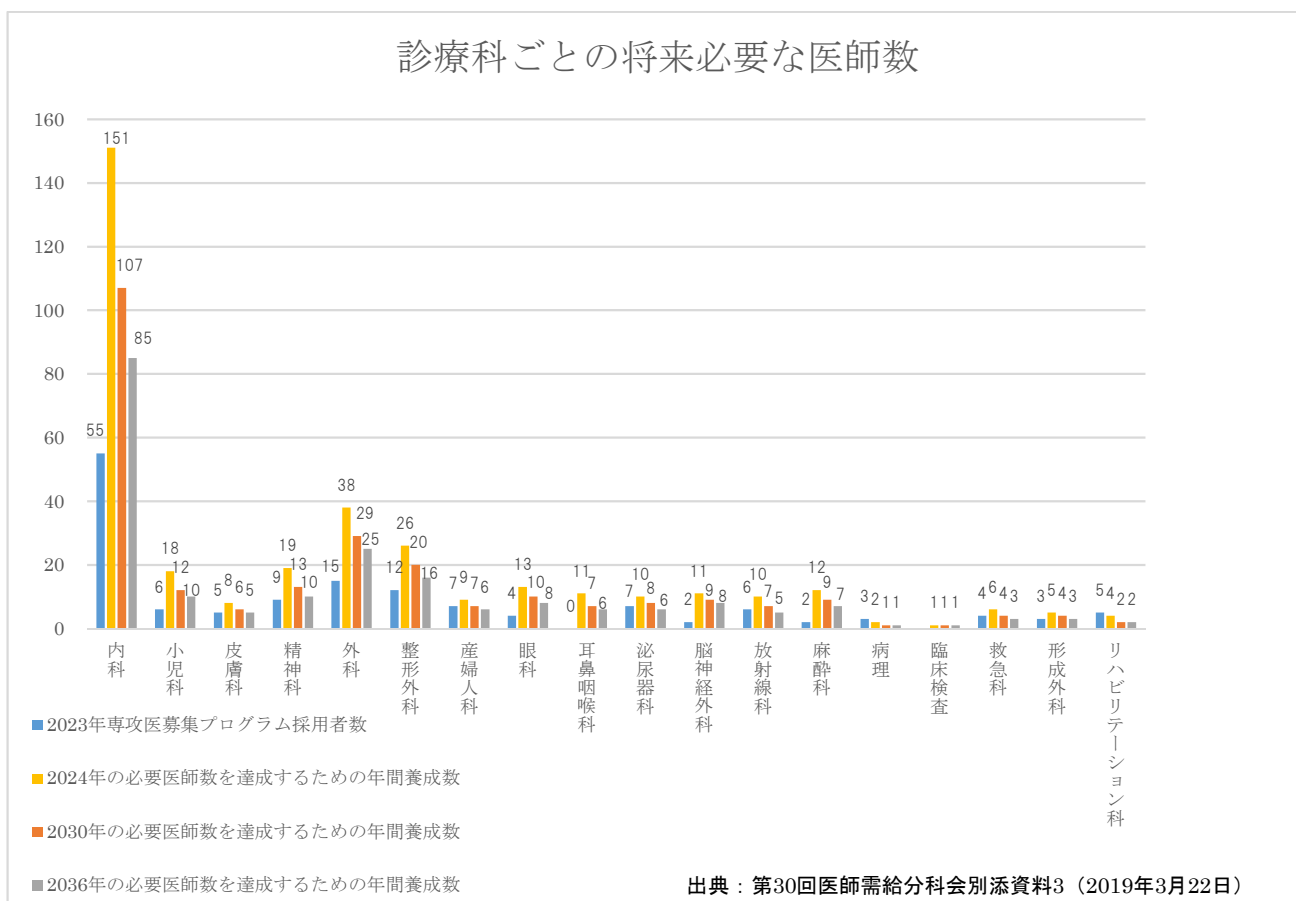


- また、定員上は、今後修学生医師が増加しても受け入れられる枠がありますが、診療領域によっては、修学生医師が一部の医師不足地域の病院（連携施設）に集まり、その病院の受入可能医師数を超える可能性があることから、医師不足地域における連携施設をさらに増やしていくことが課題となっています。

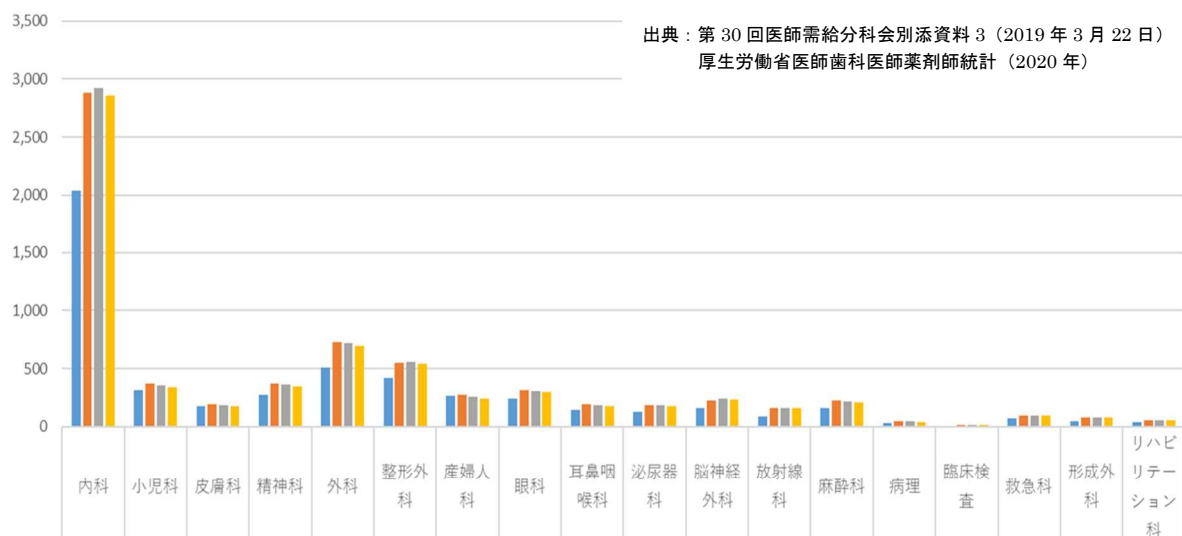
診療領域	基幹施設	2023年			2022年 採用者数
		募集定員	R5専攻医 採用者数	定員充足率	
内科 (13)	水戸協同病院	8	2	25.0%	3
	水戸済生会総合病院	4	4	100.0%	1
	水戸医療センター	4	0	0.0%	2
	県立中央病院	6	3	50.0%	4
	日立総合病院	5	1	20.0%	1
	ひたちなか総合病院	5	2	40.0%	1
	土浦協同病院	7	2	28.6%	2
	筑波記念病院	3	1	33.3%	0
	筑波大学附属病院	36	33	91.7%	27
	筑波メディカルセンター病院	3	1	33.3%	2
	東京医大茨城医療センター	5	2	40.0%	2
	JAとりで総合医療センター	3	3	100.0%	2
	牛久愛和総合病院	3	1	33.3%	-
合計	92	55	59.8%	47	
小児科 (3)	県立こども病院	5	3	60.0%	3
	土浦協同病院	6	0	0.0%	2
	筑波大学附属病院	10	3	30.0%	5
	合計	21	6	28.6%	10
皮膚科 (2)	筑波大学附属病院	8	5	62.5%	5
	東京医大茨城医療センター	2	0	0.0%	0
	合計	10	5	50.0%	5
精神科 (4)	筑波大学附属病院	7	7	100.0%	6
	県立こころの医療センター	2	0	0.0%	0
	栗田病院	2	2	100.0%	1
	丸山荘病院	4	0	0.0%	0
	合計	15	9	60.0%	7
外科 (6)	水戸医療センター	6	1	16.7%	0
	県立中央病院	1	1	100.0%	0
	日立総合病院	2	2	100.0%	1
	土浦協同病院	3	0	0.0%	0
	筑波記念病院	2	1	50.0%	1
	筑波大学附属病院	20	10	50.0%	10
	合計	34	15	44.1%	12
整形外科 (3)	水戸協同病院	3	0	0.0%	0
	土浦協同病院	3	1	33.3%	0
	筑波大学附属病院	17	11	64.7%	5
	合計	23	12	52.2%	5
産婦人科 (2)	土浦協同病院	3	1	33.3%	0
	筑波大学附属病院	15	6	40.0%	5
	合計	18	7	38.9%	5
眼科 (2)	筑波大学附属病院	6	3	50.0%	5
	東京医大茨城医療センター	2	1	50.0%	3
	合計	8	4	50.0%	8
耳鼻咽喉科 (1)	筑波大学附属病院	6	0	0.0%	2
	合計	6	0	0.0%	2
泌尿器科 (1)	筑波大学附属病院	7	7	100.0%	3
	合計	7	7	100.0%	3
脳神経外科 (2)	土浦協同病院	5	0	0.0%	0
	筑波大学附属病院	8	2	25.0%	2
	合計	13	2	15.4%	2
放射線科 (1)	筑波大学附属病院	16	6	37.5%	0
	合計	16	6	37.5%	0
麻酔科 (2)	筑波大学附属病院	13	2	15.4%	6
	東京医大茨城医療センター	2	0	0.0%	0
	合計	15	2	13.3%	6
病理 (1)	筑波大学附属病院	4	3	75.0%	1
	合計	4	3	75.0%	1
臨床検査 (0)	合計	0	0		0
救急科 (3)	筑波大学附属病院	9	4	44.4%	7
	筑波メディカルセンター病院	3	0	0.0%	0
	筑波記念病院	2	0	0.0%	1
	合計	14	4	28.6%	8
形成外科 (1)	筑波大学附属病院	4	3	75.0%	3
	合計	4	3	75.0%	3
リハビリテーション (2)	筑波大学附属病院	5	4	80.0%	5
	筑波記念病院	2	1	50.0%	2
	合計	7	5	71.4%	7
総合診療 (4)	城南病院	2	0	0.0%	0
	筑波大学附属病院	10	8	80.0%	7
	筑波メディカルセンター病院	2	0	0.0%	0
	北茨城市民病院	2	0	0.0%	0
	東京医大茨城医療センター	4	1	25.0%	-
合計	20	9	45.0%	7	
茨城県合計		327	154	47.1%	138

ウ 診療科ごとの将来必要な医師数の見通しと新専門医制度における地域偏在及び診療科偏在の解消

- 医師の総数は増加傾向にあるものの、その増加分は一部の診療科に集中していることから、国では、将来の診療科別の医療ニーズを見据え、医師が適切に診療科を選択することや、各都道府県における適切な医師派遣調整、専門医制度におけるシーリング設定等にあたり、エビデンスとして活用されることを目的として、各都道府県別に将来必要な診療科ごとの医師数の見通し及びこれを達成するための1年あたりの養成数を算出し、2019年に公表しました。
- 本県の2023年の専攻医募集プログラム採用者数を見ると、2030年必要医師数を達成するための年間養成数との比較では、産婦人科、病理診断科、救急科及びリハビリテーション科が、また、2036年の必要医師数を達成するための年間養成数との比較では、上記4診療科に加えて皮膚科、泌尿器科、放射線科及び形成外科が、国の算出値を満たしています。
- しかし、内科や外科を含め、その他の診療科については、2030年及び2036年の必要医師数を達成するための年間養成数を満たしていない状況です。
- このため、本県では、短期的・長期的な見通しを踏まえ、不足診療科の専門医の養成・定着を図る必要があります。



2020年診療科ごとの医師数と必要医師数の比較



■ 2020年医師数 ■ 2024年必要医師数 ■ 2030年必要医師数 ■ 2036年必要医師数

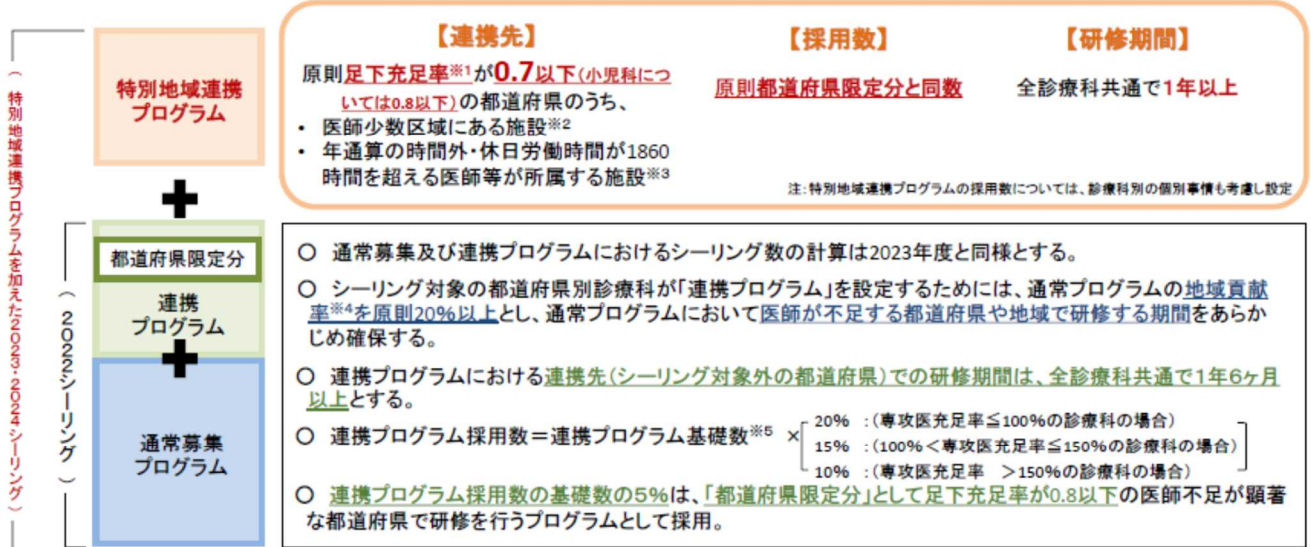
- また、国及び日本専門医機構では、この推計を踏まえ、新専門医制度における各診療科の都道府県別の専攻医募集シーリング（上限）の設定などにより、地域偏在及び診療科偏在の解消を図ることとしています。
- あわせて、シーリング対象の都道府県の診療科において、シーリング対象外の都道府県と連携したプログラムを作成し、シーリング対象外の都道府県での専門研修実施を促進するなど、地域医療への貢献を図ることとしており、2023年度の募集からは、足下医師充足率の特に低い都道府県内の医師少数区域に所在する施設を連携先とする「特別地域連携プログラム」が新たにシーリング枠外に設けられました。

2024年度専攻医募集におけるシーリング(案)の基本的な考え方

令和5年度第1回 医道審議会
医師分科会 医師専門研修部会
令和5年6月22日

資料1
(日本専門医
機構資料)

- 2023年度同様、**足下医師充足率が低い都道府県のうち、医師少数区域等にある施設を1年以上連携先とする特別地域連携プログラム**を通常募集プログラム等の**シーリングの枠外として別途設ける。**



※1 足下充足率 = 2016足下医師数 / 2024必要医師数、もしくは、2018足下医師数 / 2024必要医師数

※2 小児科については小児科医師確保指標に基づく相対的医師少数区域にある施設

※3 宿日直許可の取得、タスクシフト/シェアの推進などの取組を行ってもなお、地域医療を維持するために年通算の時間外・休日労働時間が1860時間を超えるもしくは超えるおそれがある医師が所属する施設であって、指導医・指導体制が確保され、かつ、適切な労働時間となるように、研修・労働環境が十分に整備されている施設。なお、その際、年通算の時間外・休日労働時間が1860時間を超える又は超えるおそれがある医師の労働時間の短縮に資する分野の専攻医が連携先において研修を行う場合に限り設置可能とする。

※4 地域貢献率 = $\frac{[各専攻医が「シーリング対象外の都道府県」および「当該都道府県の医師少数区域」で研修を実施している期間]}{[各専攻医における専門研修プログラムの総研修期間]}$

※5 連携プログラム基礎数 = (過去3年の平均採用数 - 2024年の必要医師数を達成するための年間養成数)

③ 修学生医師の勤務状況

- 2023年4月1日時点で、地域枠修学生医師 205名のうち約7割（137名）が医師不足地域内に勤務していますが、そのうちの約4割が水戸保健医療圏で勤務しています。
- 特に、研修機能が脆弱な鹿行保健医療圏及び筑西・下妻保健医療圏で勤務する修学生医師が増加していない状況にあります。
- 地域枠の拡大等により今後医師不足地域での勤務義務のある修学生医師の増加が見込まれることに加え、2020年度以降の入学者については水戸保健医療圏が医師不足地域外となることから、その他の医師不足地域における教育・研修体制を充実させていく必要があります。

【地域枠修学生医師の勤務先（2023.4.1現在）】

（単位：人）

区分	二次保健医療圏	1～2年目	3～5年目	6～9年目	計	
医師不足地域	水戸	25	21	10	56	137名（67%） ※水戸除き81名（40%）
	日立	7	8	6	21	
	常陸太田・ひたちなか	9	5	1	15	
	鹿行	0	0	2	2	
	取手・竜ヶ崎	18	4	10	32	
	筑西・下妻	0	0	0	0	
	古河・坂東	7	3	1	11	
その他の地域	土浦	1	6	1	8	57名（27%）
	つくば	9	28	12	49	
猶予（県外研修、育児休業等）		0	8	3	11	11名（6%）
合計		76（37.1%）	83（40.5%）	46（22.4%）	205	

(2) 対策

① 茨城県医師臨床研修連絡協議会

- 本県では、臨床研修病院をはじめ関係機関が一体となった協力体制を構築し、県内の臨床研修体制の整備促進と充実を図るため、2007年に茨城県医師臨床研修連絡協議会を設立しました。
- 各臨床研修病院においてプログラムの充実や情報発信に取り組むとともに、協議会において、臨床研修病院の合同説明会等のPR活動や、指導医養成講習会等の指導体制の充実に向けた支援を実施することにより、県内外からの臨床研修医採用者数の増加を図ります。

② キャリア形成プログラム

- キャリア形成プログラムは、医師が不足する地域における医師の確保と派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保の両立を目的として、地域枠等の修学生医師の義務年限中におけるキャリア形成を支援するため、就業先となる医療機関等と専門医資格の取得に向けたプログラムを様々なコースとして示したもので、本県では、2024年度現在、18の基本領域において48のプログラムを作成しています。

【本県の修学生医師向けキャリア形成プログラムにおける専門研修基幹施設一覧】

【内科】

筑波大学附属病院
水戸協同病院
水戸済生会総合病院
水戸医療センター
県立中央病院
日立総合病院
ひたちなか総合病院
土浦協同病院
東京医科大茨城医療センター
筑波記念病院

【小児科】

筑波大学附属病院
土浦協同病院
県立こども病院

【皮膚科】

筑波大学附属病院
東京医科大茨城医療センター

【精神科】

筑波大学附属病院
県立こころの医療センター
栗田病院

【外科】

筑波大学附属病院
水戸医療センター
県立中央病院
日立総合病院
土浦協同病院
筑波記念病院

【整形外科】

筑波大学附属病院
水戸協同病院
土浦協同病院

【産婦人科】

筑波大学附属病院
土浦協同病院

【外科】

筑波大学附属病院
水戸医療センター
県立中央病院
日立総合病院
土浦協同病院
筑波記念病院

【整形外科】

筑波大学附属病院
水戸協同病院
土浦協同病院

【産婦人科】

筑波大学附属病院
土浦協同病院

【眼科】

筑波大学附属病院
東京医科大茨城医療センター

【耳鼻咽喉科】

筑波大学附属病院

【泌尿器科】

筑波大学附属病院

【脳神経外科】

筑波大学附属病院
土浦協同病院

【放射線科】

筑波大学附属病院(放射線治療)
筑波大学附属病院(放射線診断)

【麻酔科】

筑波大学附属病院
東京医科大茨城医療センター

【病理診断科】

筑波大学附属病院

【救急科】

筑波大学附属病院
筑波メディカルセンター病院

【形成外科】

筑波大学附属病院

【リハビリテーション科】

筑波大学附属病院
筑波記念病院 ※

【総合診療】

筑波大学附属病院
北茨城市民病院
東京医科大学茨城医療センター ※

※2024年度から追加

- プログラムの設計にあたっては、「キャリア形成プログラム運用指針」（平成30年7月25日付け医政発0725第17号厚生労働省医政局長通知別添）を踏まえ、地域枠等のプログラム対象者が一定期間、確実に医師少数区域等に派遣されることや、医師少数区域等においても十分な指導体制が構築され、当該地域の不足診療科に従事できることが必要です。
- また、本県が実施した専門研修プログラムに関するアンケート結果によれば、募集定員の充足に向けては、プログラムの魅力向上や指導体制の充実、勤務環境の向上を求める声が多くなっており、こうしたニーズに対応していくことが必要です。
- このことから、プログラム対象者の離脱の防止や地域へ定着を促進し、より多くの専攻医を確保するため、大学医学部や専門研修プログラムを作成する医療機関等との十分な合意形成を図りながら、魅力的かつ地域の実情に合ったキャリア形成プログラムを策定するとともに、県地域医療支援センターにおいて、キャリアコーディネーターによる個別面談や生涯を通じたキャリアパスの作成、専門医・認定医資格の取得支援などに取り組み、若手医師の主体的なキャリア形成を支援します。
- なお、2020年度以降入学者から、水戸保健医療圏が医師不足地域外となることにより、医師不足地域での従事義務を果たしながらの専門医資格取得・維持が難しくなる診療科については、地域医療対策協議会において必要性が認められた場合に限り、従事義務のカウント等について例外的な取扱いをすることとします。
- 今後、医師不足地域での勤務義務がある修学生医師の増加が見込まれることから、研修プログラムにおける医師多数区域の基幹施設等と医師不足地域の医療機関との連携を推進します。

■専門研修プログラムに関するアンケート結果（2019年8月実施）

1 調査対象

- ア 県内専門研修プログラム基幹施設（施設長及び専門研修 PG 責任者）
- イ 県内基幹型臨床研修病院（臨床研修 PG 責任者）
- ウ 県内の臨床研修病院で研修中の初期臨床研修医
- エ 県内基幹施設において専門研修中の専攻医
- オ 臨床研修を修了し、県外基幹施設において専門研修中の専攻医

2 アンケート回答者数

- ア 27名、イ 7名、ウ 49名、エ 63名、オ 7名

3 アンケート結果

医療機関の回答	研修医・専攻医の回答
募集定員が充足しない理由	県内 PG を選択しない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの知名度・魅力が不足 ・生活環境としての茨城県の魅力が不足 ・新専門医制度により都市部の大学病院・大病院へ人気が集 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に研修を行いたい基幹施設がない ・実家や親戚の家が他県にある ・茨城県は住みにくい（交通の便、街の規模等）
募集定員充足のための方策	基幹施設の選択において重視すること
<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの魅力を PR し、知名度を上げる ・指導医の育成、研修施設を整備し、研修内容を充実させる ・各プログラムならではの特色を出す ・セミナーや学会で学ぶ機会を十分に与える、参加費用の援助 ・きちんと働き、きちんと休む体制の構築 ・教育スタッフの増員 ・専門研修を終えてスタッフとして残った医師へのサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導医の人柄や能力 ・病院や職員の雰囲気 ・症例数が多い ・待遇・処遇（給与）
	茨城県に足りないと思うもの

③ 医師のキャリアアップ支援

- 専門医の認定促進や診療技術・指導力の向上などを図り、県内に勤務する医師のキャリアアップを支援します。

ア 専門医の養成

- 専門医の認定促進や専門医の質の一層の向上、さらには医療提供体制の充実を図るため、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定を行う医療機関や、医師不足地域の研修医療機関に対して指導医を派遣する医療機関、へき地等の医療機関において総合診療研修を行う医療機関を支援し、研修機会の確保を図ります。

イ 魅力ある研修体制の整備

- 県内に勤務する医師等を対象に、最先端機器によるシミュレーショントレーニングや緊急を要する急病患者への対応を学ぶ JMECC 講習会、著名な講師による県内若手医

師への診療技術指導など、診療技術や指導力の向上を目的とした講習会の開催及び研修機会の提供を行い、キャリアアップを支援します。

ウ 医師の海外派遣

- 県内医療機関に勤務する指導医等を、世界標準の先進的な指導及び教育に取り組んでいる海外の医療現場に派遣し、診療技術や指導能力の向上を図ります。
- 若手医師を欧米等の医療現場へ最大2年間派遣し、本県の地域医療水準の高度化を図ります。

エ 医師少数区域経験認定医師への支援

- 医師少数区域等に所在する医療機関で6か月以上勤務し、厚生労働省の認定を受けることで地域医療支援病院の管理者となることができる「医師少数区域経験認定医師制度」の周知を図るとともに、認定医師のスキルアップを目的とした研修等を支援します。

④ 臨床研修医及び専攻医の採用者数増加のための取組

- 各医療機関において、教育研修体制や勤務環境を充実させ、魅力向上に努めていただくとともに、地域医療支援センターにおいても、SNSやホームページを活用し、医学生や研修医に向けて地域や病院、研修プログラムの魅力をPRします。

⑤ 地域偏在・診療科偏在の是正

- 臨床研修や専門研修の基幹施設が少ない医師不足地域に勤務する修学生医師が少ないことから、それらの地域においても研修が可能となるよう、各医療機関の意向も踏まえながら、研修に必要な体制の整備を支援するとともに、地域偏在のさらなる是正に向け、地域枠制度の抜本的な見直しについて検討を進めます。
- 将来における診療科ごとの医療ニーズや、医師数の見通しを勘案のうえ、医師不足が見込まれる診療科を推奨診療科として設定することなどにより、各診療科における医師の需給の適正化を目指します。

第2章 短期的な医師の確保

第1節 医師の派遣調整

1 考え方

- 地域における医師の不足や偏在の解消にあたっては、医師少数区域に所在する医療機関をはじめ、救急や周産期、小児救急等の政策医療を担う医療機関に適切に医師が派遣されることが必要です。
- このため、本計画では、各二次保健医療圏における医療提供体制の課題及び「重点化の視点」を踏まえ、短期的な医師確保対策として、医師の派遣調整を実施します。
- 医師の派遣にあたっては、茨城県保健医療計画における各疾病・事業等の医療体制に求められる医療機能や、茨城県地域医療構想における各二次保健医療圏の医療機能の分化・連携の方針との整合を図ることが重要です。

■医療法に基づく地域医療対策協議会による医師の派遣調整

- 都道府県が設置する地域医療対策協議会は、医療法第30条の23の規定に基づき、医師の派遣に関する事項の協議を行うこととされており、地域における医師の確保のため、都道府県内の各医療機関へ医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議することとされています。
- また、都道府県は、地域医療対策協議会において協議が整った事項に基づき、医師派遣に関する事務等を実施し、協議会構成員は、地域医療対策協議会で協議が整った事項に基づき、都道府県から医師確保対策の実施に協力を要請された際は、これに応じることとされています。

2 本県における医師の派遣調整

- 本計画では、医療法等に基づき、地域枠医師等（大学医学部において、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する意思を有するものとして選抜され、その旨の契約を都道府県等と締結した医師）に対するキャリア形成プログラムの適用及び地域医療対策協議会における医師配置調整スキームにより、医師の派遣を実施します。

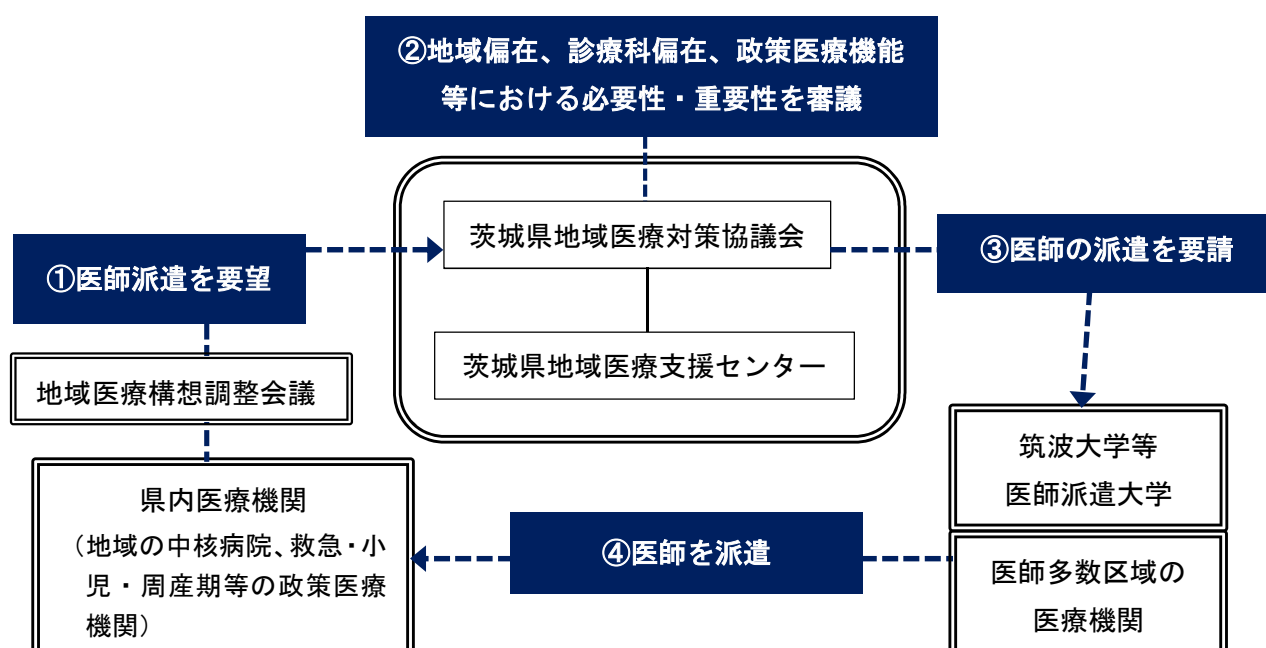
【本県の医師の派遣調整の考え方】

対象医師	派遣等の方法	地域医療対策協議会の役割
① 地域枠医師等 ・ 県が修学資金を貸与した修学生医師 ・ 自治医科大学を卒業した医師 ・ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師	キャリア形成プログラムの適用	プログラムの協議 (プログラム責任者、対象医療機関、コース等)
② ①以外	医師配置調整スキーム	県内医療機関の配置要望リスト案の協議・決定、大学や医師多数区域の医療機関への要請、医師配置案の決定等 ※地域医療構想調整会議との連携により、実効性の高い派遣調整を実施

<医師配置調整スキームについて>

- 本県では、2020年度より県、大学、県内医療機関等が一体となって政策医療を担う医療機関に医師を派遣する「医師配置調整スキーム」に取り組んでいます。
- 限られた医療資源を最大限活用するためには、地域医療構想に基づく各医療機関の機能分化・連携等の方針に沿った医師の配置が必要なことから、2022年度からは、二次保健医療圏ごとに設置する地域医療構想調整会議に対して医師派遣の要望を調査することとしています。
- また、国の医師確保計画ガイドラインを踏まえ、2024年度からは、筑波大学等の医師派遣大学に加え、医師多数区域の医療機関に対しても医師派遣の要請を行うこととします。

【医師派遣の体制】



2024年度以降の医師配置調整スキーム（イメージ）

<p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師の配置については、各大学の人事を基本とするが、大学と地域医療支援センターが連携し、医師確保計画の趣旨に沿った（医師少数区域の医師確保に配慮した）配置原案を作成 ○ 地域医療対策協議会は、大学と地域医療支援センターが作成した配置原案を基に、県内の医師確保が必要な地域に適切に医師が配置されるよう協議のうえ、医師の配置案を決定
<p>【派遣元大学からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療構想調整会議で【選択と集中】の議論を行い、地域における医療機関の役割分担の明確化と将来の方向性の共有に係る協議を促進すること ○ 指導医を含む複数人体制で配置する医療機関を選定し、新専門医制度に対応した教育・臨床研修体制を確保すること ○ 働き方改革への対応など、派遣医師に配慮した生活等各種環境の整備を推進すること

（医師配置調整スキーム）

項目	時期	地域医療対策協議会	地域医療支援センター	大学・医師多数区域の医療機関
(1) 要望調査、要望リスト作成	4月～8月頃		①県内医療機関（地域医療構想調整会議）への配置要望調査・集計	
		②各地域医療構想調整会議からプレゼンテーション実施 ③要望に対する評価を実施	④診療科別・病院別の配置要望リスト案作成	
(2) 配置原案作成	10月～11月頃	⑤配置要望リスト案を協議・決定		医師要望リスト
(3) 追加調査	11月～12月頃		⑥緊急に対応すべき配置要望調査・集計	
		⑦追加配置要望リスト案を協議・決定		医師要望リスト
			医師配置原案	⑧配置要望リストを踏まえ、医師配置原案を作成
(4) 協議・調整	1月～2月頃	⑨医師配置原案を協議・調整		
(5) 配置案決定	3月頃	⑩医師配置案決定		医師配置手続き

- 2020年度から2022年度の3年間で、これまでに計31.9名の医師派遣が実現しました。

【年度別・二次保健医療圏別の実績】

（単位：人）

二次保健医療圏	2020(2021派遣)	2021(2022派遣)	2022(2023派遣)	2020～2022計
つくば	1.0	2.0	1.0	4.0
水戸	0.0	3.0	4.0	7.0
土浦	-	1.0	0.0	1.0
取手・竜ヶ崎	-	-	2.0	2.0
鹿行	2.0	1.6	1.0	4.6
古河・坂東	-	0.0	0.0	0.0
筑西・下妻	0.2	2.5	1.0	3.7
常陸太田・ひたちなか	1.2	2.2	2.2	5.6
日立	2.0	-	2.0	4.0
計	6.4	12.3	13.2	31.9

第2節 県外からの医師確保

1 考え方

- 本県の医師偏在指標は全国第43位であり、下位33.3%に含まれる医師少数県であることから、本計画では、医師の増加を基本方針としています。
- 医師の確保は、地域枠等による医師の養成を基本としますが、医師の養成には時間がかかることから、本計画では、政策医療を担う地域の拠点病院及び関連診療科の医師を確保するため、短期的な対策として県外からの医師確保に取り組みます。

2 対策

- 医師確保の優先度が高い、政策医療等を担う医療機関・診療科を中心に、医科大学との新たな協力関係の構築や、本県にゆかりのある医師のUIJターンの促進、寄附講座の設置など、県外からの医師確保を図ります。
- 政策医療の確保に向け、特に早急な対応が必要な医療機関・診療科については、必要に応じて随時「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」に選定し、目標期限を設定した上で、あらゆる方策やアプローチにより、医師の確保に取り組みます。

(1) 医科大学との新たな関係構築

- ・国内外で活躍し、豊富な人脈を持つ著名な医師等を「いばらき医療大使」として委嘱し、その人脈を活用した本県での就業に興味を持つ医師の紹介などを通じて県外医師の県内就業を図ります。
- ・医師多数都道府県等の医科大学を訪問し、不足診療科の医師派遣に向けた関係構築を図ります。

(2) ウェブサイト等を活用した県ゆかりの県外医師への個別アプローチ

- ・県地域医療支援センターウェブサイトのUIJターン専用ページにアクセスのあった医師の希望に基づく県内医療機関とのマッチングや、本県にゆかりのある県外医師等への個別訪問などにより、UIJターンを促進します。

(3) 寄附講座の設置

- ・県が大学に寄附を行い、大学が県内の医師不足が深刻な地域の研究拠点病院に医師を派遣することにより、「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」に選定した医師の確保を図ります。

(4) 県外大学との連携プログラムの作成支援

- ・地域枠設置大学などの県外大学に対して、臨床研修及び専門研修における県内医療機関との連携プログラムの作成を促進することで、医師不足地域等への医師の確保を図ります。

(5) 海外研修費支援事業

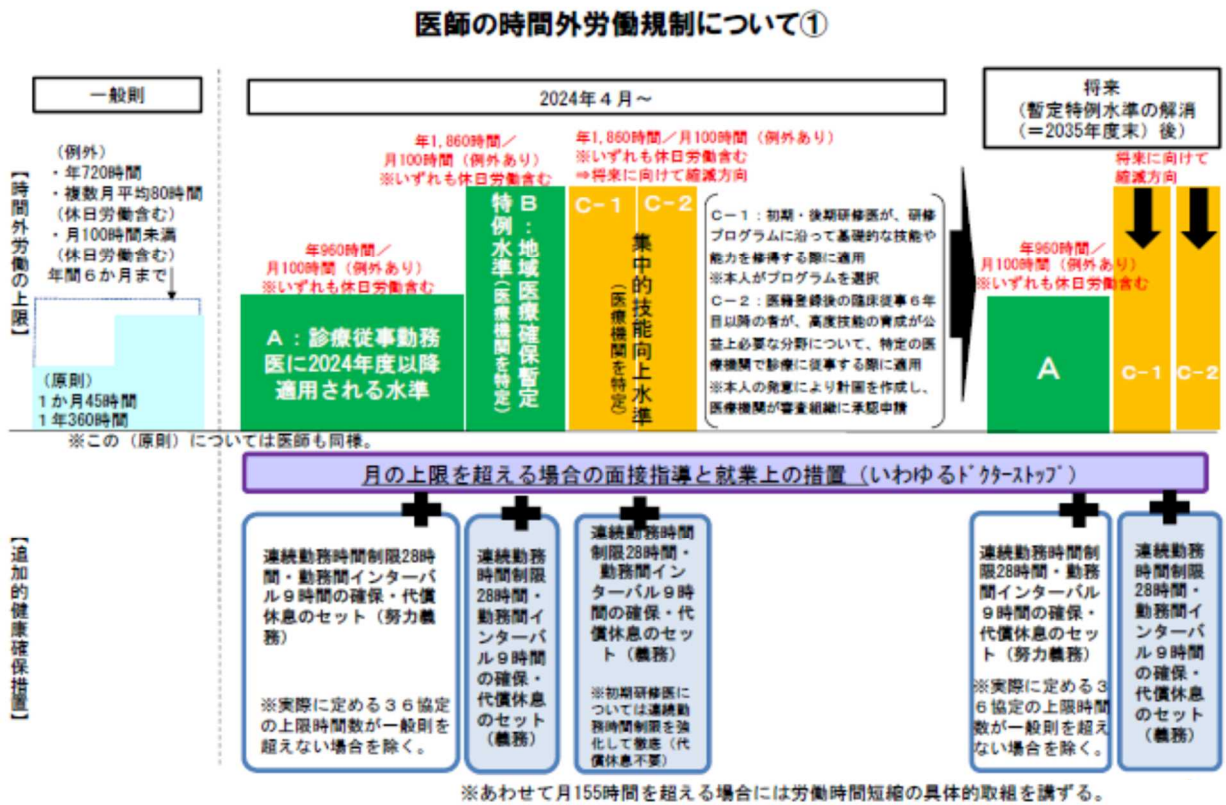
- ・「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科」に選定した医師を確保するため、当該医療機関診療科に一定期間勤務した医師に対して海外研修に係る経費を支援するなど、医師個人へのインセンティブにより医師の確保を図ります。

第3章 魅力ある環境づくり

第1節 現状と課題

(1) 医師の働き方改革と勤務環境改善支援

- 医師の労働時間短縮・健康確保と必要な医療の確保の両立という観点から、2024年4月より医師の時間外・休日労働時間の上限規制が適用されました。
- 医療機関が地域医療提供体制の確保や臨床研修・専門研修中の医師の研鑽、高度技能の育成など、所属する医師にやむなく長時間労働を行わせる必要がある場合は、その理由に応じて都道府県知事から特定労務管理対象機関（地域医療確保暫定特例水準（B水準、連携B水準）及び集中的技能向上水準（C-1水準、C-2水準））の指定を受ける必要があります。この指定を受けた医療機関は、医師の健康を守る働き方の新ルールとして、終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間を確保する「勤務間インターバル制度」を設定することが義務づけられています。
- このため、各医療機関においては、医師事務作業補助者の確保やタスクシフトの推進等による医師に対する負担の集中の軽減等、勤務医が健康を確保しながら働くことができるよう、環境整備を図る必要があります。
- なお、地域医療確保暫定特例水準は、2035年度末までに縮減・解消することが目標とされています。





(2) 魅力的な医療勤務環境の整備

- 本県における医師の確保と定着を図るためには、医師が仕事と育児等を両立できる環境を整備し、就業を継続することができるよう支援するとともに、研修体制の充実など魅力的な医療勤務環境づくりを進める必要があります。

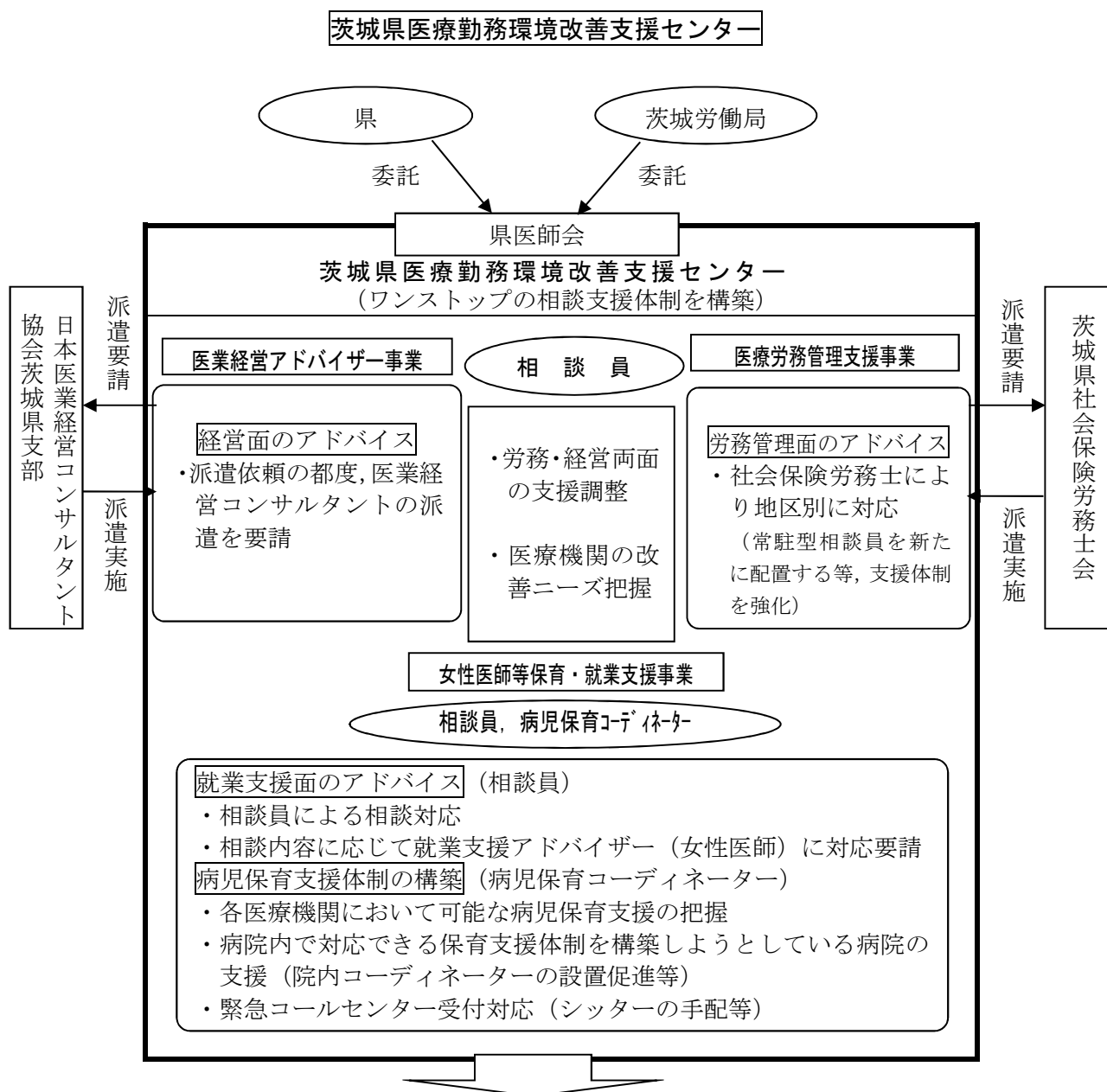
第2節 対策

- 茨城県医師会及び茨城労働局とともに設置した、医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、医業経営面、労務管理面の専門的な支援を行います。
- 医師の時間外・休日労働時間の上限規制を踏まえ、医療機関における時間外・休日の労働状況を把握するとともに、宿日直許可の取得や特定労務管理対象機関の指定に向けた取組等を支援します。
- 特定行為研修を修了した看護師の活用等によるタスクシフト/シェアを推進し、医師の業務負担軽減を図ります。
- 救急医療機関等の勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ労務環境改善に取り組む医療機関における、勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備等を支援します。

- 医師の働き方改革への対応にあたって、病院への受診集中緩和や救急車の適正利用に関する県民の理解と協力が必要なことから、茨城県救急電話相談やかかりつけ医の活用等を周知します。
- 妊娠中及び子育て世代の医師の保育・就業等に係る相談に対応する窓口を設置・運営するとともに、子どもの急な体調不良時等でも安心して勤務できるよう、民間シッター等を活用した病児保育支援体制の構築に取り組みます。

【医療勤務環境改善支援センター】

- ・医療法に基づき、勤務環境改善に取り組む県内医療機関に対して、ワンストップで総合的・専門的な支援を行うためにセンターを設置・運営し、医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ります。



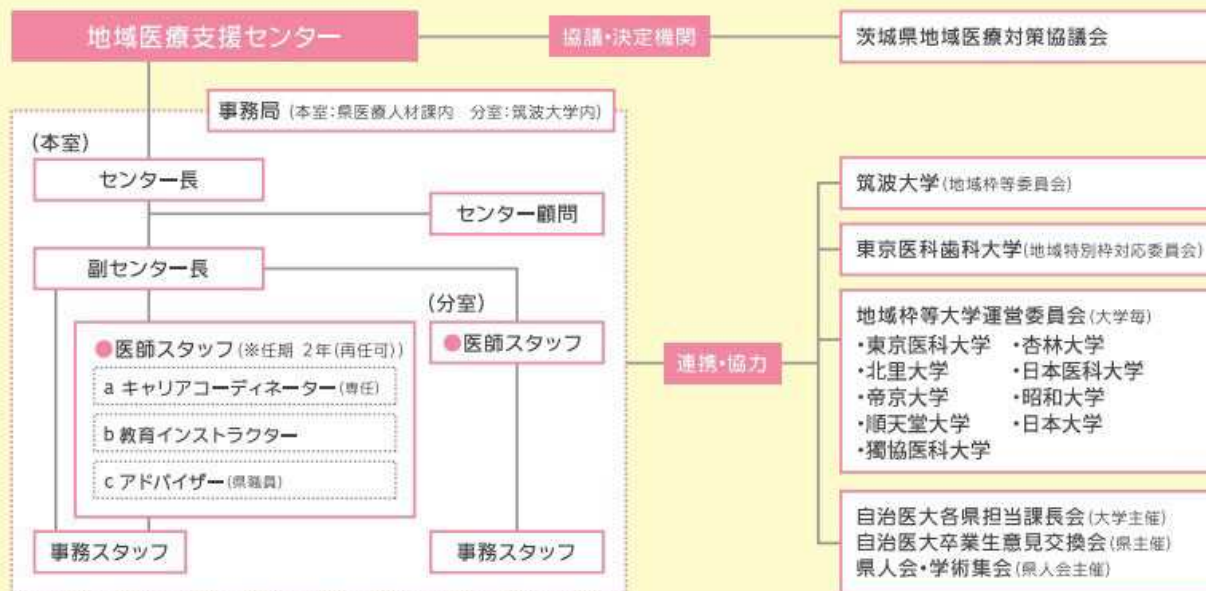
【医療勤務環境改善支援センターの主な事業】

運営委員会	○センターの運営方針の決定 ○県、医師会、看護協会、病院協会、社労士会、労働局等で構成
導入支援相談	○コーディネーター、各アドバイザーが直接医療機関等を訪問。医療従事者の勤務環境改善に当たり、職員満足度調査等の実施により、課題の把握から現状分析までの支援を行う
看護協会との連携	○看護協会が行う研修会、相談会、訪問指導等において社労士が担う部分について講師として派遣し、支援する
女性医師等への保育・就業支援	○医師からの相談を受け、アドバイザーとともに就業支援を行う ○各医療機関において可能な病児保育支援を把握し、病児保育システムを構築。医療機関個別に病児保育支援を行う
その他	○研修会 ○周知・広報 ○調査・情報収集

第4章 茨城県地域医療支援センター

- 県内で医師を養成・確保するためには、卒後の若手医師が確実にキャリアアップできる体制を構築しながら、地域の医療体制の確保を図る必要があり、若手医師の研修制度の充実と医師不足地域での医療の高度化、医師の適正配置に取り組むことが重要です。
- このため、本県では、若手医師の研修体制の充実、キャリア形成支援を目的として、2012年に茨城県地域医療支援センターを設立し、県と筑波大学等の医育機関、地域の医療機関、関係団体等が一体となった「オールいばらき」の体制により、若手医師が県内で安心して研修を受けられるように教育システムや研修環境の整備を図ってきました。
- 2018年には、医療法の改正により、地域医療対策協議会と地域医療支援センターの関係・役割が明確化され、地域医療支援センターは地域医療対策協議会において協議が整った医師派遣等の事務の実施拠点として位置づけられました。
- 本県では、2019年度に新たに県内唯一の医育機関である筑波大学内に分室を設置することにより体制を強化し、本県の医療に精通した医師であるキャリアコーディネーターとの面談や情報提供、各種相談などによるキャリア形成支援や、地域医療対策協議会の協議事項に基づく医師派遣事務等を実施することにより、本県の地域医療のコントロールタワーの確立を目指しています。

地域医療支援センター 組織図



茨城県地域医療支援センターが育成する医師像

プライマリケアに広い知識・経験を有し、全ての医療場面において指導的立場から茨城の地域医療に貢献できる医師を育成する。

到達目標設定

1) 2年終了時

あらゆる疾患に対する初期対応(問診、診察、検査、処置、治療、上級医への相談)ができる。また、初期研修医への適切な指導ができる。

2) 4年終了時

全ての初診および救急患者に対する初期対応に加えて、患者のかかえる問題を解決するための検査、治療計画を自ら立案できる。

3) 6年終了時

救急を含む全てのコンプロブレムに適切に対応し、チーム医療の中心的役割を果たすことができる。また、自らの専門領域においても適切な検査、処置、治療を行うことができ、なおかつ高度医療に貢献できる。

4) 9年終了時

優れた指導能力を有するとともに、今後の医師としてのキャリアの中で、茨城県の医療にどのような形で貢献できるのか、自らの将来計画を具体的に描くことができる。

茨城県地域医療支援センターの取り組み

1) 地域枠医師等のキャリア形成支援

キャリアコーディネーターとの個別面談や情報提供を通じ、キャリアパスの作成・提示、専門医・認定医資格の取得支援等

2) 医師不足地域の病院等への医師の派遣事務

修学生医師、地域医療に従事する希望のある医師の派遣事務

3) 地域医療に従事する医学生・医師の支援

地域医療の現場に触れる修学生セミナーや修学生の集いの開催

4) 総合相談窓口の設置と情報発信

県内医療事情の紹介や相談など総合相談窓口の設置

5) 指導医の養成と研修体制の整備

指導医の養成支援、地域医療に従事するために必要な技術取得のための研修会等

6) 地域医療関係者との意見調整

県内医療関係者が一体となって取り組むための意見調整

茨城県地域医療支援センターのキャリア支援制度

地域医療支援センターでは、医学の道を志す高校生、医学の道へ進む医学生、地域医療に従事する若手医師を様々な支援制度で全面的にバックアップします。



高校生

● 医学への興味涵養

- 高校訪問(高校への医師派遣)
- 大学説明会/自治・地域枠大学・修学資金制度等の説明



医学生

● 医学部進学に対する支援

- 医師修学資金の貸与
- 地域医療医師修学資金の貸与
- 海外対象医師修学奨励資金の貸与
- 医学部進学者向け教育ローン利子補給

● 一般医学生対象事業

- キャリア相談
- 研修会
- 臨床研修病院合同説明会



医師

● 一般若手医師対象事業

- キャリア形成に係る相談、支援等
- 医師海外派遣事業(短期・中・長期)
- シミュレーショントレーニング事業
- 実力派遣師による診療技術指導(教育回診)
- 指導医養成講習会
- 医療技術研修会
 - ・ JMECC講習会
 - ・ エコーハンズオントレーニング
 - ・ 救急ライセンス研修

● 修学資金を受けている若手医師対象事業

- 個別面談(必須)・キャリア形成支援
 - 修学生の集い・症例発表会(必修)
- ※その他、一般若手医師対象事業への参加も可能

第5章 産科における医師確保

第1節 現状と課題

1 本県の周産期医療圏

○ 本県では、県内を3つのブロックに分け、各ブロックに総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター及び周産期救急医療協力病院を指定し、周産期医療体制の整備を図るとともに、地域の産婦人科医療機関、搬送機関との連携を強化した総合的な診療体制の確保を図っています。

- 【凡 例】
- 《総合周産期母子医療センター》
- 3施設
 - ・ 1ブロック1施設指定
 - ・ 専任医師：常時勤務
 - ・ MFICU：6床以上
 - ・ NICU：9床以上
 - ・ 周産期医療情報システムの運営
 - ・ 周産期医療関係者研修の実施
- 《地域周産期母子医療センター等》
- 地域周産期母子医療センター（中核）
 - ▲ 地域周産期母子医療センター
 - ◆ 周産期救急医療協力病院

周産期医療体制図

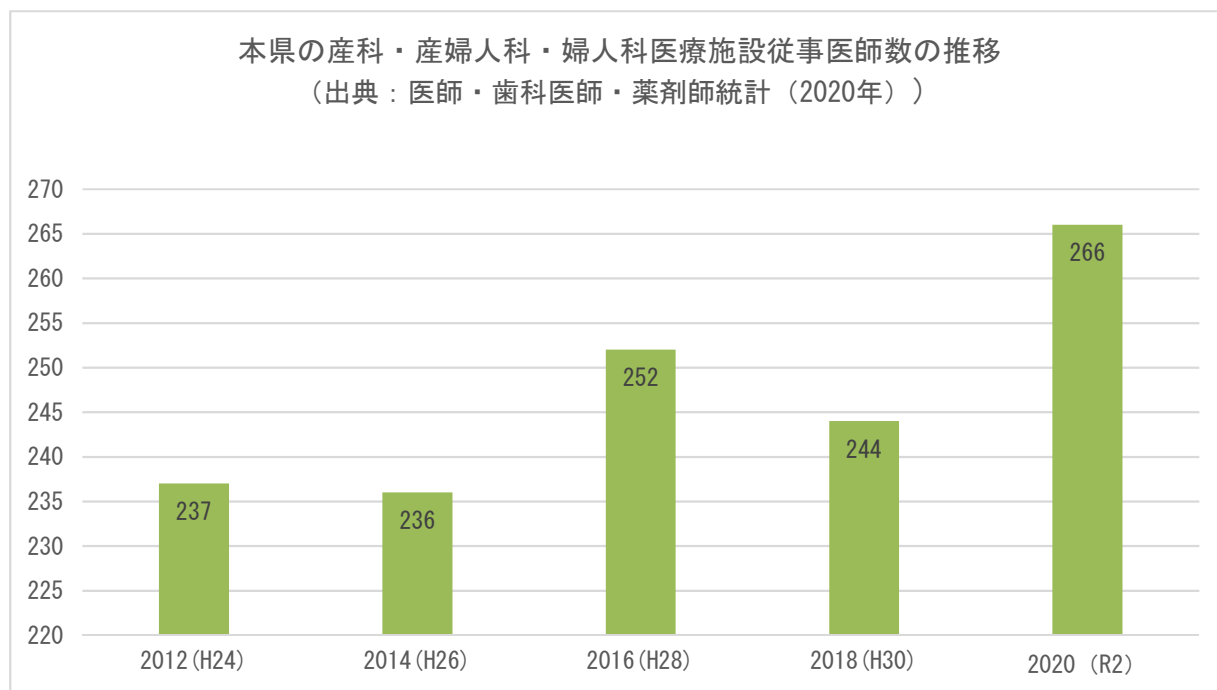
2023年4月1日現在



区分	総合周産期母子医療センター	地域周産期母子医療センター	周産期救急医療協力病院
県央・県北	水戸済生会総合病院（周産期） 県立こども病院（新生児科） (H17. 6. 29 指定)	(株) 日製製作所日立総合病院 水戸赤十字病院	石渡産婦人科病院 江幡産婦人科・内科病院
県南・鹿行	筑波大学附属病院 (H17. 6. 29 指定)	JA とりで総合医療センター (H18. 3. 30 指定)	小山記念病院 東京医科大学茨城医療センター
つくば・県西	筑波学園病院 (H22. 1. 22 指定)	茨城西南医療センター病院 (H18. 3. 30 指定)	筑波学園病院

2 本県の産科・産婦人科・婦人科医師数

- 本県の産科・産婦人科・婦人科医療施設従事医師数は、2020年12月31日現在で266人です。



3 分娩取扱医師偏在指標

(1) 考え方

- 国においては、三次保健医療圏(都道府県等)、周産期医療圏ごとに、産科における医師の偏在の状況を客観的に示すため、地域ごとに、分娩数や分娩を取り扱う産科・産婦人科・婦人科の性年齢階級別の医師数を踏まえ、産科における医師偏在指標(分娩取扱医師偏在指標)を算定しており、都道府県はこの指標に基づき、相対的医師少数区域及び偏在対策基準医師数を設定するとともに、これらの区域分類に応じた産科の医師確保対策を実施することとされています。
- 三次保健医療圏(都道府県等)ごと及び周産期医療圏ごとの分娩取扱医師偏在指標を全国で比較し、下位33.3%に該当する医療圏を相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域と設定することとされています。

■分娩取扱医師偏在指標の設計

- ・医療需要については、「里帰り出産」等の妊婦の流出入の実態を踏まえた「医療施設調査」における「分娩数」を用いる。
- ・患者の流出入については、妊婦の場合「里帰り出産」等の医療提供体制とは直接関係しない流出入があるが、現時点で妊婦の住所地と分娩が実際に行われた医療機関の所在地の両方を把握できる調査はないため、医療需要として、分娩が実際に行われた医療機関の所在地が把握可能な「医療施設調査」における「分娩数」を用いることとし、都道府県間の調整は行わない。
- ・医師供給については、「医師・歯科医師・薬剤師統計」における「過去2年間以内に分娩の取扱いあり」と回答した医師のうち、産婦人科・産科・婦人科を主たる診療科と回答した医師数（分娩取扱医師数）を用いる。医師届出票において、「従たる従事先」に記載された医療機関が主たる従事先と異なる医療圏である場合、医師数を主たる従事先では0.8人、従たる従事先では0.2人として算出する。
- ・医師の性別・年齢別分布については、医師全体の性・年齢階級別労働時間を用いて調整する。

※第7次医師確保計画では、医師供給について「医師・歯科医師・薬剤師統計」における「産科医師数」と「産婦人科医師数」の合計値を用いた「産科医師偏在指標」が算定されていたが、産科の医師偏在指標は実際に分娩を取り扱う医師数により算出することが望ましいことから、第8次医師確保計画から「分娩取扱医師偏在指標」に変更された。

■分娩取扱医師偏在指標の算出式

$$\text{分娩取扱医師偏在指標} = \frac{\text{標準化分娩取扱医師数} \quad (\ast 1)}{\text{分娩件数} \quad (\ast 2) \div 1000\text{件}}$$

第4回地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ 資料1
令和4年5月11日

(※1)

○分娩取扱医師数 = 三師統計において過去2年以内に分娩の取扱いありと回答した医師のうち、産婦人科・産科・婦人科を主たる診療科と回答した医師

○標準化分娩取扱医師数 = \sum 性年齢階級別医師数 \times $\frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$

(※2) 医療施設調査の分娩数は9月中の分娩数であることから、人口動態調査の年間出生数を用い調整

(2) 県分娩取扱医師偏在指標と相対的産科医師少数区域の設定

① 三次保健医療圏（都道府県等）の分娩取扱医師偏在指標

- 2019年度に算定された「産科医師偏在指標」においては、本県は全国第41位の相対的産科医師少数県でしたが、2023年度に新たに算定された分娩取扱医師偏在指標では全国順位が第28位となり、相対的産科医師少数県を脱却しました。

② 周産期医療圏の分娩取扱医師偏在指標と相対的産科医師少数区域の設定

- 本県の周産期医療圏は、全て全国の下位33.3%に含まれていないことから、本計画では、相対的産科医師少数区域を設定しません。
- なお、相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域については、画一的に医師の確保を図るべき医療圏と考えるのではなく、当該医療圏内において産科医師が少ないことを踏まえ、周産期医療の提供体制の整備について特に配慮が必要な医療圏とされています。

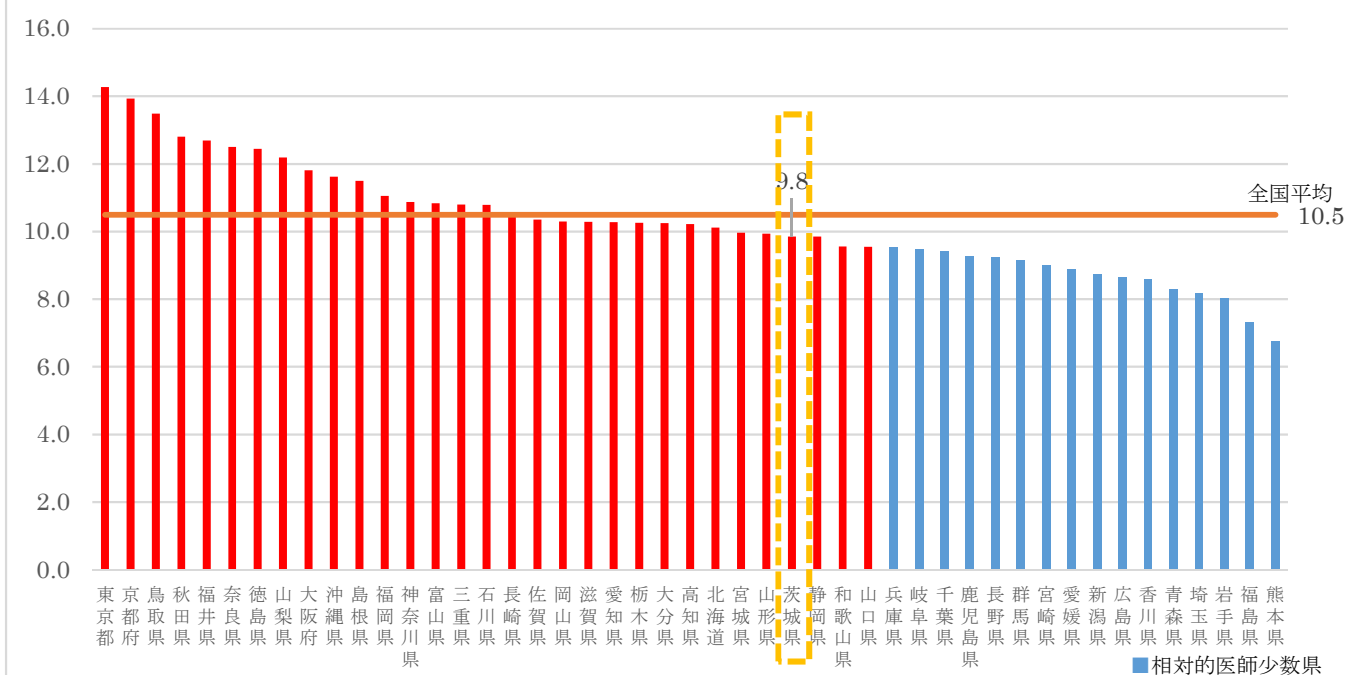
圏域名	標準化分娩取扱 医師数 (2020年12月31日、人)	分娩取扱医師 偏在指標	全国順位	区分	(参考)産科 偏在対策基準 医師数 (2026年)
全国	9,396	10.5	—	—	—
茨城県	205	9.8	28	—	162.8
県央・県北	72	8.7	144	—	50.1
県南・鹿行	57	9.9	104	—	36.3
つくば・県西	76	11.1	84	—	43.8

※全都道府県の周産期医療圏の合計数は263

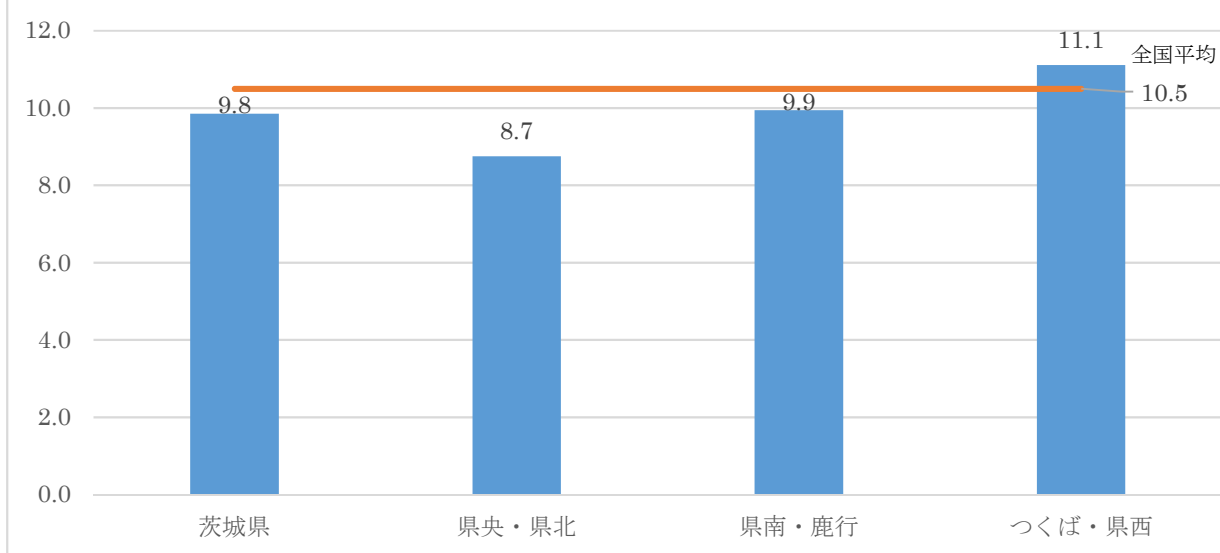
(参考：産科偏在対策基準医師数)

- ・国では、計画期間終了時の分娩取扱医師偏在指標が、計画期間開始時の相対的産科医師少数区域等の基準値（下位33.3%）に達することとなる医師数を、産科における偏在対策基準医師数として算出しています。
- ・産科偏在対策基準医師数は、国において、医療需要に応じて機械的に算出したものであり、確保すべき医師数の目標ではないとされていることから、本計画においては、参考数値とします。

分娩取扱医師偏在指標
(2023年厚生労働省算出)

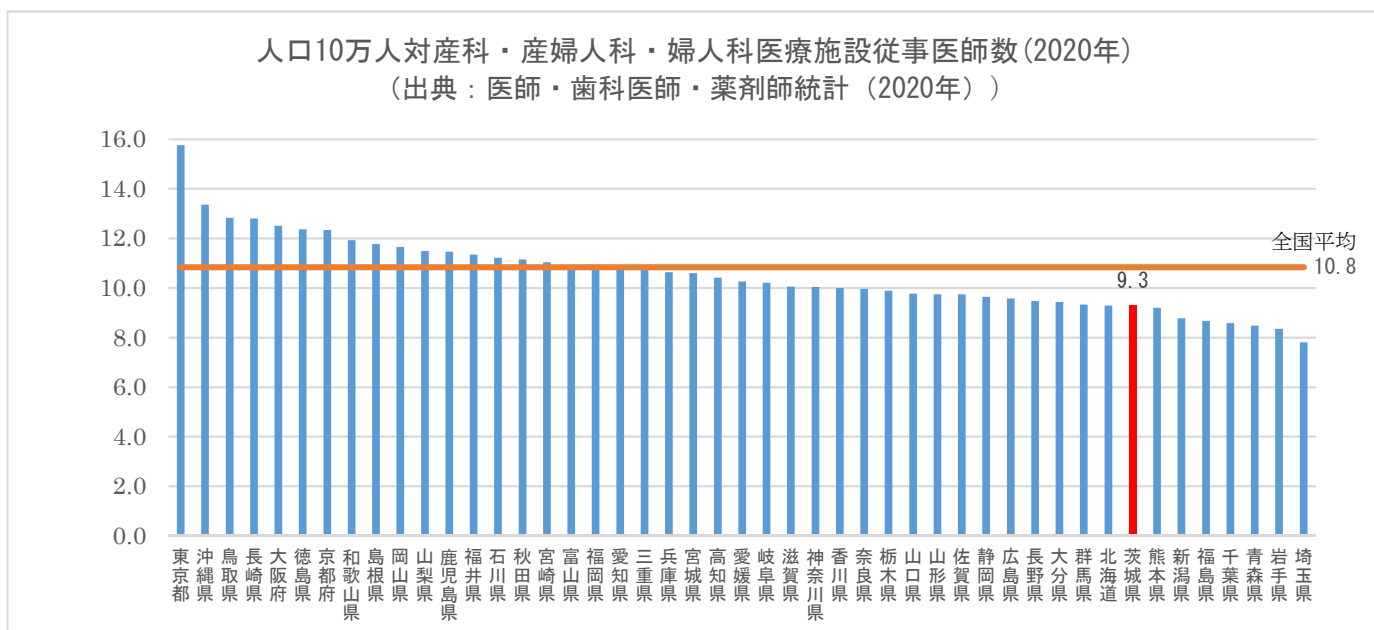


周産期医療圏別分娩取扱医師偏在指標
(2023年厚生労働省算出)

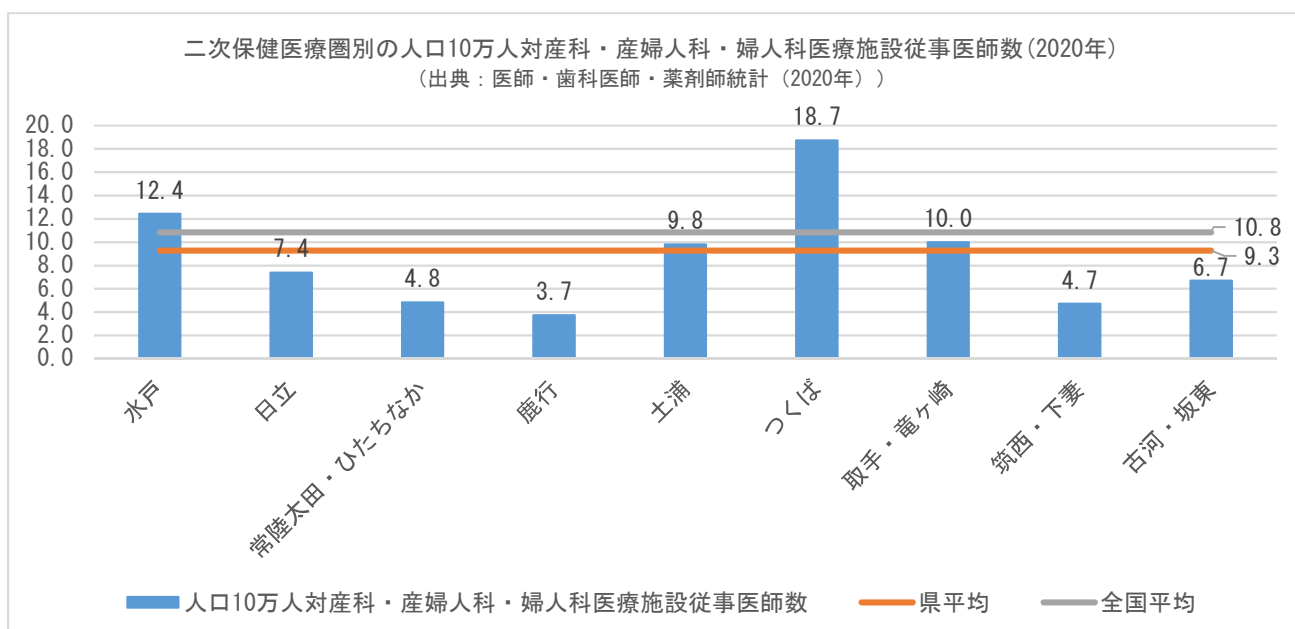


<参考：人口10万人対産科・産婦人科・婦人科医師数>

○ 人口10万人対医師数は9.3人で全国第40位と下位となっています。

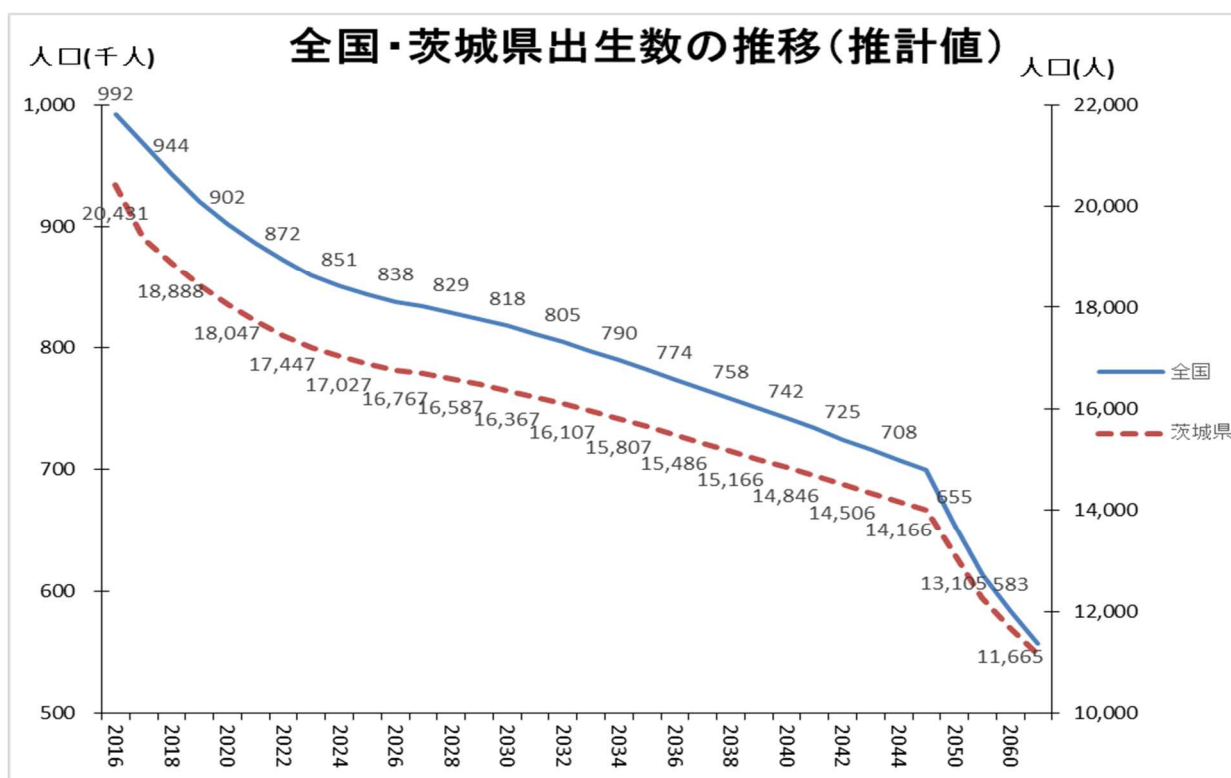
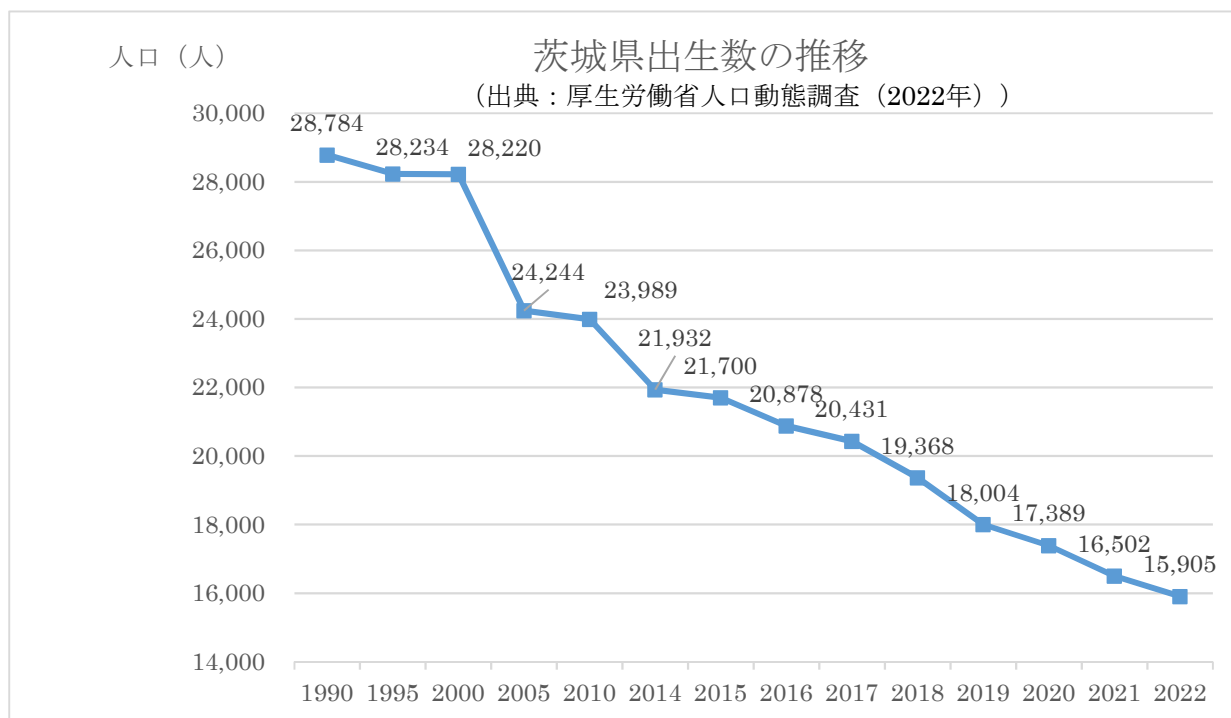


○ 県内の二次保健医療圏別に人口10万人対産科・産婦人科・婦人科医師数をみると、つくば、水戸が全国平均を上回る一方、その他の医療圏は全国平均を下回り、特に常陸太田・ひたちなか、鹿行、筑西・下妻は全国平均の半分に満たないなど、地域偏在がみられます。



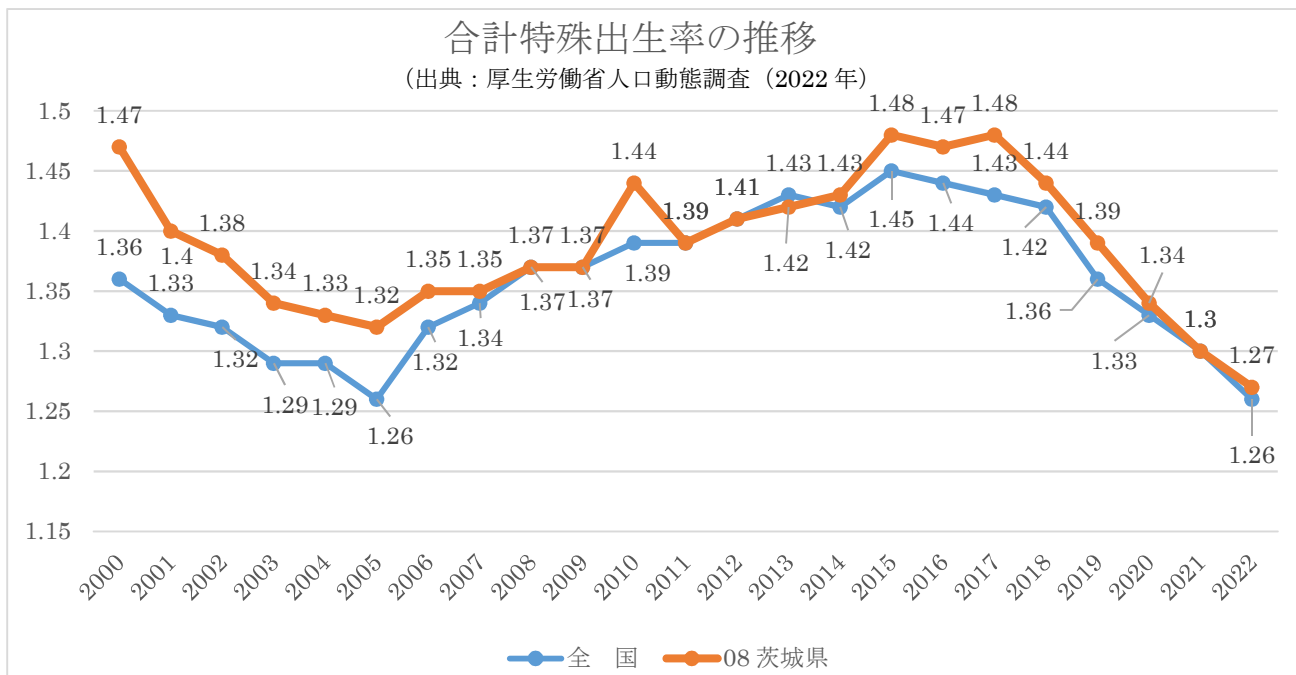
4 出生数の推移

- 本県における出生数は、戦後の第一次ベビーブームを過ぎた 1950 年頃から減少が始まり、第二次ベビーブームにより、1973 年には約 4 万 2 千人まで回復したものの、以降、再び減少傾向となり、2018 年に初めて 2 万人を下回り、2022 年には 15,905 人まで減少しました。
- 出生数の推計では、全国及び県のいずれも今後も減少傾向が続き、2018 年との比較では、本県は 10 年後の 2028 年に 87.8%、20 年後の 2038 年には 80.3%まで減少する見込みです。



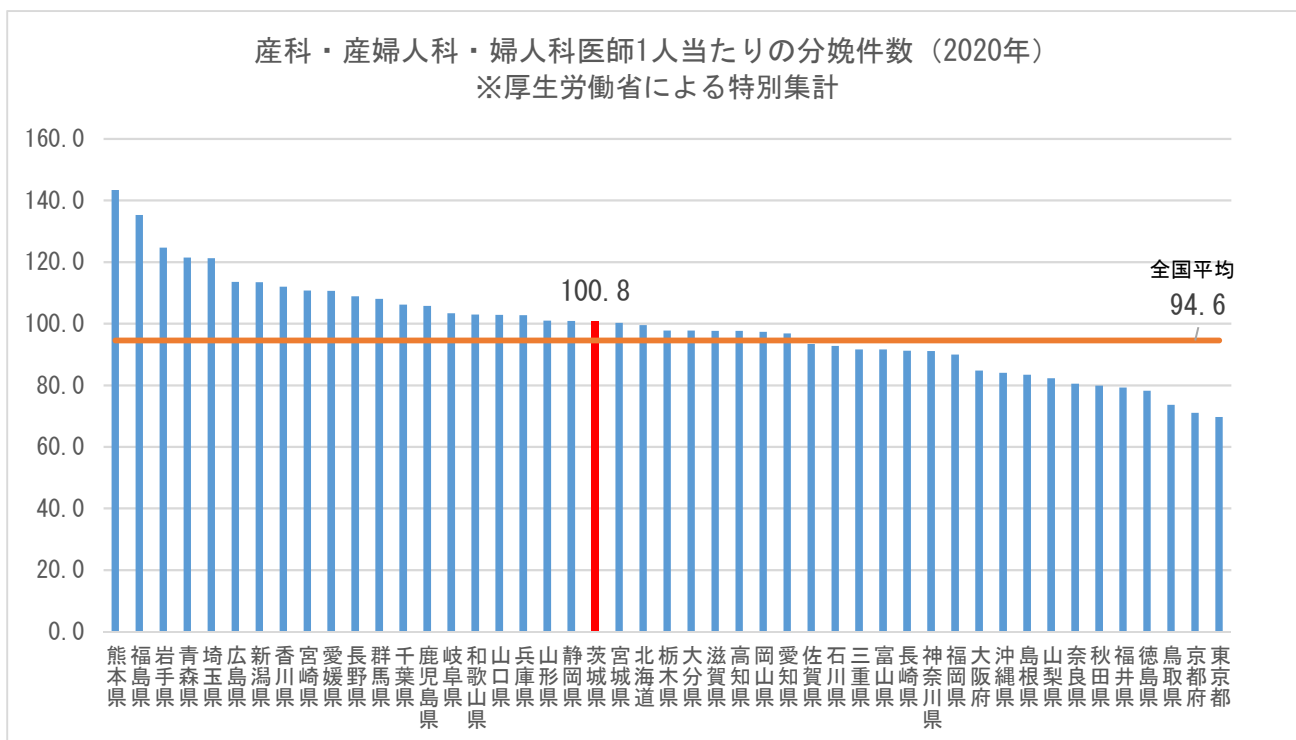
(出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口 2018 年)

- 合計特殊出生率については、本県は2005年以降回復傾向にありましたが、2017年から減少に転じ、2022年には過去最低の1.27にまで低下いたしました。



5 産科・産婦人科・婦人科医師数と分娩件数等

- 産科・産婦人科・婦人科医師1人当たりの分娩件数では、本県は100.8件と全国平均の94.6件を上回っております。

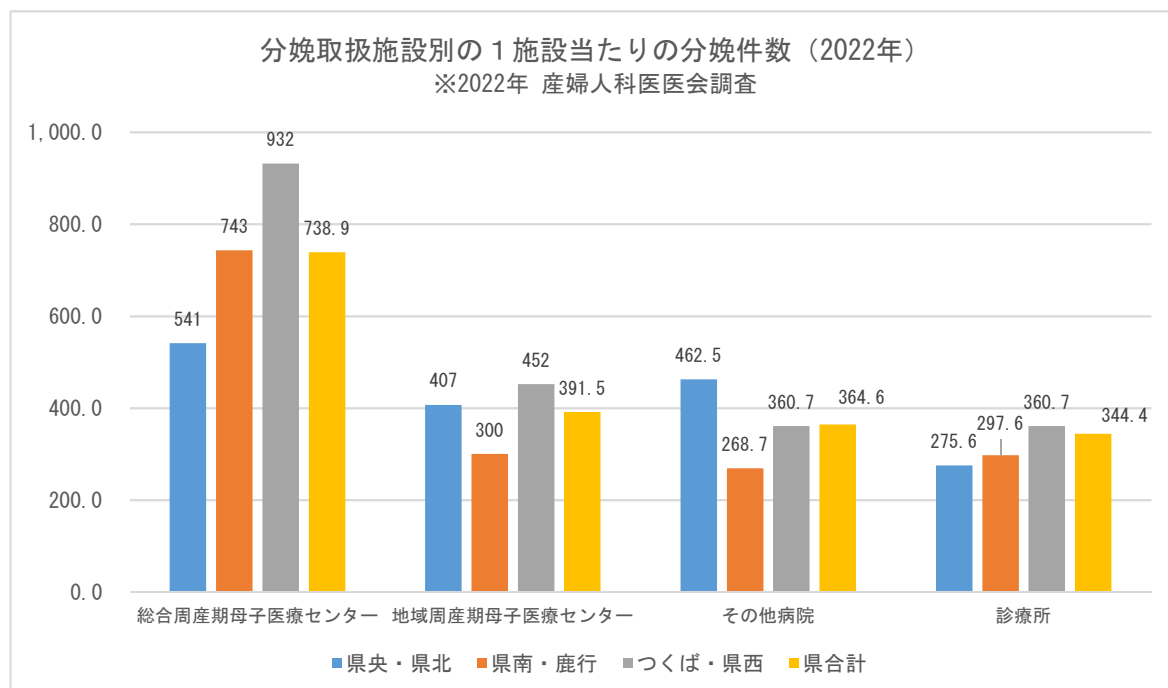


- 周産期医療圏別では、分娩取扱い医療施設数、分娩取扱い産科・産婦人科・婦人科医師数、分娩件数の全てについて、県央・県北医療圏が最も多くなっています。
- 年間分娩件数について、県央・県北、県南・鹿行では病院での分娩が6割を超えるのに対し、つくば・県西では病院での分娩が約4割となっており、診療所での分娩割合が高くなっています。

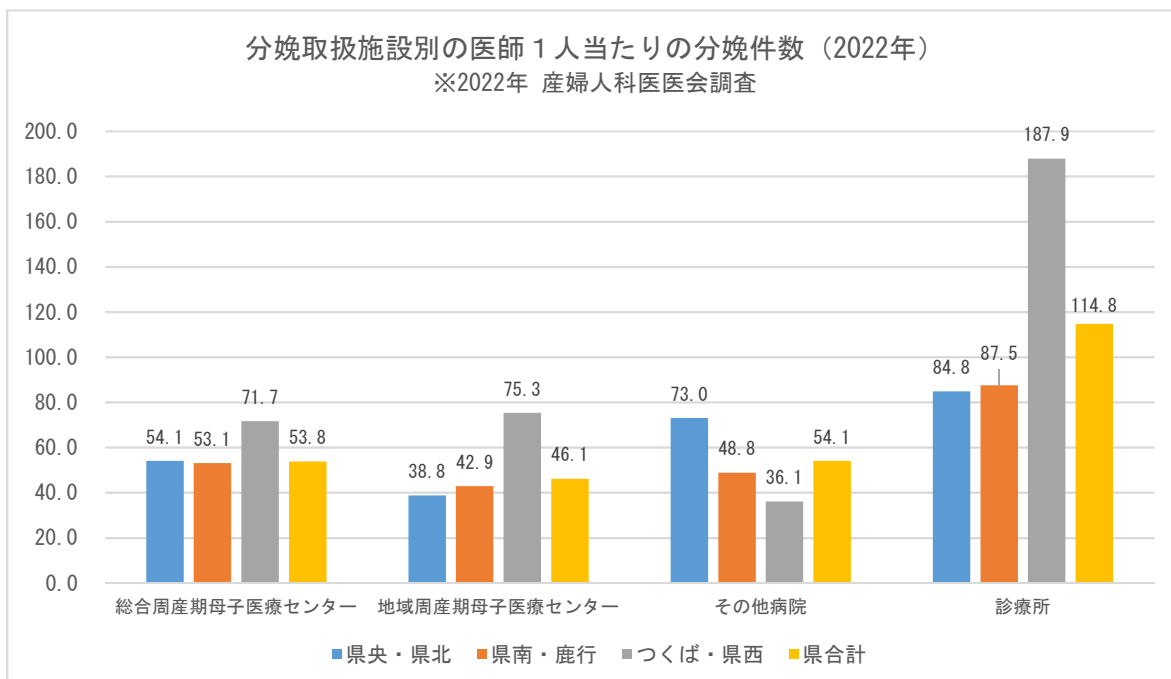
		合計	病院				診療所
			計	周産期母子医療センター		その他病院	
				総合	地域		
県央・県北	分娩取扱施設数	17	9	1	2	6	8
	分娩取扱医師数	95	69	10	21	38	26
	年間分娩件数	6,335	4,130	541	814	2,775	2,205
県南・鹿行	分娩取扱施設数	13	8	1	1	6	5
	分娩取扱医師数	71	54	14	7	33	17
	年間分娩件数	4,143	2,655	743	300	1,612	1,488
つくば・県西	分娩取扱施設数	12	5	1	1	3	7
	分娩取扱医師数	66	49	13	6	30	17
	年間分娩件数	5,661	2,466	932	452	1,082	3,195
県合計	分娩取扱施設数	42	22	3	4	15	20
	分娩取扱医師数	232	172	37	34	101	60
	年間分娩件数	16,139	9,251	2,216	1,566	5,469	6,888

※2022年産婦人科医会調査

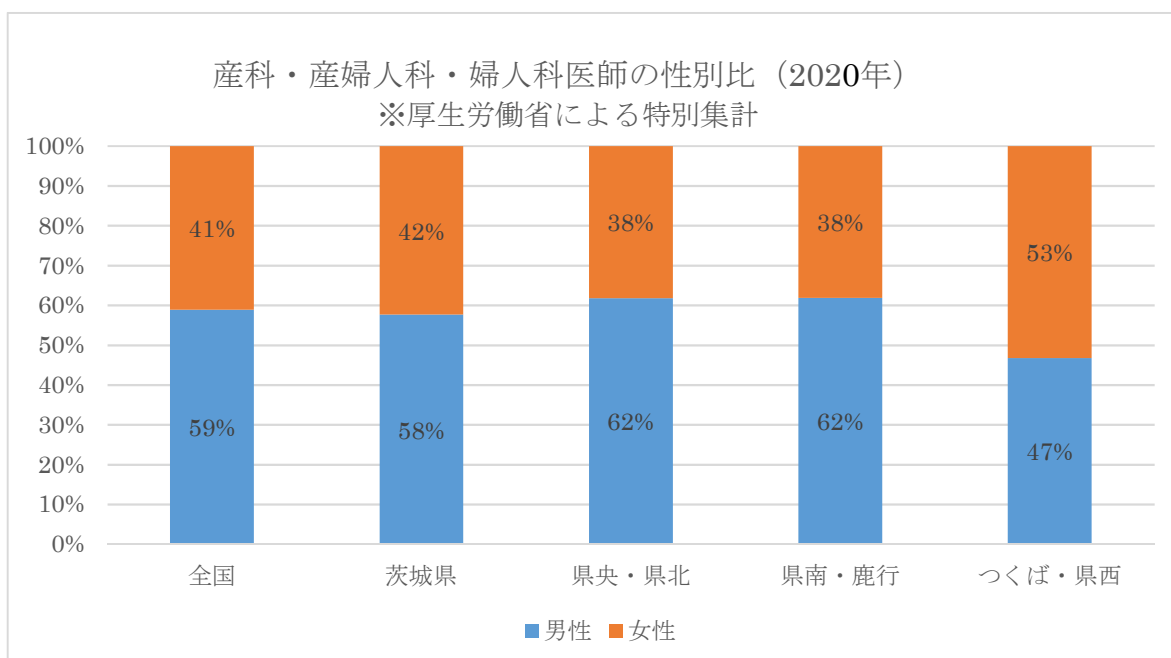
- また、分娩取扱い医療施設別の1施設当たりの分娩件数では、いずれの医療圏においても総合周産期母子医療センターが多くなっています。



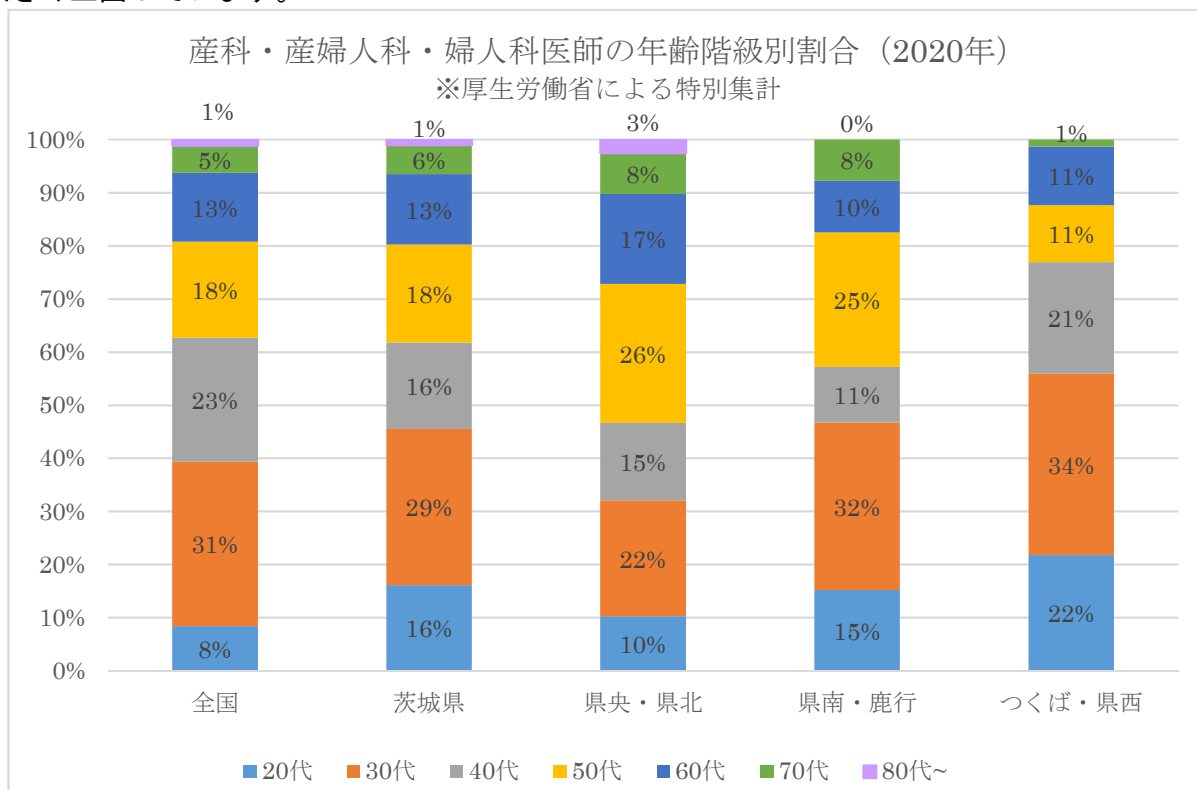
- 一方、分娩取扱い医療施設別の医師1人当たりの分娩件数では、いずれの医療圏においても診療所が多くなっています。



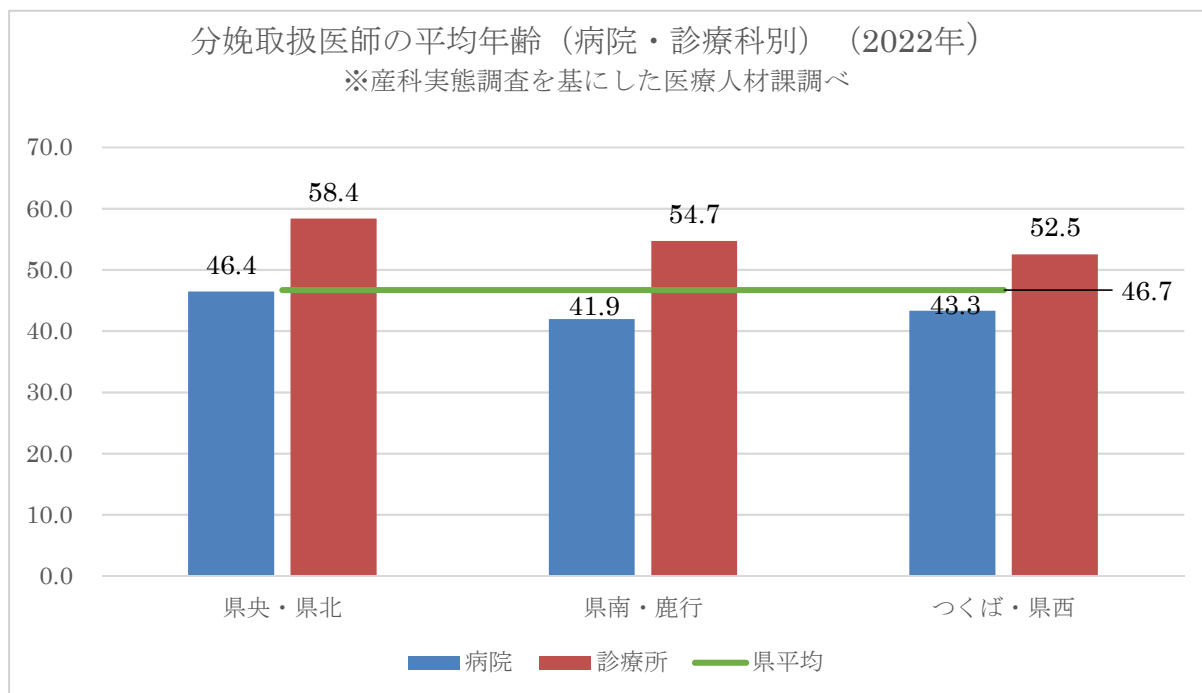
- 産科・産婦人科・婦人科医師の性別比をみると、全国、本県全体、県央・県北医療圏及び県南・鹿行医療圏の男女比は概ね6：4となっていますが、つくば・県西医療圏では女性が約53%と高くなっています。



- 産科・産婦人科・婦人科医師の年齢階級別の割合では、本県は全国に比べ、20代の割合が高くなっています。周産期医療圏別にみると、県央・県北は50代以上の割合が54%と高い一方、つくば・県西では40代までが77%と高く、特に20代が22%となっており、全国平均を大きく上回っています。



- 病院・診療所別の分娩取扱医師平均年齢は、県平均に比べて診療所が高く、病院が低くなっています。周産期医療圏別にみると、県央・県北が病院46.4歳、診療所58.4歳と一番高くなっています。



6 本県の周産期医療提供体制における課題

- 高齢出産などリスクの高い分娩に対応する高度な周産期医療の需要が増大しています。
- 開業医の高齢化や後継者不足等により、今後ますます地域の産科医療機関の減少や体制の縮小が見込まれており、正常分娩をできる場所の確保や医師の負担軽減を図るための施策、基幹分娩取扱病院への重点化・集約化が必要となっています。

【最優先課題】

- ◎ 周産期母子医療センター等の拠点病院への医師の適正配置
- ◎ 周産期母子医療センター等に過度に負担が集中しないよう、地域の拠点となる病院の医療体制確保や地域の産婦人科医療機関との連携強化

第2節 産科の医師確保の方針

1 国の考え方

- 産科医師が相対的に少なくない医療圏においても、その労働環境を鑑みれば産科医師が不足している可能性があることを踏まえ、国において、相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域について、相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域以外の医療圏からの医師派遣のみにより産科医師の地域偏在の解消を目指すことは適当ではないとされています。
- また、偏在指標の値が大きい医療圏においても、実態としては医師が多施設に分散して一施設毎の医師数が少ない場合もあることに留意が必要とされています。
- 産科においては、医療圏の見直し、医療圏を超えた連携、医療機関の再編統合を含む集約化等を行ってきたことから、相対的医師少数区域においては、外来医療と入院医療の機能分化・連携に留意しつつ、必要に応じて、医療圏の見直しや医療圏を超えた連携によって、産科医師の地域偏在の解消を図ることを検討することとされています。
- なお、医療圏の見直しや医療圏を超えた連携、医療機関の再編統合を含む集約化等によってもなお相対的医師少数であり、産科の医師偏在が解消されない場合は、医師を増やす（確保する）ことによって医師の地域偏在の解消を図ることとされており、医師の派遣調整や専攻医の確保等の短期的な施策と産科医の養成数の増加等の長期的な施策を組み合わせることで実施することとされています。

【国の産科医師確保の方針と対策】

医師確保の方針	対 策
① 周産期医療の提供体制等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療圏の統合を含む周産期医療圏の見直し ○ 医療機関の再編統合を含む集約化・重点化や各医療機関における機能分化・連携、医師の働き方改革の推進 ○ 医療機関の集約化・重点化に伴う、医療機関までのアクセスに時間がかかる地域への支援
② 医師の派遣調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①に掲げる対策を行った上で、なお十分な医療提供がなされない場合には、産科における医師の派遣調整を行う。 ○ 派遣調整に当たっては、地域医療対策協議会において、都道府県と大学、医師会等の連携を図ることとし、派遣先の医療機関の選定に当たっては、当該医療機関が所在する医療圏の分娩数と見合った数の産科医師数が確保されるように派遣を行う。 ○ 少人数による過酷な労働環境とならないよう、派遣先の医療機関を重点化するとともに、当該医療機関における医師の時間外労働の短縮のための対策を行う。
③ 産科医師の勤務環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産科医師が研修や休暇を取ることができるよう、代診医の確保や女性医師にも対応した勤務環境改善や、タスクシフト/シェアの促進のための支援を行う。
④ 産科医師の養成数を増やすための施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専攻医の確保や離職防止を含む産科医師の確保・保持のための施策を行う。特に、医学生に対する必要な情報提供や円滑な情報交換等を行うとともに、専攻医の確保に必要な情報提供、指導体制を含む環境整備等を行う。 ○ 地域で勤務する産科医師が専門的な技術・知識を獲得し、適切な臨床経験を積むことができるよう、キャリア形成プログラムの充実化を行う。

2 本県の産科の医師確保の方針

- 本県は、分娩取扱医師偏在指標の全国順位が第 28 位となり、相対的医師少数県を脱却いたしましたが、開業医の高齢化や後継者不足による産科医療機関の減少や、高度周産期医療の需要増大への対応が課題となっています。
- しかしながら、周産期医療では、少子高齢化が進む中において、急速な医療需要の変化が見込まれることから、医師の需給の観点から将来を見据えた上で、医師の確保を行っていく必要があります。
- 特に、保健医療計画及び地域医療構想における周産期医療体制の医療資源の集約化・重点化や各医療機関における機能分化・連携の方針や進展を踏まえ、周産期母子医療センター等の拠点病院への医師の適正配置や、分娩の集約化と地域の拠点病院の医療体制の確保など、効果的な産科医師の養成・確保を行っていく必要があります。
- あわせて、開業医の高齢化や後継者不足により産科医療機関が減少する中、拠点病院の負担を軽減するためにも、地域の正常分娩体制の維持や構築に主体的に取り組む市町村をサポートしていく必要があります。

(1) 本県の将来の産科の医療需要と必要医師数

- 国が 2019 年に試算した「都道府県別診療科ごとの将来必要な医師数の見通し」によると、本県の産婦人科医師（「医師・歯科医師・薬剤師統計」における医師届出票で主たる診療科が産婦人科、産科、婦人科の医師）について、2024 年の必要医師数は 272 人であり、2024 年、2030 年、2036 年のそれぞれの時点における必要医師数を達成するための今後の年間養成数はそれぞれ 9 人、7 人、6 人となっています。
- 2020 年 12 月 31 日時点の産婦人科医師数（同上）の合計 266 人に、本県の専門研修プログラムにおける、2021 年から 2023 年の産婦人科の採用数 18 人を加えると 284 人となり、2024 年の必要医師数 272 人を超過している状況ですが、地域の正常分娩体制の維持にも配慮していく必要があります。

(2) 産科医師の養成・確保の短期及び中・長期的な方針

- 本県では、将来の周産期医療の需要の推計を踏まえて産婦人科の専攻医の養成を図ることにより、中・長期的（2030 年、2036 年）な必要医師数の確保を図ります。
- また、三次保健医療圏及び周産期医療圏の医療提供体制の確保のために緊急的な対応が必要な医療機関については、医師の派遣調整や県外からの医師確保により、必要医師数の確保を図ります。

第3節 産科の医師確保の施策

1 周産期医療の提供体制の充実

- 茨城県保健医療計画により、周産期医療体制の整備を図ります。
 - ・ 正常分娩等を取り扱う医療機関、比較的高度な周産期医療を行う医療機関（地域周産期母子医療センター、周産期救急医療協力病院）、リスクの高い妊産婦や新生児に対する高度な周産期医療を行う医療機関（総合周産期母子医療センター）のそれぞれに求められる医療機能の充実・強化や医療資源の集約化・重点化、連携体制の構築等を図ることにより、周産期医療体制の充実を図ります。
- 茨城県地域医療構想により、医療機能の分化・連携を促進し、各地域医療構想区域における通常分娩やハイリスク分娩、新生児集中治療等の周産期医療体制の整備を推進します。
- 拠点病院の負担を軽減するために、地域の正常分娩体制の維持や構築に主体的に取り組む市町村に対して助言等の支援を行います。

2 医師の養成課程を通じた医師確保（再掲）

3 医師の派遣調整（再掲）

4 県外からの医師確保（再掲）

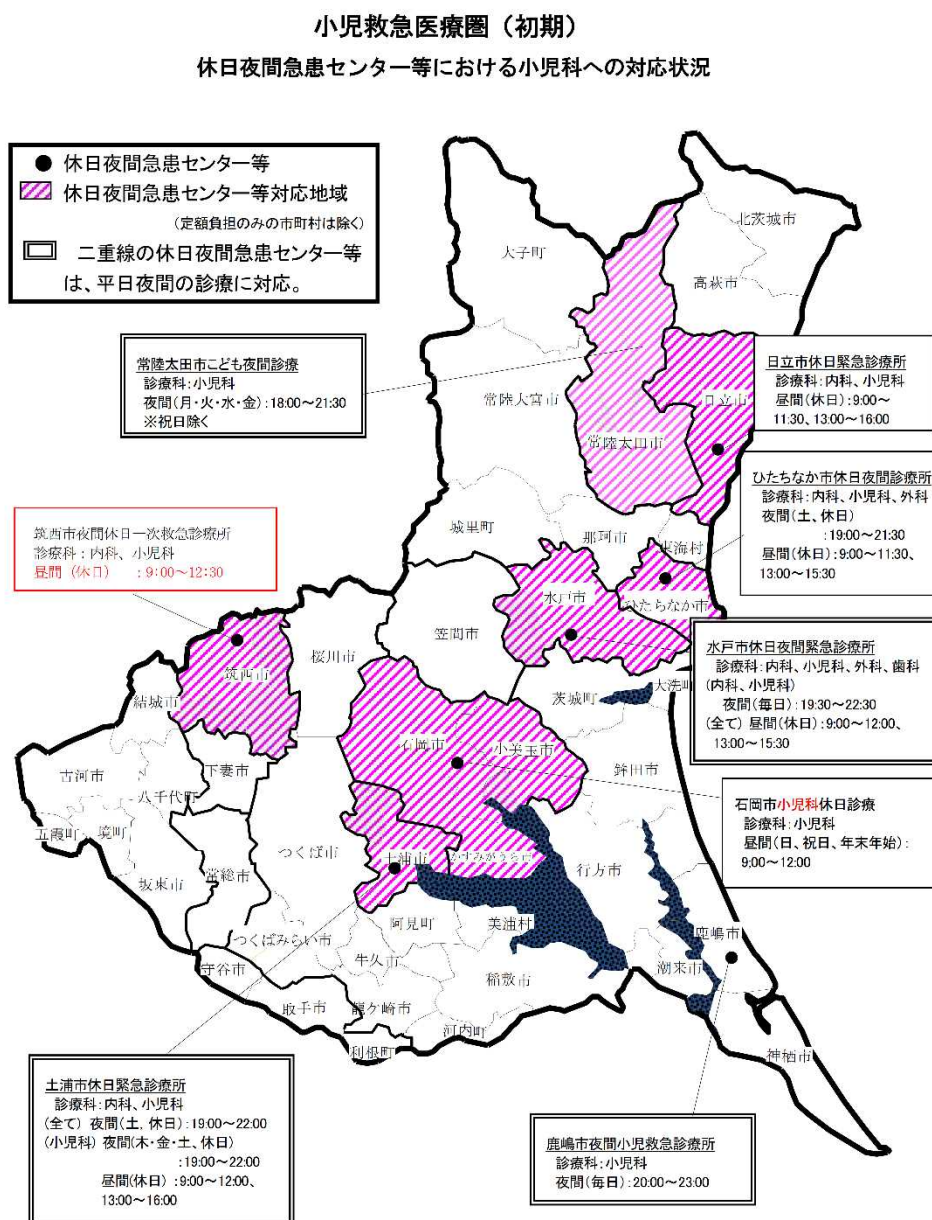
5 魅力ある環境づくり（再掲）

第6章 小児科における医師確保

第1節 現状と課題

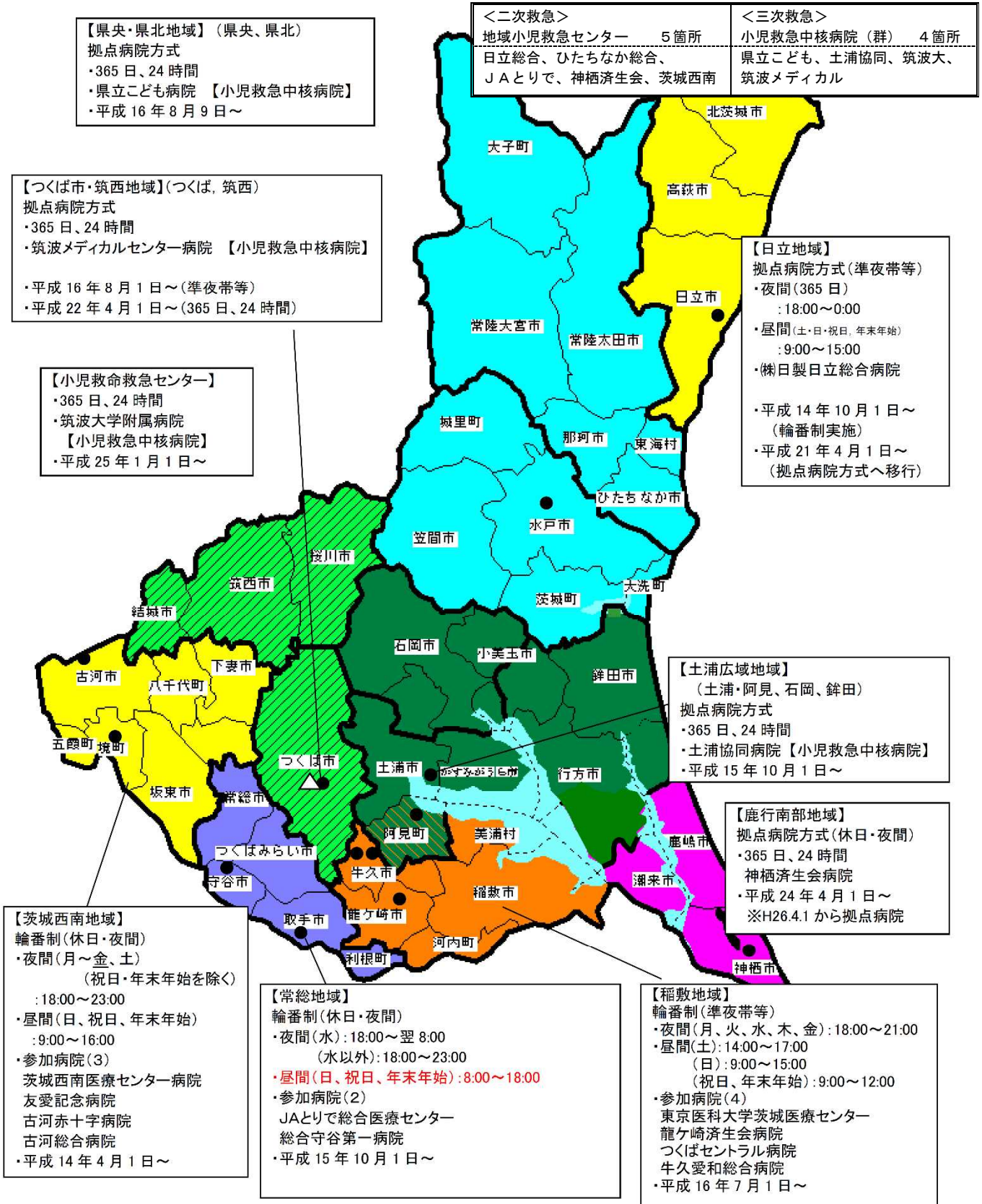
1 本県の小児医療圏

- 本県では、休日・夜間における小児の初期救急医療体制が未整備の地域があるため、茨城県保健医療計画において、二次保健医療圏と併せて小児救急医療圏（二次・三次）を設定し、拠点病院及び病院群輪番制により対応しています。
- このほか、県内を3広域圏に分け、それぞれに小児救急中核病院（群）及び地域小児救急センターを配置し、小児救急医療に係る機能や資源の有効活用及び集約化・重点化を進めています。



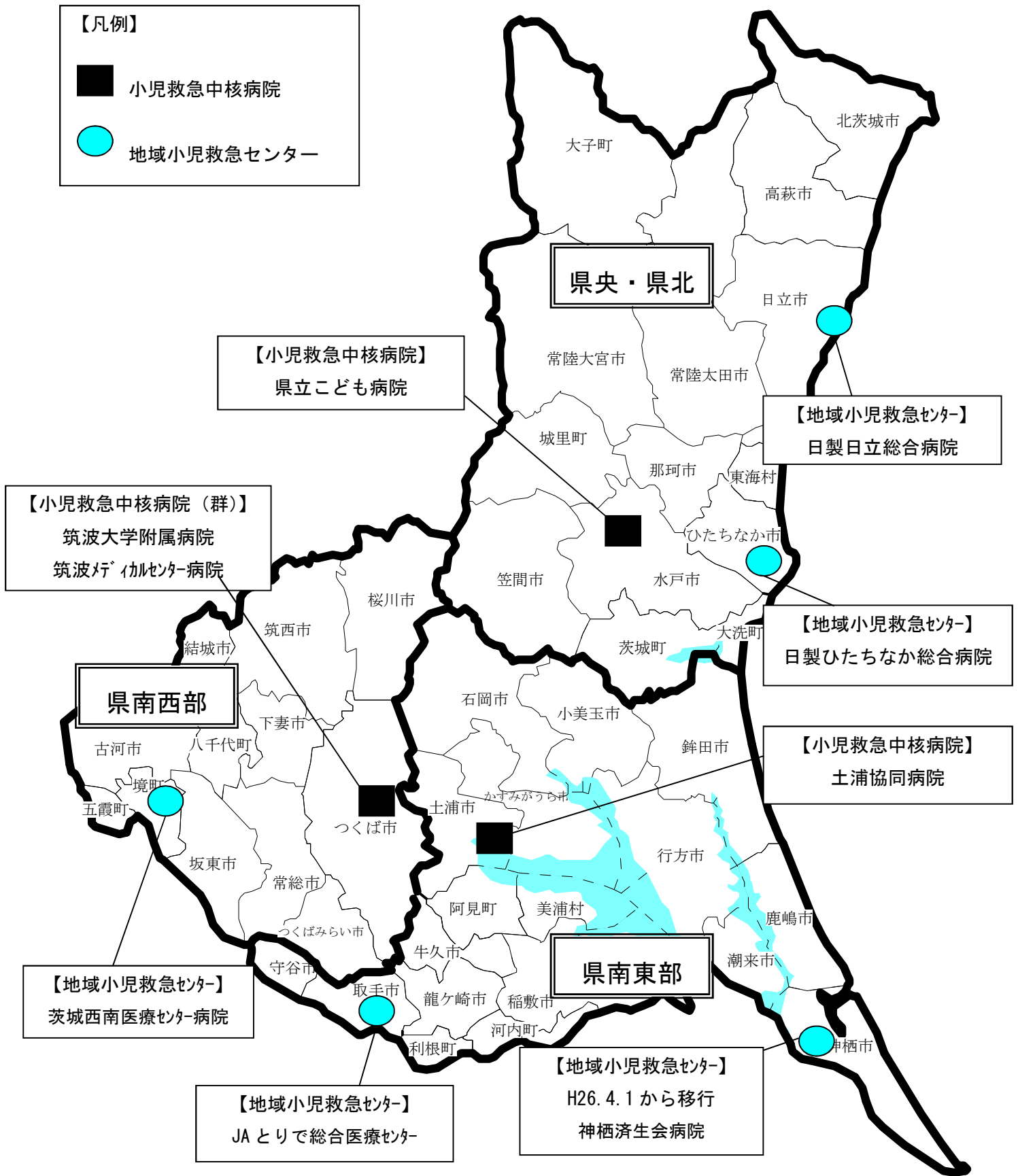
2024年1月1日現在

小児救急医療圏（二次・三次）



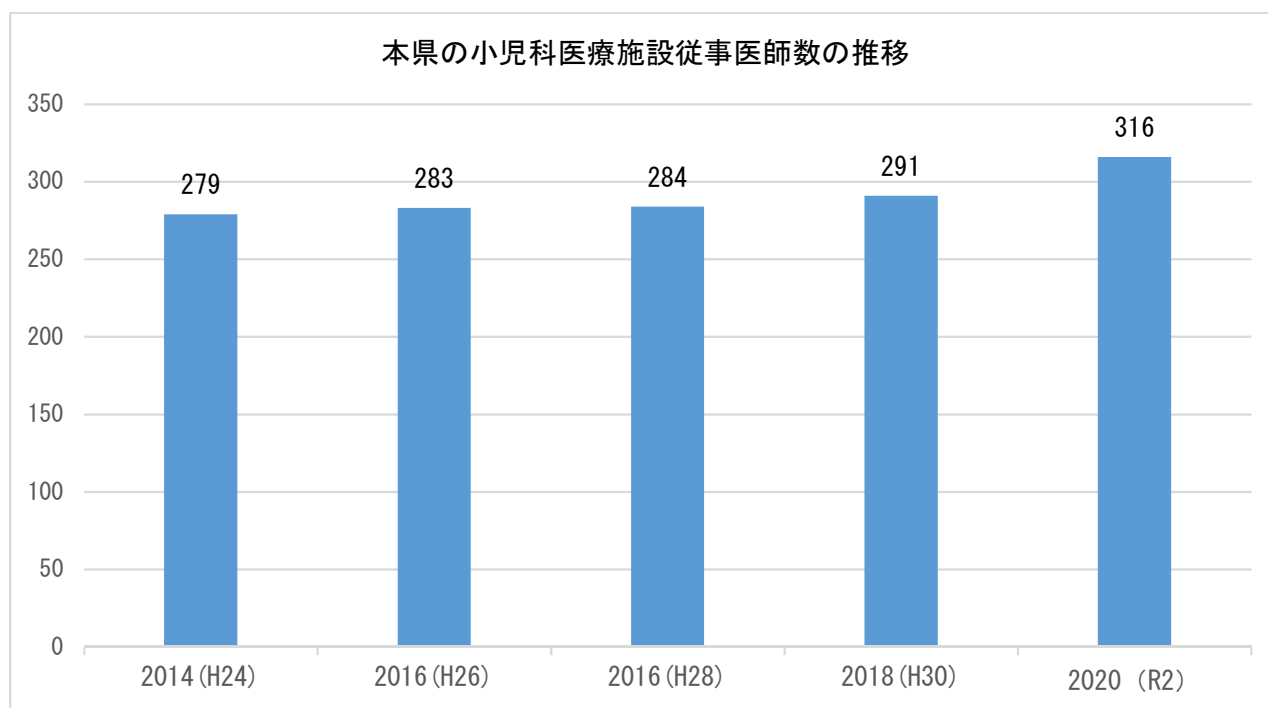
2024年1月1日現在

集約化・重点化による小児救急医療圏構想



2 本県の小児科医師数

- 本県の小児科医師数は、2020年12月31日現在で316人です。



3 小児科医師偏在指標と相対的小児科医師少数区域の設定

(1) 考え方

- 三次保健医療圏（都道府県等）、小児医療圏ごとに、小児科における医師の偏在の状況を客観的に示すため、地域ごとに、医療ニーズや医師の年齢構成等を踏まえ、国において、小児科における医師偏在指標を算定することとし、都道府県は小児科医師偏在指標に基づき、相対的医師少数区域及び偏在対策基準医師数を設定するとともに、これらの区域分類に応じた小児科の医師確保対策を実施することとされています。
- 小児科医師偏在指標は、三次医療圏（都道府県等）ごと及び小児医療圏ごとに全国で比較し、下位33.3%に該当する医療圏を相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域と設定することとされています。

■小児科医師偏在指標の設計

- ・医療需要については、15歳未満の人口を「年少人口」と定義し、小児救急医療圏ごとの小児の人口構成の違いを踏まえ、性・年齢階級別受療率を用いて年少人口を調整したものをを用いる。
- ・患者の流出入については、既存の調査の結果により把握可能な小児患者の流出入の実態を踏まえ、都道府県間調整を行う。
- ・医師供給については、「医師・歯科医師・薬剤師統計」における「小児科医師数」を用いる。医師届出票において、「従たる従事先」に記載された医療機関が主たる従事先と異なる医療圏である場合、医師数を主たる従事先では0.8人、従たる従事先では0.2人として算出する。
- ・医師の性別・年齢別分布については、医師全体の性・年齢階級別労働時間を用いて調整する。

■小児科医師偏在指標の算出式

小児科における医師偏在指標について

- ・医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- ・医療需要は、15才未満の年少人口に、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整する。

$$\text{小児科における医師偏在指標} = \frac{\text{標準化小児科医師数}}{\text{地域の年少人口} \div 10万 \times \text{地域の標準化受療率比}(\ast 1)}$$

$$\text{標準化小児科医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

$$\text{地域の標準化受療率比}(\ast 1) = \text{地域の期待受療率} \div \text{全国の期待受療率}(\ast 2)$$

$$\text{地域の期待受療率}(\ast 2) = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別受療率} \times \text{地域の性年齢階級別年少人口})}{\text{地域の年少人口}}$$

注1) 「主たる診療科」が「小児科」ではない医師も、小児に対する医療を一定程度提供している場合がある。
 注2) 患者の流出入に関しては、患者住所地を基準に流出入実態を踏まえ、都道府県間調整を行うこととする。

(2) 本県の小児科医師偏在指標と相対的小児科医師少数区域の設定

① 三次医療圏（都道府県）の小児科医師偏在指標

- 本県の全国順位は 42 位であり、相対的小児科医師少数県となっています。

② 小児医療圏の小児科医師偏在指標と相対的小児科医師少数区域の設定

- 本県の小児医療圏のうち、日立地域、県央・県北地域、鹿行南部地域、稲敷地域、常総地域が全国の下位 33.3%に含まれていることから、本計画では、当該医療圏を相対的小児科医師少数区域に設定します。
- なお、相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域については、画一的に医師の確保を図るべき医療圏と考えるのではなく、当該医療圏内において小児科医師が少ないことを踏まえ、小児医療の提供体制の整備について特に配慮が必要な医療圏とします。

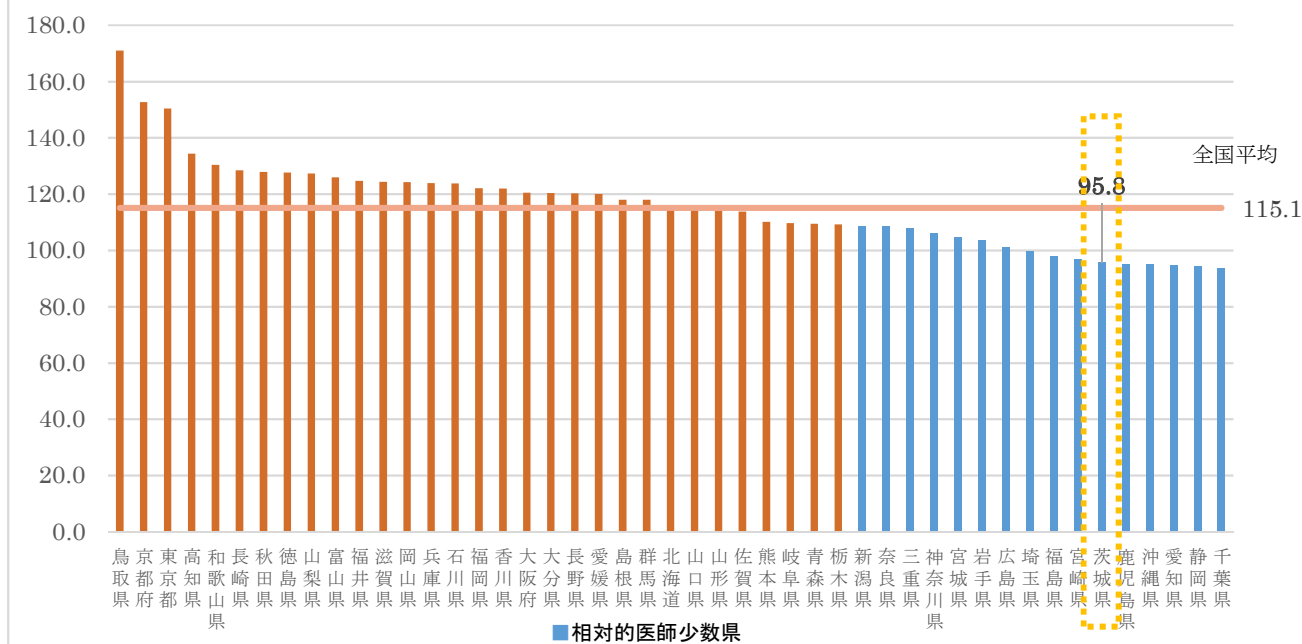
圏域名	年少人口 (2021年1月1日、千人)	標準化小児科医師数 (2020年12月31日、人)	小児科医師偏在指標	順位	区分	(参考)小児科偏在対策基準医師数 (2026年)
全国	15,318	17,634	115.1	—	—	—
茨城県	344	314	95.8	42	相対的医師少数県	313
日立地域	25	11	55.8	295	相対的医師少数区域	15
県央・県北地域	91	94	90.0	214	相対的医師少数区域	84
土浦広域地域	42	46	139.5	42	—	27
鹿行南部地域	24	13	69.6	277	相対的医師少数区域	16
稲敷地域	31	20	70.6	276	相対的医師少数区域	23
常総地域	38	25	80.5	253	相対的医師少数区域	26
茨城西南地域	34	22	94.0	193	—	19
つくば市・筑西地域	60	83	110.2	135	—	60

※全都道府県の小児医療圏の合計数は 303

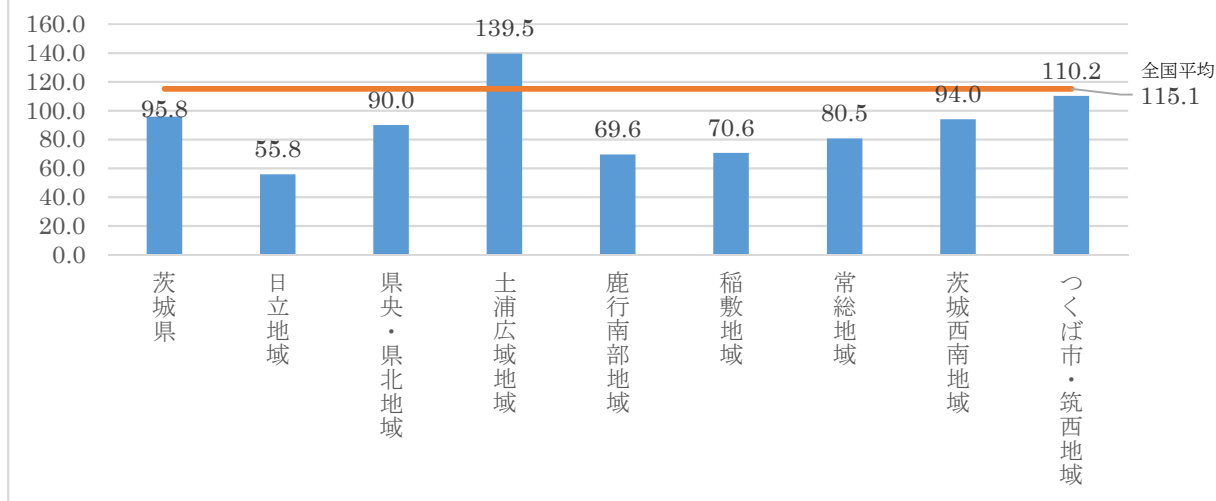
(参考：小児科偏在対策基準医師数)

- ・国では、計画期間終了時の小児科医師偏在指標が、計画期間開始時の相対的小児科医師少数区域等の基準値（下位 33.3%）に達することとなる医師数を、小児科における偏在対策基準医師数として算出しています。
- ・小児科偏在対策基準医師数は、国において、医療需要に応じて機械的に算出したものであり、確保すべき医師数の目標ではないとされていることから、本計画においては、参考数値とします。

小児科医師偏在指標
(2023年厚生労働省算出)

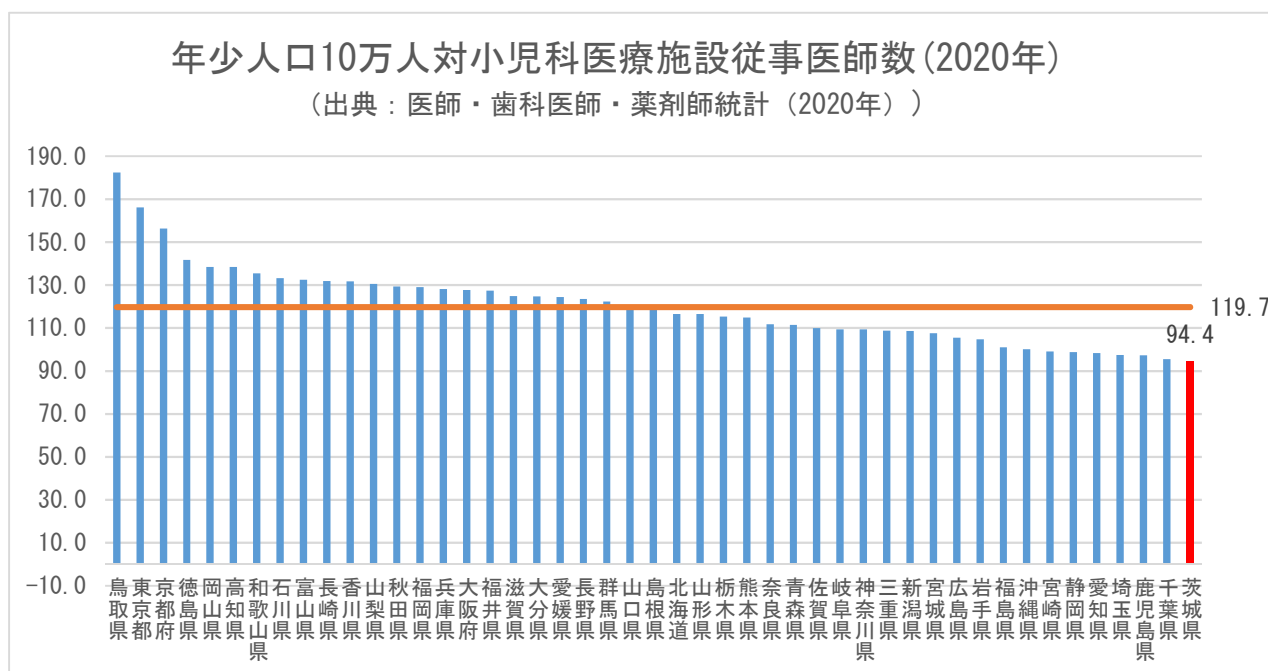


小児医療圏別小児科医師偏在指標
(2023年厚生労働省算出)

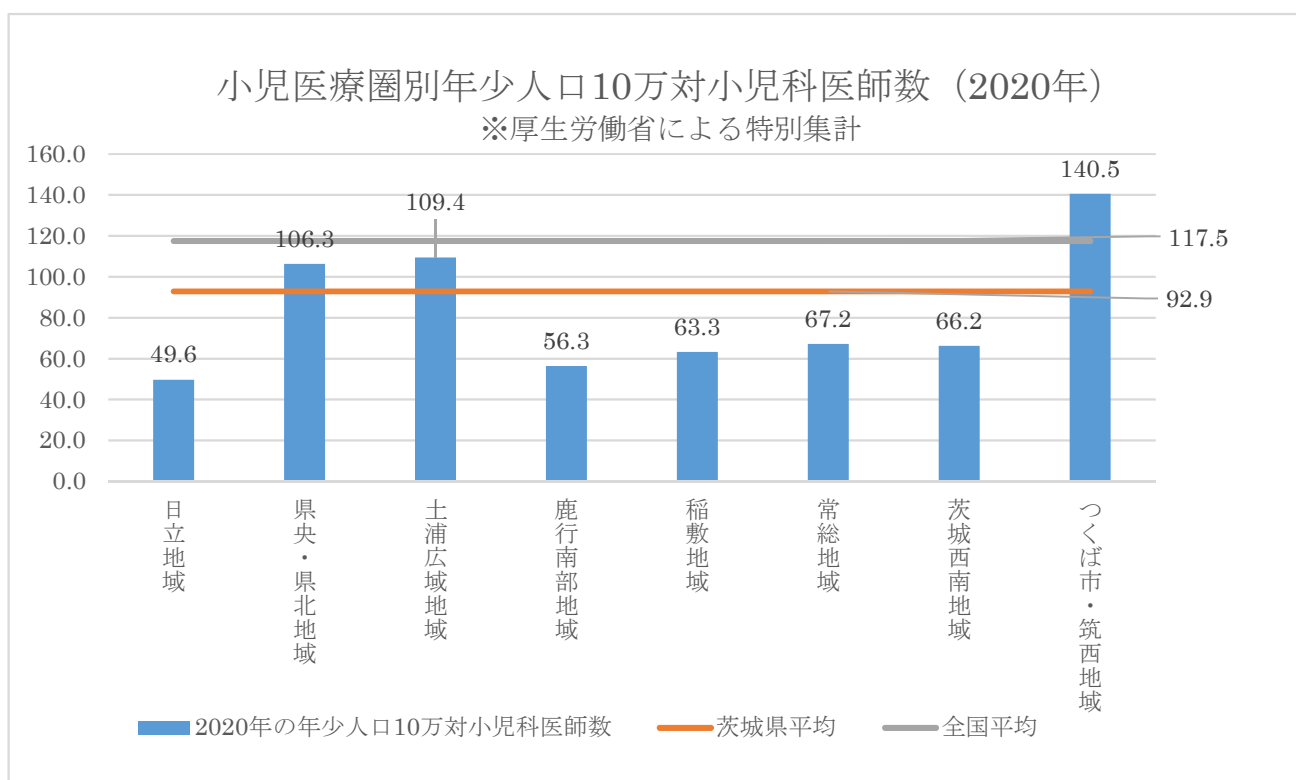


<参考：年少人口 10 万人対小児科医師数>

○ 年少人口 10 万人対医師数は 94.4 人であり、全国最下位となっています。

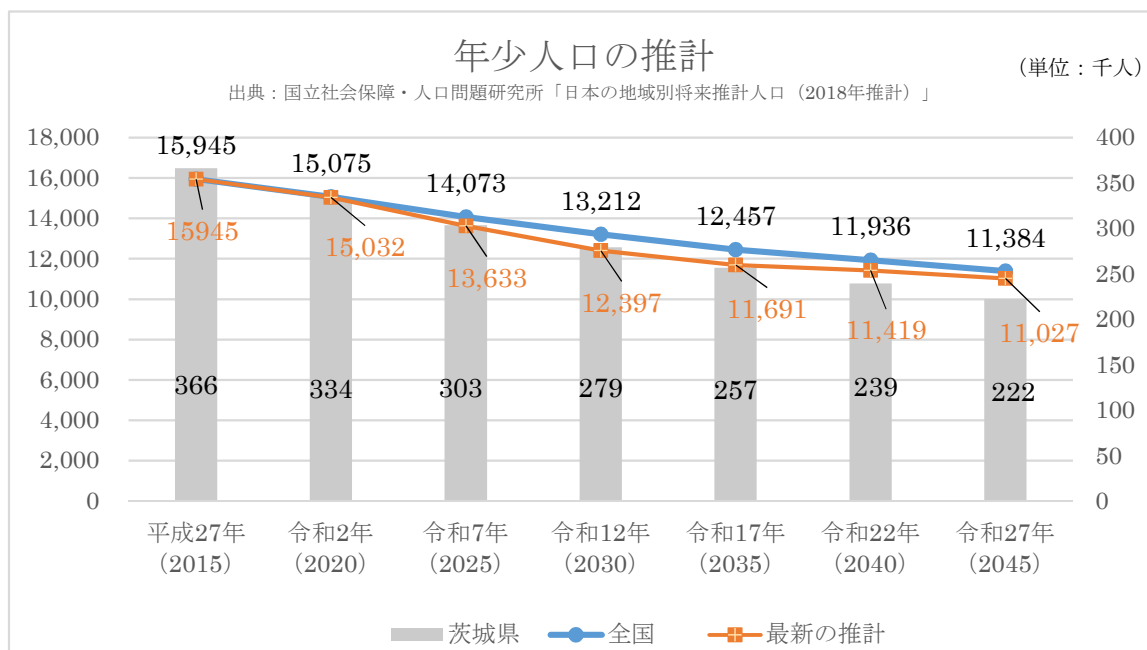


○ 小児医療圏別の年少人口 10 万人対小児科医師数は、つくば・筑西地域が全国平均を上回る一方、その他の圏域は全て全国平均を下回り、特に日立地域、鹿行南部地域、稲敷地域は全国平均の半数に満たない状況です。

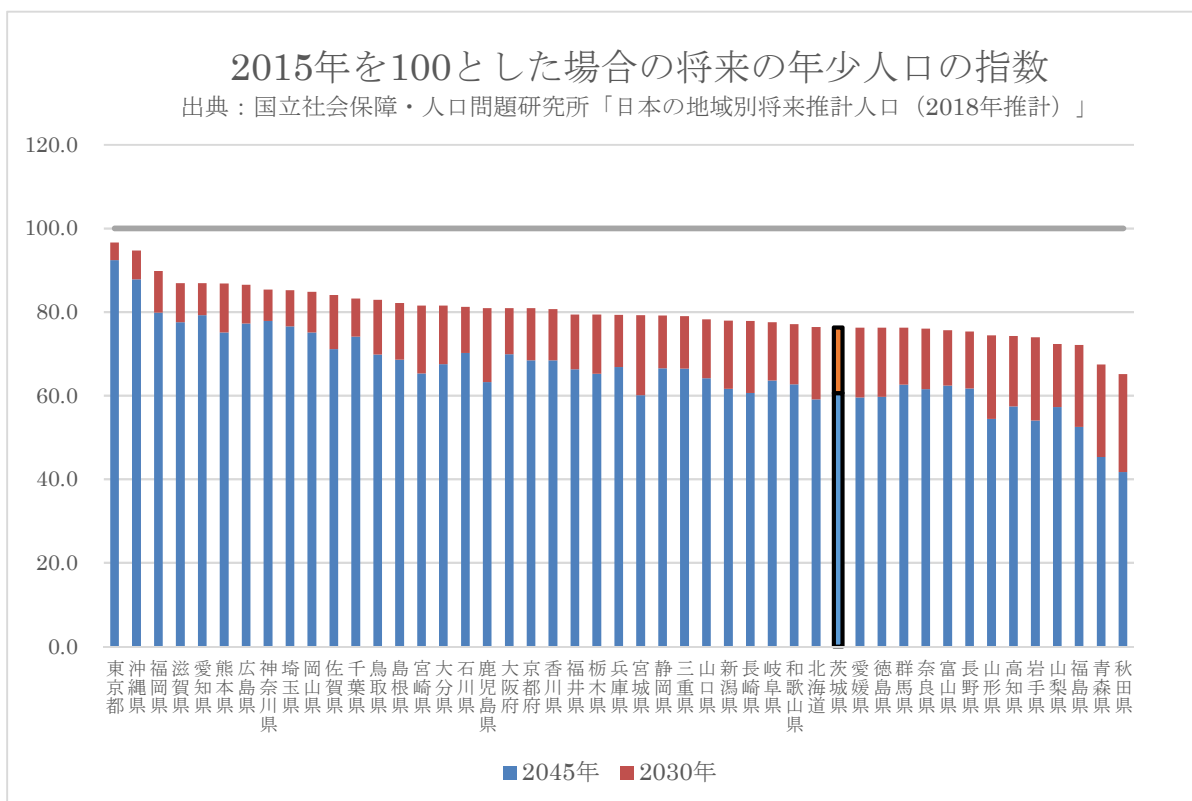


4 年少人口（0-14歳）の推計

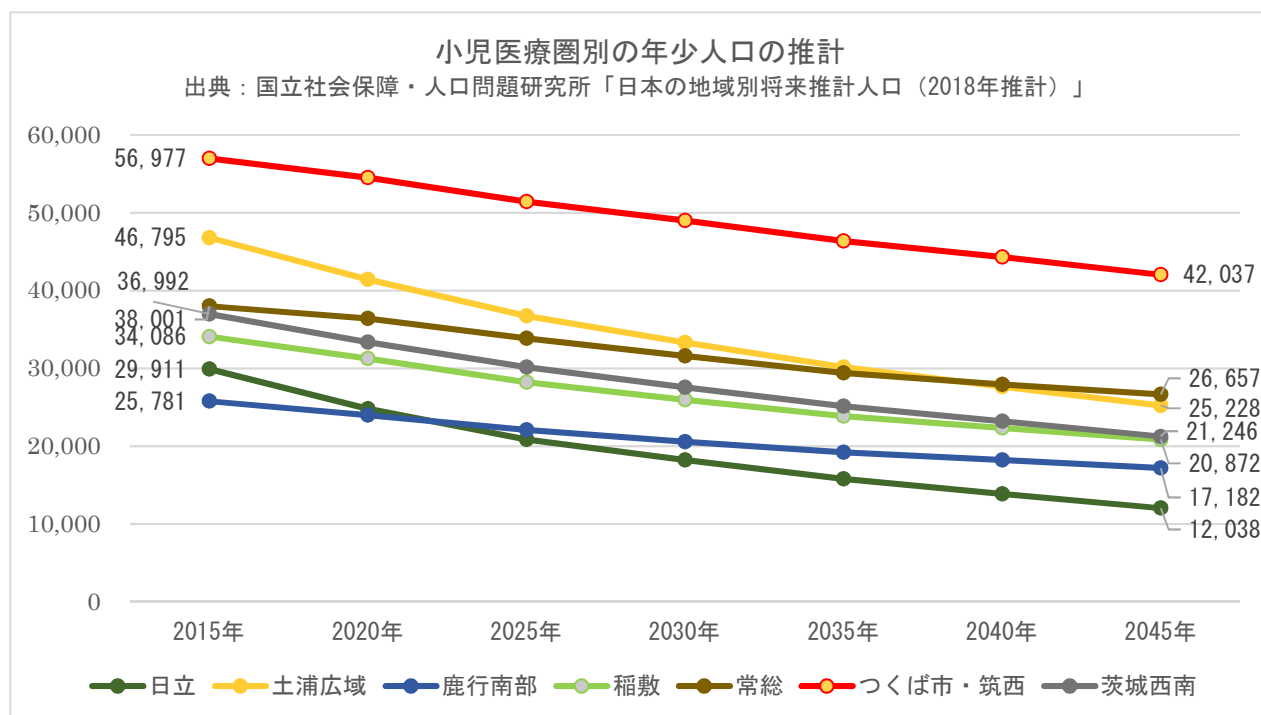
- 2018年に国立社会保障・人口問題研究所が行った都道府県別の年少人口推計では、本県の年少人口は2030年に279千人、2045年に222千人となる見込みであり、全国平均を上回る減少率となっています。なお、直近（2023年）の全国ベースでの推計結果では、2018年推計を上回る早さで年少人口が減少する見込みとなっています。



- また、2015年との比較では、本県の年少人口は2030年に76.3%、2045年に60.6%まで減少する見込みです。

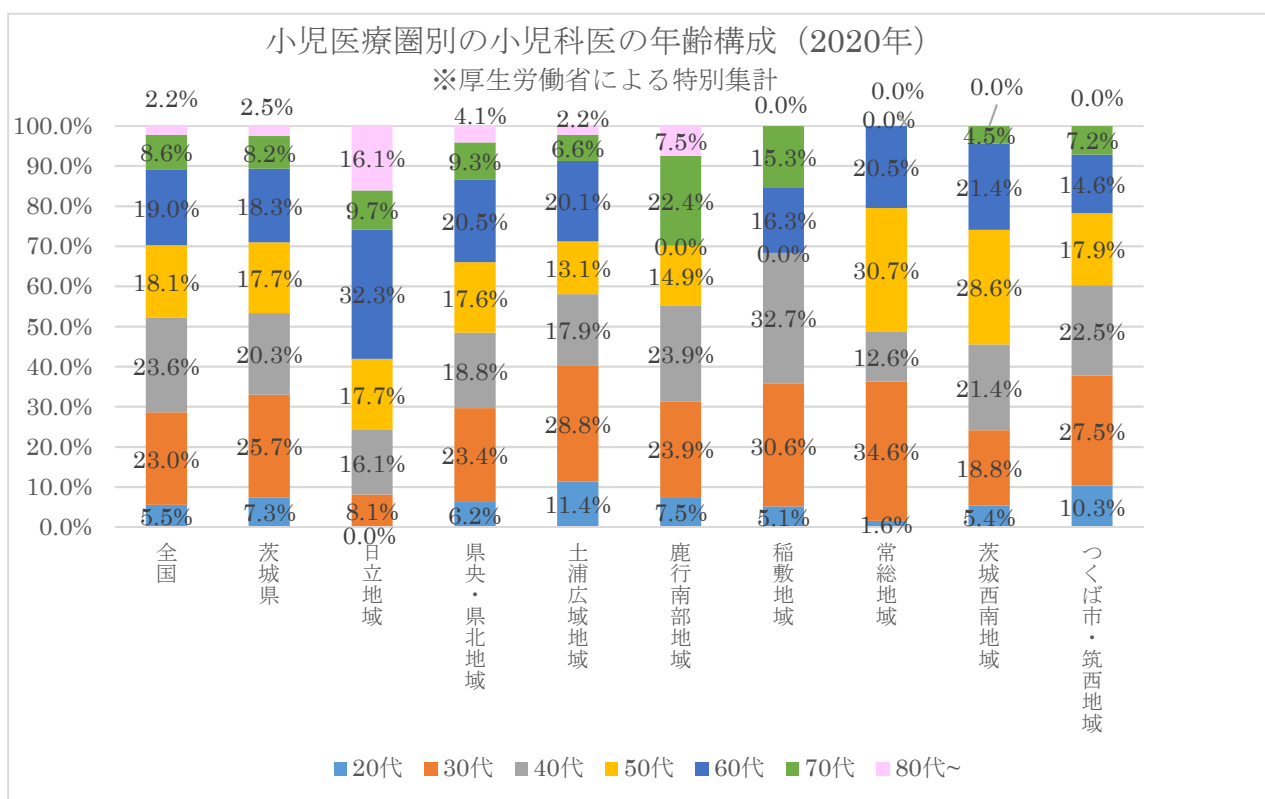
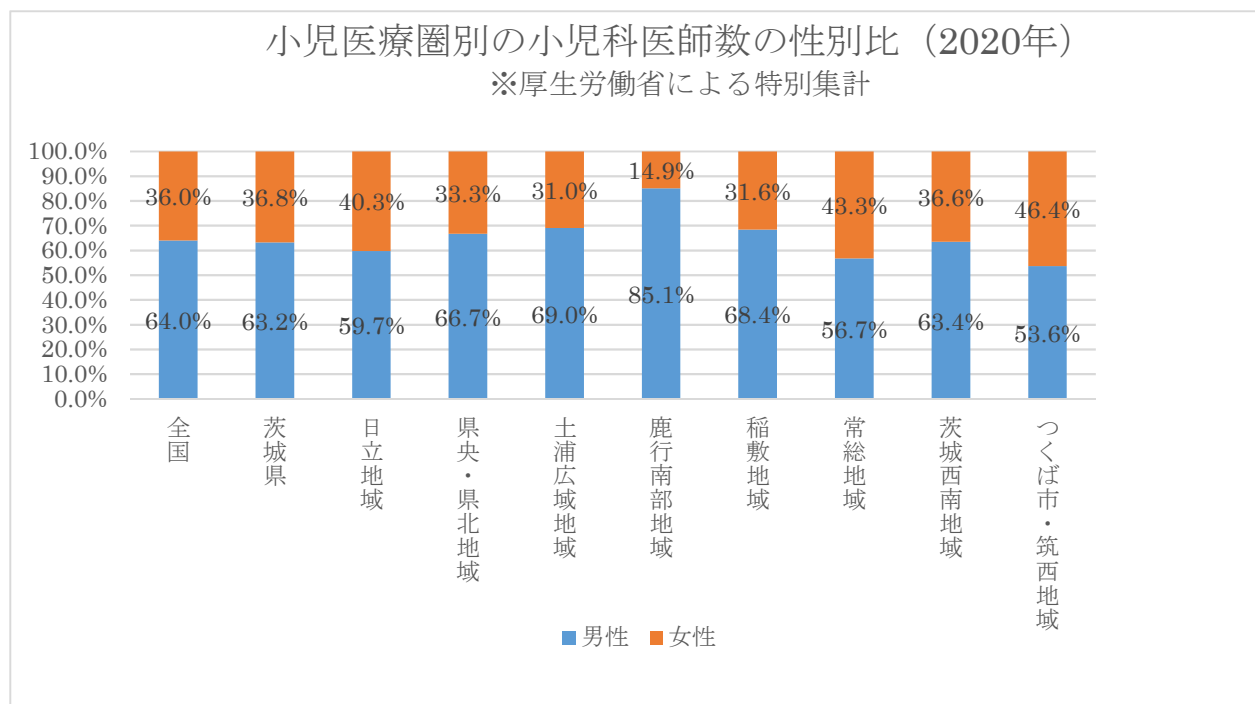


- 本県の小児医療圏別の年少人口推計では、今後、全ての医療圏で減少が見込まれますが、特に日立は2015年比で2030に60.9%、2045年に40.2%と大幅な減少が見込まれます。



5 性・年齢別の小児科医師数

- 小児科医師数を性・年齢別にみると、県全体では小児科医師の男女割合は男性約63%、女性約37%であり、全国平均と同程度となっています。また、年齢別では、30代が約26%と最も多く、全国平均を上回っています。



6 本県の小児医療提供体制における課題

- 小児科医の不足や地域偏在のため、休日・夜間における初期救急医療体制が未整備の地域があります。
- そのため、二次・三次救急医療を担う医療機関が初期救急医療についても担っており、当該医療機関の負担が大きくなっていることから、二次救急医療機関の診療体制の充実を図るため、広域的な対応が必要となっています。
- 三次救急医療機関においては、小児救命救急センターを中心とした24時間365日の体制を確保するとともに、小児救急中核病院の人材育成や病院間の連携強化を図る必要があります。
- 休日や夜間においても、患者の重症度・緊急度に応じて適切に小児救急医療が提供できるよう、地域の実情に応じて集約化・重点化を進めるとともに、医師不足地域の小児医療機能を改善するために、広域の小児医療連携体制をさらに発展させることが必要です。
- 小児医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、各地域の小児医療体制を維持していく必要があります。
- 軽症者の救急受診割合が高い水準にとどまっており、救急医療の適正利用についての普及啓発を図る必要があります。

【最優先課題】

- ◎ 医師の育成・確保（負担の重い拠点病院への適正な医師の配置）
- ◎ 地域の実情に応じた集約化・重点化と拠点となる病院における医療体制の確保
- ◎ 医師の働き方改革に対応した小児医療体制の確保

第2節 小児科の医師確保の方針

1 国の考え方

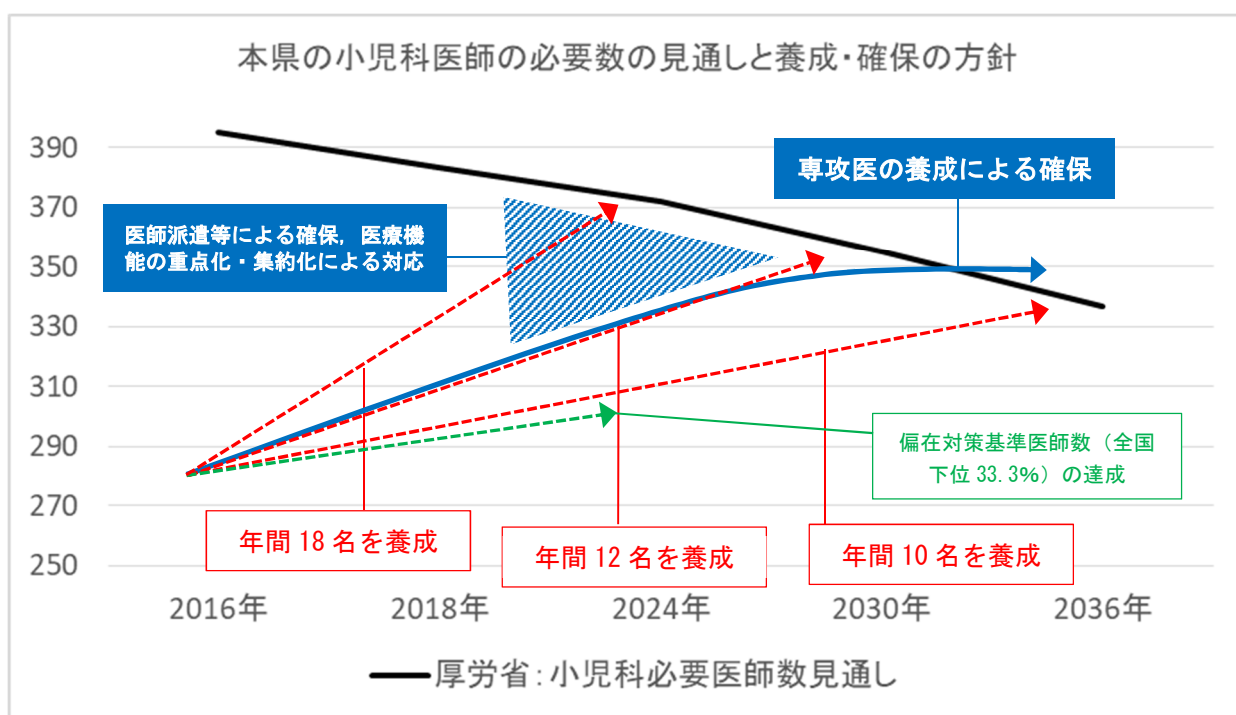
- 小児科医師が相対的に少なくない医療圏においても、その労働環境を鑑みれば小児科医師が不足している可能性があることを踏まえ、国において、相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域について、相対的医師少数都道府県・相対的医師少数区域以外の医療圏からの医師派遣のみにより小児科医師の地域偏在の解消を目指すことは適当ではないとされています。
- また、小児科においては、医療圏の見直し、医療圏を越えた連携、医療機関の再編統合を含む集約化等を行ってきたことから、相対的医師少数区域においては、外来医療と入院医療の機能分化・連携に留意しつつ、必要に応じて、医療圏の見直しや医療圏を越えた連携によって、産科・小児科医師の地域偏在の解消を図ることを検討することとされています。
- なお、医療圏の見直しや医療圏を越えた連携、医療機関の再編統合を含む集約化等によってもなお相対的医師少数であり、小児科の医師偏在が解消されない場合は、医師を増やす（確保する）ことによって医師の地域偏在の解消を図ることとされており、医師の派遣調整や専攻医の確保等の短期的な施策と小児科医の養成数の増加等の長期的な施策を組み合わせることで実施することとされています。

【国の小児科医師確保の方針と対策】

医師確保の方針	対 策
① 小児医療の提供体制等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療圏の統合を含む小児医療圏の見直し ○ 医療機関の再編統合を含む集約化・重点化や各医療機関における機能分化・連携、医師の働き方改革の推進 ○ 医療機関の集約化・重点化に伴う、医療機関までのアクセスに時間がかかる地域への支援
② 医師の派遣調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①に掲げる対策を行った上で、なお十分な医療提供がなされない場合には、小児科における医師の派遣調整を行う。 ○ 派遣調整に当たっては、地域医療対策協議会において、都道府県と大学、医師会等の連携を図ることとし、派遣先の医療機関の選定に当たっては、当該医療機関の医療圏の年少人口と見合った数の小児科医師数が確保されるように派遣を行う。 ○ 少人数による過酷な労働環境とならないよう、派遣先の医療機関を重点化するとともに、当該医療機関における医師の時間外労働の短縮のための対策を行う。
③ 小児科医師の勤務環境改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児科医師が研修や休暇を取ることができるよう、代診医の確保や女性医師にも対応した勤務環境改善、タスクシフト/シェアの促進のための支援を行う。
④ 小児科医師の養成数を増やすための施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専攻医の確保や離職防止を含む小児科医師の確保・保持のための施策を行う。特に、医学生に対する必要な情報提供や円滑な情報交換等を行うとともに、専攻医の確保に必要な情報提供、指導体制を含む環境整備等を行う。 ○ 小児科専攻医の研修において、新生児科（NICU）研修等を実施するなど、小児科医師の中でもその確保に特に留意が必要な新生児医療を担う医師の養成について、研修プログラムを作成する基幹施設等の関係者と協議する。 ○ 小児科医師におけるキャリア形成プログラムの充実化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で勤務する小児科医師が専門的な技術・知識を獲得し、適切な臨床経験を積むことができるよう、キャリア形成プログラムの充実化を行う。

2 本県の小児科の医師確保の方針

- 本県の小児科医師偏在指標は全国第 42 位と、相対的医師少数県に位置しています。そのため、本計画では、小児医療提供体制や、周産期医療体制における新生児への対応などの課題に対し、小児科医及び新生児科医の増加を基本的な方針とします。
 - しかしながら、小児医療は、少子高齢化が進む中において、急速な医療需要の変化が見込まれることから、医師の需給の観点から将来を見据えた上で、医師の確保を行っていく必要があります。
 - 特に、保健医療計画及び地域医療構想に基づき、小児医療体制における医療資源の集約化・重点化や各医療機関における機能分化・連携の方針や進展を踏まえ、効果的な小児科医師・新生児科医師の確保を行っていく必要があります。
- (1) 本県の将来の小児科の医療需要と必要医師数
- 国が 2019 年に試算した「都道府県別診療科ごとの将来必要な医師数の見通し」によると、本県の小児科医師について、2024 年、2030 年、2036 年のそれぞれの時点における必要医師数を達成するための今後の年間養成数はそれぞれ 18 人、12 人、10 人となっています。
 - あわせて、本県の専攻医募集プログラムにおける、2018 年から 2023 年の小児科の採用数は年平均 9.2 名であり、国が試算した必要養成数を下回っているものの、年少人口は試算時の想定を上回るスピードで減少しています。
- (2) 小児科医師の養成・確保の短期及び中・長期的な方針
- 本県では、将来の小児医療の需要の推計を踏まえて小児科専攻医の養成を図ることにより、中・長期的（2030 年、2036 年）な必要医師数の確保を図ります。
 - また、短期的な医療需要に対しては、三次保健医療圏及び小児医療圏の医療提供体制の確保の方針を踏まえ、医師の派遣調整や県外からの医師確保により、必要医師数の確保を図ります。



第3節 小児科の医師確保の施策

1 小児医療の提供体制の充実や見直し

- 茨城県保健医療計画により、小児医療体制の整備を図ります。
 - ・ 医療資源の集約化・重点化や連携体制の構築により、初期、二次、三次の小児救急医療体制、新生児集中治療体制の充実を図ります。
 - ・ 小児在宅医療・小児がん医療の体制整備、児童虐待への対応、発達障害児の支援、難病対策、予防接種対策、アレルギー疾患対策、重症心身障害児等への支援、災害を見据えた小児医療体制の確保を図ります。
- 茨城県地域医療構想により、医療機能の分化・連携を促進し、各地域医療構想区域の小児医療の機能維持及び体制整備を推進します。

2 医師の養成課程を通じた医師確保（再掲）

3 医師の派遣調整（再掲）

4 県外からの医師確保（再掲）

5 魅力ある環境づくり（再掲）

第7章 計画の推進体制と関係機関の役割

1 推進体制

(1) 茨城県医療審議会

- 医療審議会は、医療法第72条第1項において、都道府県における医療提供体制の確保に関する重要事項等を調査審議する場として都道府県が設置するものであり、法第30条の4第15項の規定により、医療計画の策定に当たっても、医療審議会の意見を聴くこととされています。
- 医師確保計画は、医療計画の一部として策定するものであることから、施策の進捗状況等を医療審議会に報告し、計画の評価を行います。

(2) 茨城県地域医療対策協議会

- 地域医療対策協議会は、医療法第30条の23の規定に基づき、医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場として都道府県が設置するものであり、各都道府県の医師確保計画に記載された医師確保対策を具体的に実施するに当たっての協議・調整を行います。
- 地域医療対策協議会の構成員は、都道府県から、地域医療対策協議会で協議が整った事項に基づき、医師確保対策の実施に協力を要請された際は、要請に応じることとされています。

■ 地域医療対策協議会の主な協議事項（地域医療対策協議会運営指針（平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知））

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項

(3) 地域医療構想調整会議

- 医師確保計画は、各都道府県が策定する地域医療構想との整合を図ることとしており、構想における医療機関の機能分化・連携の方針や施策等を踏まえ、地域の医療提供体制の向上に資する医師確保対策を実施する必要があります。
- このため、医師確保計画の推進に当たっては、個別の医療機関の医師確保等について、必要に応じて二次保健医療圏毎に設置する地域医療構想調整会議に協議を行います。

(4) 計画の効果の測定・評価

- 医師確保計画は、その実効性を高めるため、茨城県地域医療対策協議会において効果の測

定と評価について協議を行い、評価結果に基づき内容を見直します。

2 関係者の役割

(1) 県

- 県全体で良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の構築を目指し、医療機関や大学、市町村、関係団体との連携を図りながら、本計画に記載された医師確保の取組を推進します。
- 医師の養成確保のための抜本的な課題解決が図れるよう、国に対し、医師需給推計の検証や医科大学の新設を含めた医学部定員の増、将来の医療需要を踏まえた診療科ごとの定員や専門医養成定員の設定など、地域偏在や診療科偏在の解消につながる制度の見直しを構ずるよう要望していきます。
- 県立病院は、筑波大学をはじめとする医育機関との連携・協力を図りながら、臨床研修・専門研修プログラムの充実など教育・研修機能の強化に取り組むとともに、養成した医師の医師少数区域の中核病院等への派遣に努めます。

(2) 筑波大学

- 県内唯一の医育機関として、臨床研修・専門研修プログラムの充実など、魅力ある教育環境の整備を図り、将来、本県の基幹病院で活躍するための高度な専門性を有する医師の育成に努めるとともに、医師が不足する地域の医療機関で勤務する意欲を持った医師を育成するため、茨城県地域医療支援センターや県内医療機関と連携し、若手医師の卒前－卒後－生涯にわたるキャリア形成支援と研修体制の整備も含めた地域への計画的な医師派遣に努めます。
- 特に、地域医療再生に向けた国内初の先駆的な取組みである「筑波大学附属病院地域医療教育センター」と県立病院をはじめとする県内中核病院が医療教育ネットワークを構築し、県内全域の医師・看護師等の医療従事者のレベルアップと定着を目指します。

(3) 市町村・医療機関・医療関係団体等

- 医師の確保は、一義的には各医療機関がみずからの役割や機能、経営方針等を踏まえ、主体的に進めていくべきものであることから、各医療機関は教育研修体制や勤務環境の充実などにより、医師の確保に努めます。
- 本県の医師不足や地域医療に関する課題を共有し、各地域の病院や診療所の医療機能の分化や連携を促進することにより、切れ目のない効率的かつ質の高い医療の提供に努めます。
- 医師の働き方改革を踏まえた医療従事者の勤務環境改善に努めるとともに、臨床研修や専門研修のプログラムの整備や魅力向上を図り、本県の地域医療を担う医師の育成・確保とキャリアアップの支援に努めます。
- 救急医療や周産期医療、小児医療などの政策医療の拠点となる医療機関等において、地域の医療機関との相互協力体制を強化し、県内全域で適切な政策医療が提供される体制づくりに努めます。

(4) 県民

- 医師の働き方改革が求められるなか、限られた医療資源の有効活用と役割分担が図られ、県民誰もが安心して質の高い医療を受けることができるよう、本県の医師不足や地域医療の状況、さらには医師の勤務環境等への理解を深め、適切な医療機関の選択・受診に努めます。